

第七十七回 参議院内閣委員会 會議録 第三号

昭和五十一年五月十一日(火曜日) 午後一時七分開会

委員の異動

三月三十一日

野田 哲君

補欠選任

山崎 五郎君  
和野 静夫君

四月一日

山崎 五郎君

補欠選任

岡田 広君

四月六日

和野 静夫君

補欠選任

野田 哲君

五月十一日

中野 利次君

補欠選任

三治 重信君

出席者は左のとおり。

委員長 中山 太郎君  
理事 加藤 武徳君  
中野 利次君  
野田 哲君  
桑 豊君

委員

岡田 広君  
源田 実君  
寺本 広作君  
八木 一郎君  
山本茂一郎君  
吉田 実君  
上田 哲君  
片岡 勝治君  
矢田部 理君

國務大臣

國務大臣 (総理府総務長官)  
防衛庁長官

植木 光教君

人事院総裁

坂田 道太君

政府委員

人事院事務総局  
給与局長

藤井 貞夫君  
茨木 廣君

内閣官房内閣広  
報室長

中村 博君

総理府人事局長

関 忠雄君

総理府恩給局長

秋富 公正君

行政管理政務次  
官

菅野 弘夫君

行政管理庁長官  
官房審議官

近藤 鉄雄君

行政管理庁行政  
管理局長

川島 鉄男君

防衛庁経理局長

小田村四郎君

防衛施設庁総務  
部長

鈴木 博君

常任委員会専門  
員

互理 彰君

総理府恩給局恩  
給問題審議室長

首藤 俊彦君

本日開会に付した案件

○理事補欠選任の件

太田 淳夫君  
峯山 昭龍君  
岩間 正男君

○国の防衛に関する調査

○昭和五十一年度防衛庁関係予算に関する件  
○国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

○昭和五十一年度総理府本府予算に関する件  
(昭和五十一年度における行政機構及び定員の改正並びに行政運営の改善に対する行政管理庁の基本方針に関する件)

○恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中山太郎君) たいだいまから内閣委員会を開会いたします。

去る三月三十一日に行われました委員異動に伴い理事に一名の欠員を生じたので、この際、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰ぶ者あり〕

○委員長(中山太郎君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に野田哲君を指名いたします。

○委員長(中山太郎君) 次に、国の防衛に関する調査を議題といたします。

昭和五十一年度防衛庁関係予算について、防衛庁長官から説明を聴取いたします。坂田防衛庁長官。

○國務大臣(坂田道太君) 昭和五十一年度防衛庁予算について、その概要を御説明いたします。まず防衛本庁について申し上げます。

昭和五十一年度の防衛本庁の歳出予算額は、一兆三千七百七億三千七百円で、前年度の当初予算額に比べますと一千七百三十二億九千九百万円の増加となっております。

次に、継続費は、昭和五十一年度甲型警備艦建造費で四百二十七億八千五百万円、国庫債務負担行為は、武器購入、航空機購入、艦船建造、装備品等整備等で三千二百七十四億八千六百万円となっております。

また昭和五十一年度の自衛官の定数は二十六万七千五百三十四人で、前年度の予算定数に比べますと六百三十五人の増員となっております。

次に、防衛本庁の予算の内容について申し上げます。

昭和五十一年度予算においては、最近における経済財政事情を踏まえつつ、第四次防衛力整備五カ年計画の最終年度として防衛力の整備を進めることとしておりますが、特に重点を置いた事項は次のとおりであります。

第一に、平時における自衛隊業務の中心をなす教育訓練の重要性にかんがみ、油購入費装備品の維持修理費等の教育訓練関係の経費について優先的な配賦を払い、隊員の練度の維持向上を期しております。

第二に、引き続き隊員の処遇改善のための諸施策を強化することとし、このため曹士俸給算定方式の改善の平年度化を初めとして、人事諸施策の改善を図るとともに、営舎内における生活環境改善等の諸施策を推進することとしております。

第三に、防衛力を広く国民の基盤に立脚したものにすため、災害派遣、その他民生協力活動を積極的に実施し得るよう、救難航空機の調達、施設器材の整備等を行うこととしております。

第四に、陸上部隊装備、艦船、航空機等主要装備については、所要の充実整備を行うこととしております。

なお、第四次防衛力整備五カ年計画において整

備することとしていた装備について、その一部を取りやめ、当該計画の主要項目を変更いたしてお

ります。以下機関別に内容の主な点について申し上げます。

陸上自衛隊の歳出予算額は、六千五百六十六億五千三百万円、国庫債務負担行為は、五百二十一億三千九百万円となっております。

陸上部隊装備については、七四式戦車四十八両、七三式装甲車七両、六四式小銃六千五百丁等の購入を予定しております。

次に、航空機については、連絡偵察機一機、多用途ヘリコプター十機、輸送ヘリコプター二機、観測ヘリコプター十機、合わせて二十三機の購入を予定しております。

海上自衛隊の歳出予算額は、三千四百四十億五千九百万円、国庫債務負担行為は、九百八十一億七千四百九十万円、継続費は、四百二十七億八千九百万円です。

昭和五十一年度の自衛官の定数については、艦船、航空機の就役等に伴い二百九十四人を増員し、四万二千九百九十九人となります。

また、艦艇については、護衛艦五千二百トン型一隻、掃海艇四千四百トン型一隻、合わせて四隻、一万二千六百四十トンの建造を予定しております。

次に、航空機については、対潜哨戒機六機、対潜飛行艇二機、初級操縦練習機八機、対潜ヘリコプター六機、救難ヘリコプター一機、合わせて二十三機の購入を予定しております。

航空自衛隊の歳出予算額は、三千六百二十一億八千万円、国庫債務負担行為は、一千六百十七億五千八百万円となっております。

昭和五十一年度の自衛官の定数については、航空機の就役等に伴い三百四十一人を増員し、四万五千二百五十二人となります。

また、航空機については、要撃戦闘機十機、支援戦闘機八機、高等練習機十七機、初等練習機六

機、救難捜索機二機、飛行点検機一機、救難ヘリコプター二機、合わせて四十六機の購入を予定しております。

内部部局、統合幕僚会議及び附属機関の歳出予算額は四百二十八億五千三百万円、国庫債務負担行為は、百五十四億二千三百万円となっております。

すなわち、防衛医科大学校の経費、各種装備品の研究開発費、その他各機関の維持運営に必要な経費であります。

以上のうち、自衛官の定数増、補給艦五千トン型一隻、海洋観測艦二千トン型一隻、掃海艇四百四十トン型一隻の建造については、昭和四十七年十月九日に閣議決定された「文民統制強化のための措置について」に基づき、国防会議に諮り決定されたものであります。

続いて防衛施設庁について申し上げます。昭和五十一年度の防衛施設庁の歳出予算額は、一千四百五十五億一千九百万円で、前年度の当初予算額に比べますと百七十七億二千九百万円の増加となっております。

また、国庫債務負担行為は、提供施設移設整備で六十六億六千九百万円となっております。次に防衛施設庁の予算の内容について申し上げます。

昭和五十一年度予算の重点施策として、最近の基地をめぐる諸般の情勢にかんがみ、周辺住民の生活の安定及び福祉の向上並びに基地の安定的使用に資するため、防衛施設周辺地域の生活環境の整備等を一層拡充することとしたほか、駐留軍従業員の離職者対策及び福祉対策の充実並びに駐留軍施設の整理統合の計画的処理を図ることとし、所要の予算を計上いたしております。

以下各項目別に内容を申し上げます。調達労務管理事務費については、駐留軍従業員

の雇用関係の特殊性にかんがみ、特別給付金の支給額の引き上げ及び駐留軍要員健康保健組合に対する補助金の増額を含め、五十二億六千九百万円を計上しております。

施設運営等関連諸費については、一千五十五億九千九百万円となっております。

このうち、基地周辺対策事業については、基地問題の実態に有効に対処し得るよう特定防衛施設周辺整備調整交付金五十億円、住宅防音工事費三十五億七千万円及び緑地対策費七億一千万円を含め、六百四十二億六千九百万円を計上しております。

提供施設移設整備費については、駐留軍施設の整理統合の計画的処理を図るため、歳出予算に百五十五億八千九百万円を計上しているほか、国庫債務負担行為に六十六億六千九百万円を計上しております。

その他相互防衛援助協定交付金七千九百万円、一般行政事務に必要な防衛施設庁費百四十九億九千九百万円を計上しております。

以上申し述べました防衛本庁、防衛施設庁予算に国防会議予算を加えた昭和五十一年度防衛関係費は一兆五千二百二十三億五千九百万円となり、前年度に對して一千八百五十億二千九百万円、一三・九%の増加となります。

以上をもちまして、防衛本庁及び防衛施設庁の予算の概要説明を終わります。

○委員長(中山太郎君) 本件に関する本日の調査はこの程度といたします。

○委員長(中山太郎君) 次に、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。まず、昭和五十一年度総理府本府予算について、総理府総務長官から説明を聴取いたします。

植木総理府総務長官。昭和五十一年度総理府本府の歳出予算について、その概要を御説明いたします。

○国務大臣(植木光教君) 昭和五十一年度総理府本府の歳出予算額は、九千三百五十一億九千九百六十七万七千九百九十九円、これを前年度歳出予算額七千三百四十四億四千三百五十万五千円に比較いたしますと二千四百四十七億

五千四百八十一万二千九百九十九円の増額となっております。

以下、その主なるものについて申し上げます。広報及び世論調査に必要な経費九十三億一千四百五十六万四千円、褒賞品製造に必要な経費六億一千四百二十九万円、恩給の支給に必要な経費九千五百六十六億四千八百七十六万六千九百九十九円、統計調査に必要な経費二十六億三千七百二十三万三千円、青少年対策本部に必要な経費十九億三千六百八十八万二千円、北方対策本部に必要な経費三億二千三百三十九万四千円、日本学術会議に必要な経費五億七千四百五十二万九千九百九十九円等です。

次に、その概要を御説明いたします。広報及び世論調査に必要な経費は、広報、世論調査の実施等に必要な経費でありまして、前年度に比較して二十一億四千五百四十七万六千九百九十九円となっております。

褒賞品製造に必要な経費は、叙勲及び褒章の授与に必要な経費でありまして、従来から実施している定例未伝達に要した経費が減額となっており、前年度に比較して七千九百六十七万九千九百九十九円の減額となっております。

恩給の支給に必要な経費は、恩給法等に基づいて、文官、旧軍人、その遺族等に対して恩給を支給し、また国会議員互助年金法に基づいて、退職した国会議員及びその遺族に対して互助年金等を支給するための経費であります。昭和五十一年度においては、恩給年額の改定等の恩給改善措置を講じることとしており、前年度に比較して二千五百五十五億八千二百六十七万六千九百九十九円の増額となっております。

統計調査に必要な経費は、社会生活に関する統計調査及び各種経常統計調査に必要な経費でありまして、昭和五十一年度において実施の国勢調査等に要した経費が減額となっておりますので、前年度に比較して百四十三億八千九百三十三万六千九百九十九円となっております。

青少年対策本部に必要な経費は、青少年問題の研究調査、少年輔導のためのセンター運営費補

給費等であり、前年度に比較して七千三百四十四億四千三百五十万五千円に比較いたしますと二千四百四十七億五千四百八十一万二千九百九十九円の増額となっております。

助、青少年健全育成推進事業、青年の国際交流、青少年指導者の養成等事業、国民健康体力増強等のための経費でありまして、前年度に比較して二億五千二百七十二万八千円の増額となっております。

北方対策本部に必要な経費は、同本部の一般事務処理費及び北方領土問題対策協会に対する補助に必要な経費でありまして、前年度に比較して六千三百七十七万八千円の増額となっております。

日本学術会議に必要な経費は、科学に関する重要事項の審議、内外の研究連絡調査と国際共同事業の協力に関する業務の推進等のための経費でありまして、前年度に比較して六千八百二十二万三千円の増額となっております。

以上をもちまして、昭和五十一年度総理府本府の歳出予算の説明を終わります。

○委員長(中山太郎君) 次に、昭和五十一年度における行政機構及び定員の改正並びに行政運営の改善に関する行政管理局の基本方針について、行政管理局次官から説明を聴取いたします。近藤行政管理政務次官。

○政府委員(近藤鉄雄君) 本日は松澤行政管理庁長官が都合により出席できませんので、かわって政務次官の私から御説明を申し上げます。

第七十七回国会における内閣委員会の御審議に先立ち、行政組織及び行政運営の改善に関する諸問題につきまして、御説明を申し上げます。

現在、わが国は、不況を克服しつつ経済の安定成長と国民の福祉の充実を図らねばならないというきわめて困難な課題に直面しております。

このような情勢下におきましては、行政においても、従来の制度や慣行について抜本的な見直しを行い、安定成長時代にふさわしい簡素にして合理的な行政の確立を図るとともに国民の新たな要請にこたえていくことが緊要であります。

このような観点から、行政管理庁の業務について申し上げますと、第一に、行政機構の簡素合理化と厳正な定員管理を推進するとともに、行政事

務の合理化を図る必要があります。まず、昭和五十一年度の行政機構及び定員の審査に当たりましては、このような方針のもとに機構の新設及び定員の増加は厳にこれを抑制することとしたしました。

すなわち、行政機構等につきましては、訟務行政の円滑な運営を図るため、例外的な措置として法務省訟務局の設置を認めましたが、その他の部局や特殊法人の新設は一切これを認めないこととしたしました。

また、定員につきましては、既定の計画により定員削減を行うとともに、新しい行政需要についても極力振りかえりによって対処し新規増員を厳に抑制する方針のもとに審査いたしました結果、一千五百十六人の削減を見た次第であります。

これら行政機構等の改正につきましては、今国会で関係法律案の御審議を仰ぐことといたしております。

次に、行政事務の整理合理化を図るため、去る二月十八日、行政監理委員会に対して、行政事務の整理合理化の方策について諮問し、国と地方とを通ずる行政事務の整理合理化及び行政事務における民間能力の活用等の方策の検討審議をお願いいたしました。

今後、同委員会の審議に積極的に協力するとともに、答申される事項については、その実現を推進してまいります。

第二に、監察業務につきましては、昭和五十年におきましては、厳しい財政事情のもとにおける行政の簡素合理化と国費の効率的な使用を図る見地から、特殊法人に関する調査等を実施するとともに、生活保護、労働者災害補償保険事業等国民生活に密接に関連する重要施策に係る監察を実施いたしました。

特殊法人につきましては、調査結果に基づき、昭和五十年十二月三十一日、十八に及ぶ特殊法人の整理合理化についての諮問了解が行われ、その推進が図られることになっております。

昭和五十一年度においては、行政改革を進める

ため、行政監理委員会に諮問している事項に係る特別調査等を実施するとともに、生活環境の整備、消費者の保護等国民生活に関連する重要施策に係る監察を実施することとしております。

また、各地域で発生しております行政上の問題及び一般住民の行政相談事案につきましては、当庁の全国組織を十分に活用して、国民の立場に立って積極的にその改善、解決に努めてまいります。

以上、所管行政について御説明いたしました。今後におきましても行政組織及び行政運営の改善につきましては行政監理委員会の意見等を尊重し、また民意の反映にも十分留意して、これを強力に推進し、国民の信頼にこたえ得る行政の実現を目指して最善の努力を傾けてまいります。

委員各位におかれましても、一層の御理解と御支援をいただきますようお願いいたします。

○委員長(中山太郎君) 本件に関する本日の調査はこの程度といたします。

○委員長(中山太郎君) 次に、恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。植木総理府総務長官。

○国務大臣(植木光教君) たいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案による措置の第一点は、恩給年額の増額であります。

これは、昭和五十年における公務員給与の改善傾向の分析結果に基づき、従来の平均改善率による一律増額方式にかえて、上位号俸の約七%から下位号俸の一・五%に至る上薄下厚的な増額を行うこととするものであります。なお、傷病恩給の基本額及び公務関係扶助料の最低保障額については、一一・五%引き上げることとしておりま

す。

その二点は、普通恩給等の最低保障の改善であります。

これは、長期在職の老齢者の普通恩給の最低保障額を四十二万円から五十五万円に引き上げる等、普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を大幅に引き上げようとするものであります。

その三点は、扶助料の改善であります。

これは、妻に給する普通扶助料については、その者の年齢または有する子の数に応じ、また、公務関係扶助料については、扶養遺族の数に応じ、その年額に二万四千円、三万六千円または六万円を加算する制度を新設しようとするものであります。この措置によりまして、公務扶助料については最低六十万円が給されることになっております。

その第四点は、扶養加給額の引き上げであります。

これは、傷病恩給及び公務関係扶助料に係る扶養加給額を、現職公務員の扶養手当相当額に引き上げようとするものであります。

その第五点は、長期在職の老齢者等の恩給の算出率の特例であります。

これは、七十歳以上八十歳未満の者並びに七十歳未満の妻子及び傷病者に給する普通恩給または扶助料の年額を計算する場合には、普通恩給の最短資格年限を超える実在職年の年数が五年に達するまでの一年につき、さらに基礎俸給の三分の一に相当する額を普通恩給の年額に加えることにより、その処遇の改善を図ろうとするものであります。

その第六点は、六十歳以上の旧軍人等の加算減算率の緩和であります。

これは、六十歳以上六十五歳未満の者に給する加算による普通恩給または普通扶助料の年額を計算する場合には、減算率を百五十分の二・五から百五十分の二に緩和しようとするものであります。

その第七点は、普通恩給と併給される傷病年金

の減額の緩和であります。

これは、普通恩給と併給される傷病年金及び第二款症以下の特例傷病恩給の減額率一五%を一〇%に緩和するとともに、普通恩給と併給される第七項症の増加恩給及び第一款症の特例傷病恩給の年額について、所要の調整を図ろうとするものであります。

その第八点は、扶助料を支給されていない傷病年金等の受給者の遺族に対する年金の支給であります。

これは、傷病年金または特別項症から第一款症までの特例傷病恩給を受ける者が、当該恩給の給与事由である傷病以外の傷病により昭和二十九年四月一日以降に死亡した場合において、その者の遺族に扶助料等が支給されないときは、これに対し十万円を年金を支給しようとするものであります。

以上のほか、昭和十六年十二月八日前の傷病者に対する傷病年金の支給条件の緩和、女子公務員の夫に対する扶助料の支給条件の緩和、旧満州農産物検査所の職員期間の通算等所要の改善を行うこととしております。

なお、以上の措置は、実施時期を昨年より一月繰り上げて、昭和五十一年七月から実施することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(中山太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○野田哲君 恩給の改正の審議に当たりまして、まず私は恩給の改正の前提となる公務員給与の取り扱いについて、政府の関係者に見解を承りたいと思ひます。

いし四%台、こういう報道がなされております。

本文を読みますと、「政府筋が七日明らかにしたところによると」という形でこの記事が報道がなされておるわけでありまして、政府筋が七日明らかにしたところによるととしの人事院のペーパー報告の見通しは三%ないし四%台だと、こういうふうな報道されているわけでありまして、総裁はまだ見えていないですから給与局長に承りますけれども、人事院では、もうこの程度の三%ないし四%台という数字をでっち上げているんですか、この点はいかがですか。

○政府委員(茨木廣君) 八日の日経の新聞の記事の問題でございますが、私どもも実はこれを見ましてびっくりいたしましたので、一体どこがこんなことを出したんだということをお聞き合わせたいわけでございますけれども、どうもはっきりしない。もちろん私もいたしましては、いませつかく民調を開始したばかりでございますので、このような数字がいまの段階でできるはずもないわけでございますので、全くこれは私どもの関係しない問題でございます。

で、恐らくは、よくわかりませんが、その前の新聞、連休の四日のごさいましたか、各社いろいろの推定のもので出ました経緯がございます。これは例年やります民調の調査に連休明けから入りますので、その民調の調査期間、それから大体のスケジュールと申しますか、そういうものを記者団の方に発表いたしました。恐らくそれらいろいろつきまぜてお書きになったのではなからうかと推定はしておるんでございますけれども、何せ「政府筋」と、こうございますものから、どうも、確かめたわけですがわからな

い、そういうことでございます。

○野田哲君 そういたしますと、総務長官、この「政府筋」といふのは、考え方いたしましたは総理府があるは大蔵省か、それしか考えられないのですが、総理府の方ではこの点は、政府筋といふのはどうなんですか、あなたの方ですか。

○国務大臣(植木光教君) 人事院は六日から民間

の給与の調査に入られているわけでございます。

で、私どもがこの問題について何ら発言をした事実はございません。したがって、一切総理府といたしましては関知しないところでござい

ます。

○野田哲君 その前に、四月の下旬であったと思うのですけれども、これは私は地方で読んだわけでありまして、共同通信から出たやほり同じような内容の記事でありますけれども、それによりまして、大蔵省はことしの公務員の給与の改定について、当初予算の範囲内でおさめるといふことで政府・与党と協議を始めた。つまり五%以下で改定を行う、こういうことで協議を始めた。こういうことが四月の下旬に共同通信の系列の新聞で全国一斉に報道されているわけですが、総理府としては大蔵省からそういう協議を受けましたか。

○国務大臣(植木光教君) 全然ございません。

○野田哲君 人事局長に伺いますけれども、四月二十二日、かなり深夜でありますけれども、あなた公務員関係の団体——組合と、ことしの公務員給与その他労働条件について、交渉といひますか、相談をされたことがありますか。

○政府委員(秋富公正君) 二十一日の午後から、ただいま御指摘のように二十二日にかけて、明け方にかけて話し合いました。

○野田哲君 そのときに全官公という組織と交渉されましたか。

○政府委員(秋富公正君) いたしました。

○野田哲君 二十二日の午前零時三十分ごろ、全官公の組合の代表と会われたのはどなたと申すか。

○政府委員(秋富公正君) 全官公は、公務員共闘の皆様としか零時五十分ごろからお会いいたしました。その後にお会いいたしました。

○野田哲君 相手はどなたですか。

○政府委員(秋富公正君) 全官公の首原議長以下でございます。

○野田哲君 この全官公の組織で出しておる、具体的には、これは建設省職員組合北陸地方本部あるいは建設省職員組合中部地方本部、こういうところから出されている組合員あての情報の資料、これを見ますと、このときに、定期昇給を除いて八千円以上を示唆した、こういうふうになっておるわけですが、そういう具体的な数字をもつてあなたは全官公の代表と応待をされましたか。

○政府委員(秋富公正君) そういう具体的な数字は一切申しておりません。

○野田哲君 この組合員あての情報によりますと、二十二日の午前零時三十分より総理府の方と交渉、そうして政府回答平均八千円以上のものを引き出した、こうなっております。これは一体どこから出たんですか。あなた会われたわけでしょう。数字を示されたんじゃないんですか。

○政府委員(秋富公正君) ただいま申しましたように、八千という数字どころか、数字は一切申しておりません。

○野田哲君 そうすると、何%というふうな率で、その道の者が計算をすれば八千円になるような率、これを示したというふうなことはないんですか。

○政府委員(秋富公正君) 公務員共闘の皆様とお会いしたと全く同じことでございます。そういうパーセンテージとか金額というふうなものはないです。

○野田哲君 そうすると、これらの組織で出されているこの情報というのは、総理府は全く、金額も、その金額が推定をされるような引き上げ率についても何ら関知をしていない、こういうふうなその場面のやりとりとしては理解をしていいわけですか。

○政府委員(秋富公正君) 組合の皆様が、民間あるいは三公五現と同程度の額を期待されるという

気持ちは理解できるということは申しましたが、それ以外のパーセンテージとか、数字いうものは申しません。

○野田哲君 そういたしますと、率とか金額、一切関知をしていない、こういうことなんです。

そこで、人事院の総裁がお見えになったわけですから、一応、総理府としても、あるいは先ほど人事院の給与局長も、三%とか四%とか、あるいは昔聞いろいろ数字が出ておるが全く関知をしていない、こういうふうなこの場では答えられるわけなんですけれども、各紙、新聞がいろいろ報道し、あるいはそのような情報が流れる。どうも私は、四月の二十二日でことしの春闘は山を越したと言われております。そこで一つの目安になる公労協、それから私鉄あるいは鉄鋼関係あるいは金属関係が決まっていたその段階で、否定はされておるけれども、実際は人事院と、大蔵省なり総理府の方と具体的なことしの公務員の給与の上げ幅について協議がなされたのではないかと、こういうふうに思えてならないんですが、人事院総裁は、そのようなことは一切ないというふうに、この段階で、なければいけないということで明確にしております。

○政府委員(藤井貞夫君) そのような事実は全くございません。また、あるべきことでもないと思っております。

○野田哲君 大蔵省はきょうは見えていないですね。では改めてこの点を大蔵省に次の機会に伺いたいと思うんですけれども、どうも最近のそういう報道等を通じて感じられることは、大蔵省の方でことしの公務員の給与の問題について率制球を投じているのではないだろうか、総理府なりあるいは人事院に対して率制球を投じているんじゃないか、こういうふうな感じがしてならないわけなんです。また、これは大蔵省にしても総理府にしても、率の問題に触れる段階になっていないということ、これは総理府の方はいま言われたわけですが、こ

れは率制球ということになれば、大蔵省はまだセツトポジションについていないのですから、セツトポジションにつかないで率制球を投げれば明らかにボークですよ、これは。こういうような率制に對して、ボークに對して、まさか人事院の総裁なり給与局長、影響をされるということはありませんか、その点はいかがですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 従来もそうでございますが、いまのように、そういうような、いわば率制球といいますが、そういう言葉が適当であるかどうかは存じませんが、そういうことには一切影響を受けません。

○野田哲君 そういたしますと、人事院として、従来やってきた一つの長い間の公務員給与を取り扱うについての方式とか、いままでのルールといいますが、やり方、方式、これをことしの場合にも従来どおりの形でやっていく、こういうことで理解していいわけですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 従来の積み重ねによるルールというものがござります。このルールをことしの場合も従前どおり踏襲してまいりたい、かように考えます。

○野田哲君 わかりました。それで、人事院に對して次の問題、やはり給与問題で伺いたいと思っておりますが、去る三月に教職員給与に對して、いま教育職員の間で大きな問題になっておる主任制度、四十県ぐらいで発令をされたというふうな報道もされておるわけですが、この主任に對する手当は去る三月の勧告には含まれていないので、そこでこの主任については、発令はされておっても給与はつかない、手当はつかない、こういうふうな理解をしていいわけですか。

○政府委員(茨木廣君) これは、勧告と同時に出席しております勧告の説明の中で、主任等について特殊勤務手当の形でもって措置をすることを考えておるといふことを述べております部分がございます。

ます。そのように予算の範囲内でそういう措置を講ずるといふ考え方をいたしておるわけでございます。

○野田哲君 特殊勤務手当で措置するその金額、方法等はどのような内容になっておるのですか。

○政府委員(茨木廣君) いまの特殊勤務手当の規則がござりますので、この中に一つの種類をつくりまして、一種の連絡指導手当というふうなものを一項目設けましてつけていく。それらにつきましては、大体、一日二百円見当というふうな考え方でござります。で、対象範囲というものにつきまして、もう少し先にいきまして段階で、規則あるいはそれに基きます事務総長連達で範囲を明らかにしていくというふうな考え方でござります。

○野田哲君 一日二百円見当というふうな説明があったわけですが、これは、私はその説明の仕方が少しこじつけなんじゃないかと思う。主任というのは、年間あるいは一学期なら一学期を通してこれは発令されるものでしょう。一学期なら一学期、少なくとも一年間なら一年間、こういう形で発令されるものでしょう。それを日額で説明されるのはどういうわけですか。当然私は額えられるのは、月額幾らというふうなあなたの方では考えておられると思うのですが、この点はどうですか。

○政府委員(茨木廣君) これは特殊勤務手当でござりますので、勤務に對する手当というわけには相なりません。そこで、現在ありますものでは日額ないしは時間というふうな単位で決められておるものが全部でござります。また月額という形の特務勤務手当というふうなものは取り扱っておりません。そこで、やはり学校に出てきて勤務しております日、普通の日を日額二百円というところで、二十五日間、普通の月でござりますれば大体五千円程度になると思っておりますが、そういうことで、おおむね五千円程度予定しているというふうな説明文の中には書いてござりますが、ですから、たとえば夏の場合等勤務しない日が現実に出てきたという

ことになりまして、その日は支給の対象にならないというふうなことに相なってくるものというふうに考えております。

○野田哲君 これは茨木給与局長ね、あなた少しこじつけじゃないんですか。給与法の中の特殊勤務手当というのを言われたわけですが、確かにこの給与法十三条の特務勤務手当、人事院規則でいま該当の職種が四十六種類定められておりますけれども、この特殊勤務手当というのは、あなたの方が専門家なんですけれども、これは常識的に言われておるのは、法律にも書いてありますけれども、その職務について危険を伴うとか、あるいは非常な不快感を覚えるとか、あるいは不健康な状態で職務に携わる。そういう危険な状態や不快な状態あるいは不健康な状態というものが、臨時的にあるいは断続的に発生するというのが、職務について手当を支給するというのが給与法十三条の特務勤務手当、こういうことではないかと、したがって、そういう職務についてたときにその都度支給をするというところで、四十六種類ある特殊勤務手当については時間単位あるいは一日単位、こういうふうな定めであるわけじゃないか。あなたの説明によると、主任手当というのは日額で二百円見当ということになりますと、あれですか、主任という発令を受けても、それが主任である日と主任でない日とある、こういうことなんですか、少しこれは説明がこじつけなんじゃないですか。

○政府委員(茨木廣君) この法律の中には、いま先生がお挙げになりました理由のほかに、もう一つのグループとして困難な勤務というのがございます。「困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で」というふうな最後のところに書いてござりますが、私もさういってしまえば、今回の主任の職務というものを、同じ教員という中で同僚の先輩的な立場をいろいろ連絡指導をされるというふうなことでござりますので、その困難性の著しいものについて措置をしていくということがこの制度の対象に入ってくる部分であろうというふうに考えて、そういうふうなことで取り組んでおるわ

でございます。

で、もちろん主任というものについておられますという、主任の立場でいろいろ日夜考えておるといふ意味で、いま先生がおっしゃったような意味の職務としてではないかと思ふ感じが、見方も考へられないわけではないと思ふ感じが、そういうことではないかと思ふ感じが、一応学校に出て勤務をします場合について、そういうような意味の主任としての仕事について実際仕事を、あるいは指導連絡をし、あるいはいろいろ準備なりで考へていらつしやるというふうな考へていく。でございますから、これが自宅におられる場合等については、やはり主任のポストについておられます。その日は主任としての勤務に服したものと考へない、こういう考へ方でございます。

○野田哲君 そうするとあれですか、これははつきり聞いておきますけれども、月によって、五千円の月もあるし四千五百円の月もあるし、あるいは三千円の月もある。月によってまちまちだということなんでしょうか、主任手当というのは、そうなんです、はつきりしてください。

○政府委員(次木廣君) 人によって、月によって、やはりそういうまちまちな現象が生ずるだらうというふうな考へておられます。

○野田哲君 そうすると、

〔委員長退席、理事中村太郎君着席〕  
その発令された主任について、きょうは一日主任の職務をやったとか、きょうは主任の職務をやらなかったとか、これはどういう基準でそれが判定するのですか。そんなことはあり得ないでしょう。

○政府委員(次木廣君) 先ほどもちよつと触れましたように、先生もそういうお気持ちでおっしゃっておられるらうと思ひますけれども、現実主任の仕事、目にあられた形でやる場合と、いろいろ準備その他のことで考へておられる、あるいは研究しておられる場合とあるらうと思ひます。そこで、それはやはり学校に出て勤務に服された日はその事務に従事したものと考へていく。

それ以外の日はやはりそれに従事しなかったというふうな考へていくというふうな、やはりある程度形式的に処理しやすい線を引いた上でしないという、それはいかぬだらうというふうな考へておられます。

○野田哲君 これはどうしても次木局長、あなたの説明で納得できませんよ、これは。

〔理事中村太郎君退席、委員長着席〕  
主任というものは学期の初めとか年度の初めに発令されるわけでしょう。発令されるんでしょ。学校の中では、主任というポストという地位というか、職務、年間を通して、あるいは学期を通して発令される。それが手当てについては日額で主任の業務をやったときにつけられるんだ。これは手当てと発令の形式とが全く一致しないんじゃないですか、どうなんですか、その点は。特殊勤務手当の定めであるこの人事院規則、これは四十六種類ありますね。見ると皆はつきりしているんでしょ、これは。特殊勤務手当を出すべき状態というのは、高所作業手当というのは非常に高いところ作業したとか、あるいは深所作業手当、これは深い地下で作業したとか、坑内作業手当とか爆発物取扱手当とか用地交渉手当とか、全部はつきりしているんでしょ。そういう場所、あるいはそういう職務に従事した時間に対して払われる。だから時間単位あるいは一日単位、こういうことになっておるんでしょ。主任というのは毎日毎日発令されるものではないでしょ。初めから主任というのはいずれもそれと違う。一つの学校によって決まっているわけでしょう。決まるわけでしょう。そういう制度をつくらうとしておられるわけでしょう。それに対して、手当は毎日日額なんだ。これは、制度と、あなたの方でいま説明された手当の支給の形態と全くロジックが合わないんじゃないですか。これはどうなんですか。

○政府委員(次木廣君) 数は二十二の二というものが一つありますので四十七でございますけれども、その中には、たとえば教員関係で言いますと、教員特殊業務手当、教育実習等指導手当、それ

からもう一つ多学年級担当手当というふうなものがございまして。大体これが皆困難性を理由とするような職務内容ということに入ってきたんだと思ひますけれども、そういうものがございまして、それらにつきましても、やはり実際学校で教えた日にはついていくということでございます。まして、学校に出ていない日はつかないというたてまえでやっておられるわけでございます。特勤でございますので、やはりそういうふうな考へ方をしておられるわけでございます。この辺は月額の特勤という形をとるものを始めればこれはまた別でございます。調整額なり何なりで扱うべき性格のものというふうな議論もいろいろ吟味してみなければいかぬ問題がございまして。現在の主任というふうなものについては、一応一般的に各先生方がいろいろな業務を分担され、さらにいろいろな係の主任というふうな意味の主任にもつくというふうなことである。いろいろ業務を分担していらつしやる。

その中でも特に勤務の困難性の著しいものということで、いま省令化されましたものの中から主任手当をつけていくものがはつきりしていき、こういうスタイルでございまして、現段階といたしましては、やはり学校に出て勤務につきました日の合計額を出して月給の恐らく支払い日に精算をしていくという姿をとっていくことになるわけですが、そういうふうなことを得ない。ですから、一応発令されました主任が、今度は具体的に勤務についた日を対象に特殊勤務手当をつけていく、こういうふうな考へ方をとるわけでございます。

○野田哲君 二十二がもう一つあるから四十七種類ですか。確かに説明になったように、教員の場合同様に教員特殊業務手当、教育実習等指導手当、多学年級担当手当等、教員の場合にもあります。これはやはり勤務がはつきりしておられるわけですよ、この場合には、対象になる勤務というものは非常にはつきりしているわけですよ。ところが主任

任というのは、これは主任としてどういう業務につく場合が主任だということではないわけでしょう。地位でしよう、これは一つの管理職としての。管理職的な性格の一つの地位でしよう。だから、それを給与法十三条の特殊勤務手当にこじつけておられるところに、あなたの方の説明のどう考へても無理がありますよ、これは。これは校長、教頭に対して手当がついている、一般の公務員であれば管理職手当がある、そういう性格に類するものでしょう。ですから、これは給与法十三条のそこに無理やりこじつけた特殊勤務手当ではなくて、新たに必要であるとするならば給与法を改正してやるべきことだ、改正のために必要な勸告を行つて、給与法の改正を必要とする事項じゃないですか、総裁はどう思ひますか、これを。無理です、これは大体。

○政府委員(藤井貞夫君) いろいろの御議論があることは私たちが承知をしております、それなりに慎重な検討を加えて結論を出したつもりでございます。

この主任に対して何らかの給与的な改善措置を講じてくれということ、先生もお詳しくいように昨今急に出てきた問題ではございません。かなり前から何らかの処遇というふうな話は出ておりましたように私も聞いております。また、去年の三月に、人確法に基づく第二次、第三次の改善をいたしますことについて、文部大臣から私あてに、次にはこういう点をひとつ考へてくれなさいかと、所管大臣としての要望が出てきております。その中で、主任についても所要のひつと改善措置を講じてもらいたい、それはわれわれも言っております。また、当時の状況では、主任といつても制度がはつきりしておられない、地方によつても違うし学校によつてもまちまちであるというふうなこともございましたので、やはり制度的に確立してもらうために規定の整備を必要とするのではないかと、これに即応いたしまして、文部省とい

たしましては昨年の暮れに規則の制定をやられ、

また本年に入りまして国立学校の規則の改正をいたしまして主任というものの規定を整備して、その職務内容を明確に打ち出すということにされたわけでございます。そういうことを踏まえまして、私たちがいたしましたも慎重にいろいろ検討をいたしました結果、これについて今度の第三次勧告の内容の一つとして措置を講ずることが適当であろうという結論を出したわけでございます。

そこで、この処遇をやりやすめるための方策をいたしましては、局長からも累次申し上げておりますようにいろいろな方法がございます。一つは、いま野田委員も言われましたように、あるいは管理職手当というようにこのやり方というものはあり得るのであります。しかしこの点は、そもそも主任というものの職務あるいはその地位というものが管理職じゃないんだと、そうじゃなくって、要するに連絡調整、指導助言なんだということに位置づけられたという事実がございます。したがってこれは特別調整額で措置をするわけにはまいらない。そういたしますと、その次に俸給に匹敵をいたします俸給の調整額でやっていくというのも一つの技術的な方法としては考えられます。しかし、この俸給の調整額というのは、これは本俸自体と同じような措置、取り扱いをせられるものでございますが、しかしこの主任というのは、本来教員として教壇に立つて生徒児童を教えなくていくという本来的な職務を持ちながら、要するにそれに並行して校務分掌の形として付加された職務の特殊性ということでございます。また、文部省の指導方針といたしまして、この主任というものはなるべくは固定的になるのじゃなくって、その能力を持った適任者があるならば広くこれを及ぼしていくということが適当ではないかというようにおっしゃいます。そういうことを言っておられます。そういうことと、俸給の調整額で措置することはむしろこれは適当でない。その次に、先生もいまおっしゃいましたように、これについては、これは特別のそういう給与体系の一つとして法律でもってやるよ

うに勧告をすべきであったのではないかというように御議論も、御議論としてはあり得ると思うんであります。しかし、私たちがいたしました場合には、この問題は給与制度全体として見ました場合には、私もそうでありますが、なるべく給与の体系その他というものは、緻密で時勢の変化に適應して、即応していかなきやならぬ面もあるけれども、一面あんまり複雑になることもどうかと思うんであります。また別の意味では、簡明であり単純明快であるという要素もこれは無視ができない点でございます。そういたしますと、この主任については、何といっても一般職の職員の給与の体系の中で位置づけられる地位というのが教育公務員という特殊のものであり、しかもこれは高等学校以下ということで限られてまいりますし、またその対象自体も、全部が全部この範囲に当たるものでもないというように体系をつくることもいかにかというふうに感じたわけでございます。といたしますれば、後に、処遇を何らかの形でやるとすれば、現行の体系のものは特殊勤務手当しかなない。しかもその特殊勤務手当には、いまも御指摘もございましたが、要するに困難グループというグループがございますので、その職務の内容として困難であるということになればここにいくことが最も適切であり、またなじむものではないかということからこういう措置を講じたこととでございますので、その点ひとつ御了解を賜りたいと思っております。

○野田哲君 これはまた次に機会がありますから、これはそういう説明、一生懸命されましたけれども納得できないので、改めてやりたいと思っております。率直に言って私がこれに疑惑を持っているのは、あるところから政治的な圧力がかかって、勧告の中に入れてこれを法律改正を必要とするような形で主任手当を出す場合には、後でまた国会でいろいろ議論があるというところで、国会での審議を避けようという形で無理やりここに給与法十三条にこじつけたんじゃないか、私はこういうふう

うな疑惑を持っています。いざまた機会を改めてただしてまいりたいと思っております。そこで、藤井総裁に伺いますけれども、ことしの、先ほど来議論いたしました公務員給与についての人事院の勧告は大体いつごろを予定されておられますか。

○政府委員(藤井貞夫君) 先刻私が参ります前に話が出ておったかもしれないんですが、その話が出ておりましたら繰り返すことになることは御勘弁を賜りたいと思っております。

大体例年どおりの順序で進んでおりまして、調査は今月の六日から始めております。大体いまの目途としては来月の十六日あたりまでかかって詳しい調査をしてまいるつもりでございます。この集計を終わりますためには、事務的また技術的の大変な困難が伴うことは御承知のとおりでございます。進めまされども、これについてもできるだけ馬力をかけて勉強して早目にやるように作業は進めまされども、例年の状況というところもございまして、調査の対象を簡略化するというわけにもまいりません。従来のはやはり正確なことで、悉皆調査と同じような形のものを出したいというふうなこともございまして、同じ大体のスケジュールでやっておりますために、結果的に申せば、いまのところではつきり申し上げられませんが、大体やはり八月に入ってからになる。去年の例を大體頭にわれわれとしては描きながら、故意にそこにくっつけるというのじゃなくって、速やかにやれるべき点はやって馬力をかけていく。しかし、全体として見れば、例年の大體テンポというところでお考えをいただいで結構であろうかと思っております。

○野田哲君 例年の例ということで、八月にというおよその見当をいま言われたんですが、例年の例と言われても、一昨年は佐藤人事院総裁が病を押して七月の二十三日にやられているわけですね。結局あの当時の背景としては、そのころに臨時国会が、参議院選挙の行われた後でその国会がある。そこで、できることならばそれに間に合わせたいということで七月にやられましたね、二十三日ですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 二十六日です。

○野田哲君 二十六日にやられたわけですか。こういうこともあるわけですから、例年の例と言われてもそういう例もあるわけでありまして、早目にやるということでは人事院の給与局の方は大変御苦勞なされると思うのですけれども、やはりできるだけ早いことにしたことはない。七月にはなりませんか、これは。

○政府委員(茂木廣君) 一昨年の場合には調査期間そのものを六月の八日で打ち切つてございまして。ことしは六月の十六日というふうに予定して調査を始めるようにしておるわけでございまして、そこで、それだけでも八月八日間違いますが、七月の二十六日に八を加えまして八月にもうすでに入つてしまふのでございまして、なかなか一昨年のペースでやるということとは、その調査期間から推し進めるとも無意味なことだろうというふうな考えられます。で、なかなか、こちらの方の問題だけではなくて、やはりその間には大変数多い各方面の陳情を受けましたり、あるいは折衝がございましたりというふうなことが、職員団体関係の間でも、あるいは任命権者側からのいろいろ要望もございまして、そういう場面も織り込んでそういう作業が進んでまいりますものから、そういう意味のやはり熟成期間と申しますか、そういうものを置きながらこの調査を進めていくわけでございまして、そういうふうなことをいろいろ考えてみますと、一昨年とは別の普通の年の期間を短縮していくということは、無理がなくてかつ短縮していくことは大変むずかしい状況じゃなからうかというふうな考えをお持ちですが、できるだけ一生懸命やりたいと思っております。

○野田哲君 総務長官が退屈そうですから総務長官にお聞きします。

公務員の給与が、四月から引き上げられるべきものが、実際公務員諸君の手に渡るのはいつとも早

くて十一月、例年十一月か十二月ということで非常におくれている。この問題の議論、これは何回もこの委員会の場でもやられてきたところであり、そこで昨年、一昨年と、こういう非常におくれているというやり方について改善措置を図るべきだということについて附帯決議も二回にわたって行って、総務長官もそのことについては検討を約されているわけですが、具体的に、総務長官としていまの段階で成案があれば考え方を示してもらいたいと思います。

○国務大臣(植木光教君) 早期支給の問題につきましては、もう一昨年来の懸案でございまして、それまでももちろん受給者からいたしましたならば一刻も早くということであつたわけではございませぬが、早期処理を図ってまいりましたのは、前国会におきましても申し上げましたけれども、いろんな制度を考えたわけではございませぬ、これはただ単に総務府内で考えたわけではございませぬ、学識経験者にお集まりをいたしましてやりましたわけではございませぬ、方法といたしまして、予備勧告をまずやってもいい、それから本勧告がある。その予備勧告の段階でその予備勧告額を支給をして、そして本勧告があつたらばそれにさらに対処する、こういう案と、それから、予算編成前に勧告をしてもいい、そういう案と、そのまゝ支給されるということになりますから、そのまゝ支給されることについては国会の御審議をいただきますんで政令に委任をするという案がございませぬ。

これらをもっと検討をしてきたわけではございませぬけれども、民間給与がどういふふうになるかというところがわからない状況の中で予備勧告制度を設けるというのではいかかかならぬであろうか。やはり国民の理解を得なければならぬわけではございませぬから、この点について問題がある。それから予算編成前の勧告につきましても同じような考え方が出てくるわけではございませぬ。それから、政令に委任をいたしますと、これはもう国会で御審

議をいただくということがなくして、ただ政府が勧告を受けて、極端な言葉を使いますならば恣意的にその政令を公布する、こういうふうなことがうになるというのはいささか問題である。したがって、私も私どももいたしましては、もう現行の制度のものでできるだけ国会において早期に御審議をいただいて、そしてその結論を待つという以外には方法はいまのところ考えられないということになつたわけではございませぬ。そしてまた、現在もそのような状況でございませぬ。今後ともいろいろ検討をしてまいりたいと存じますけれども、私どももいたしまして、いま申し上げたような状況でございませぬので、なかなか早期支給というもののための制度の改革ということは困難であるというが現況でございませぬ。

いずれにいたしまして、受給者の立場からいたしましたら、公務員の立場からいたしましてならば早期に支払いを受けたというものは当然の要請でございませぬ。ちよとどその勧告が行われている際に国会が召集されておりましたならば直ちにできるわけではございませぬ。もし、国会が召集されているに休会の際には一体どうすればよろしいか、それだけのための国会の召集をやるということができるかどうかというふうな点について、これは前向きでいろいろ考えていかなければならぬというふうな思いがございませぬ。

○野田哲君 結局、何回議論しても同じようなあれしか出てこないでございませぬ、いま総務長官がお話が出たわけではございませぬ、八月という藤井総裁が言われた例年の例というのは八月、真ん中ごろですね、大体地獄の方も休みになるという八月の十五日ごろに勧告をして、総務長官の方は国会が開かれておるときに勧告があればいいというふうなことで、この問題はいつまでたつても明らかでございませぬ、これは、およそ常識的に考えれば八月ごろに国会があるはずはないわけではございませぬ、通常国会が終わつて間もなくということですから

ね。で、これはさらに公務員の全体の権利問題、交渉権あるいは協約権等の問題をも含めて前進的な検討をぜひお願いをしておきたいと思つて居る。そこで恩給の問題について伺いたいと思つて居るが、この前の恩給法の審議の際に「戦地勤務に服した日本赤十字社の看護看護婦の処遇については、旧軍人、軍属に比して不利となつて居るものがある、その救済措置を全う一致で行つたこと」と、こういう附帯決議を全会一致で行つたことは総務長官も恩給局長も御承知のとおりであると思つて居る。この点について救済措置が図れるような具体的な方法について検討をなさつて居るかどうか、現段階の考え方を総務長官なり恩給局長の方から聞かしてまいりたいと思つて居る。

○政府委員(菅野弘夫君) ただいま御指摘のような附帯決議があつたわけではございませぬ、そのうちにおきましても、私たちはいろんな角度からの検討を続けておるところでございませぬ。日赤の方からもいろいろ事情をお聞きしたり、資料をいただきましたりして居るわけではございませぬが、何分にも恩給法上の技術的な問題といふのを超えまして、非常に恩給制度の根本にかかわるような問題でございませぬので、いま結論めいたものを持つて居るわけではございませぬ、基本的な問題点といたしましては、恩給制度といふのが公務員の年金制度としてつくられ、そうして、百年の歴史を持つてまいりましたといういきさつがございませぬので、そういう点から公務員の身分を持たない方に対して恩給制度の枠内かどうか処理できるのかといふことに関する疑問もあり、苦勞して居るところでございませぬ。恩給局の内部で、さしあたりましては、いろいろな制度担当の部課だけでなく恩給局の衆知を集めるといふ意味で、特別に内部の委員会などをつくつて検討して居るところでございませぬ。

○野田哲君 検討して居るということでは、まだ具体的にこういう成案という段階まではいつて居るんですか、どうなんですか。

○政府委員(菅野弘夫君) いま基本的なことを申し上げましたような理由で、成案を得るといふところには至つておらないのでございませぬ。

○野田哲君 この問題はまた片岡委員の方からも触れられると思つて居る程度ではございませぬ、もう一つ伺つておきたいと思つて居るんですが、今度の改正、七月からの引き上げということになっておりますが、この七月というのは、公務員の給与の改善にスライドをするという原則からすれば、これが妥当な措置とは思へない。当然これは四月から行われるべきだと、このためとまへといふのは、これは総務長官としてそういうふうな考えで居るというふうな受けとめていいわけではございませぬ。

○国務大臣(植木光教君) 私の基本的な考え方は四月から実施すべきであるという考えでございませぬ。

○野田哲君 そうすると、今後さらにこれをそれに向けて前進させると、こういうことはこの場で政府の考え方として確認をしておいていいですか。

○国務大臣(植木光教君) 御承知のように、過去二十年間ずっと実施時期は十月でございませぬ、四十九年から一カ月ずつ繰り上がつてきたわけではございませぬ。御承知のように、今年度は非常に財政状況が困難な中でございませぬ、私どもとしては、何とかしてこれを繰り上げたという努力をいたしまして、最終的な大臣折衝の段階におきまして七月から実施するといふ、一カ月繰り上げに財政当局の理解を得たという状況でございませぬ、私どももいたしましては引き続き努力をいたして居る決意でございませぬ。

○野田哲君 わかりました。



とはどういう状態になっておりますか。

○国務大臣(植木光教) 週休二日制の試行につきましては、人事院の試行基準を受けまして一月二十九日に関係閣僚懇談会を開きまして、関係省庁連絡会議で検討することになりました。そして各省ごとに具体的な試行方法及びその場合の問題点についてつづきに検討を重ねてきたわけでございます。私が事務当局から報告を受けておりますのであります。実務上の検討はかなり煮詰まっておりますのであります。なお調整を要すべき事項が残っていることとでございます。

一方、各省の事務当局を通じて諸官庁の閣僚の意向を確かめましたところ、いまの国内景気の状態、企業倒産、失業者数というようなものも依然として高い水準にある世界経済情勢のもとで、試行に踏み切ること自身についても検討が必要であるという意見が相当数出ているのでございます。

なお、本日新聞にも投書が出ておりますが、私自身は早急に調整を進めまして関係閣僚懇談会を開催して試行を決定をいたしたいという強い意向を持ち、懇談会の座長であります官房長官とも協議をしております。国民の中からは、恐らく試行をするということ、実際本格的に週休二日制を実施するというところを、間違えてはいけません。区別しないのでとらえておられる向きがあるのではないかとありますが、公務員が週休二日制をやるなどというようなことはとんでもないことであるというような意見等も出ているのでございます。私といたしましては、人事行政の主管閣僚といたしまして調整を進めるとともに、できるだけ早く試行に移りたいという考え方でございます。このためには、いま申し上げましたような国民の理解というものが背景になければなりませんし、また関係省庁の協力を得なければならぬというところとでございます。いずれにいたしましても、たゞいま試行を実施することについて努力をしているという状況でございます。

す。

○野田哲君 人事院総裁、いまお聞きのとおりなんでしょう、総務長官の説明。半年近くたってもうあつた状態ですね。初めはことしの一月から試行という状態でしよう、あなたの方の計画は。いまのような状態に対して、これを提起して計画を示した人事院としては、この現状に対してどういう認識をお持ちですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 試行計画の実施がはかばかからる事情の御説明があつたとおりでございます。実は昨年の報告における報告で、週休二日制については本年の初期からトライアルをやることにいたしました。意味合いの考え方ははっきりいたしましたのであります。それ以来、これはまあ勧告その他と違ひまして、結局は各省がそのつもりになつて実施をしていただかなければなりませんし、またそのこと自体が国民生活の運営というふうなことも多大の関係があるというふうなところもございまして、われわれとしても一方的に無理やり突つ走つてというわけにもこれはまいりません。そういう筋合いの事柄でもございまして、昨年の報告をいたしまして以来、累次それまで続けてまいりました各省との密接な接触、協議、懇談というのをさらに強化をいたしまして、いろいろな問題点の持ち出し、あるいは整理をやるというふうなことで鋭意努力をしております。で、その結果、これは私たちの所期の目標から見ますと、その時期はおくれたことは事実でございます。その点は遺憾に存じております。たけれども、これもいろいろ事情がございました。こともありまして、人事院としての手続の整備というものは本年に入つてから一応完了をしたというふうに相なつたわけでございます。すなわち、われわれが示しましたトライアルをやるに、個々の職員について考えてみれば、これに該当する人は職務専念義務の免除という形でやうやくに道を開くということにいたしました。それに基つて通達その他所要の措置も講じたわけで

でございます。人事院といたしましては、そういう慎重な配慮のもとにやつた手続でございます。要するに、諸外国あるいは天下の大勢から見ても、少なくともここでトライアル自身をやつていろいろな問題点というものを洗つておくということが、将来の本格実施のためにぜひとも必要であるという判断からこういう措置を講じたわけでございます。ぜひともこの線に沿つて、できるだけ速やかにトライアルに踏み切つていただきたいというのを期待し、いろいろな機会を通じて総理府を中心に申し上げような次第でございます。

まあしかし、いま総務長官も苦衷を訴えられまして、調整が手聞取つていられるというところについては、総理府の御苦勞というものを了とすつても、人事院といたしましてはなほ遺憾なことに考へておる次第でございます。今後ともトライアルのできるだけ速やかな実施については、機会のあるごとに要望してまいりたいと考へておる次第でございます。

○野田哲君 人事院の総裁がね、あんまり総理府の方のぐずぐずとした報告に理解を示しては、この問題、けりはつきませんよ、これは。もともと勧告であるのか報告であるのか、つかみどころのないような出し方をするから一年近くもこの問題は握りつぶされておる。大体、政府のこの人事院の報告なり勧告なりあるいは計画に対する対応の仕方もおかしいですよ、これは。以前は公務員の給与の実施時期を平気で何カ月も値切つて大變な損害をかけるおる、あるいは都合のいいものは三月に勧告してすぐ三月中に法案を出してすぐ通せというふうな、そういう対応の仕方もある、あるいはもうまるつきりいまいまいのようにつぶすといひますか、歯切れの悪い対応の仕方。その問題その問題で適当な対応の仕方であつては私は困ると思つた。だから、この点についてはもううちよつと歯切れのいい対応の仕方を総務長官に要望して私の質問を終わりたいと思つた。

○片岡勝治君 それでは若干の質問をしていただきますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

最初に、いま野田委員の方から触れられた教職員の給与問題について、ちよつと一、二点、私の方からも関連してお尋ねをしたいと思つた。

〔委員長退席、理事加藤武徳君着席〕

その第一は、今度の勧告の内容は一体何か。まあ非常におかしい質問なんですけれども、今回の勧告の内容はどれとどれなのか。

○政府委員(次木廣君) 従来から、勧告事項は、要するに人事院の権限外のことと法律等の改正を要しますものを中心として勧告の形をとり、その他のものは説明でもつていたという態度をとつております。そこで、今回の勧告事項として出されておりますものは、教員給与につきまして、昨年設けられました義務教育等教員特別手当の規則を改正する前提といたしまして、必要な最高限度額が現在法定されておりましたが、そこで、その最高限度額、現在が一万百円でございますが、これを一万五千二百円に改めた。このこと、その実施時期は三月一日という、こういう内容のものがこの教員関係の勧告でございます。

あとやはり教員も関係しますが、その他の方々もということ、育児休業を命ぜられた者についての休業給というものを新たにづくつていた。だつという内容のもの、やはり勧告内容になつております。この二つが勧告の形でございます。

○片岡勝治君 そうすると、いま問題になつておられます教職員の主任手当というのは勧告ではないかと、こういうふうな確認してよろしいですね。

○政府委員(次木廣君) まあこれは従来から、夏の一般勧告の際にも法律事項は勧告の形で出し、それから人事院規則等で定めておられますものを改正いたしますのは、その勧告の説明資料の中あるいは報告書の中で触れることとしておられることを明らかにして、一体的に出しておるわけで

ございます。そこで、勧告そのものではございませぬけれども、勧告と一体をなすものということ、主任手当の問題についても、説明のところ、主任手当、それから現在もございまして、この教員特殊業務手当の拡大適用、それからもう一つ、俸給表の運用に關します部分といたしまして、校長、教頭の特一等級、一等級に全員進めるといふ問題、それから今後の問題といたしまして、「豊富な教育経験と優れた教育実績をもつ教諭で、職務の等級上の評価として特に教頭に準じて取り扱うことが適当と認められるものについて、教職の特殊性等から一等級とすることができると、その検討の上措置をいたします」ということ、これだけのことをその説明のところでも触れておるわけでございます。

○片岡勝治君 答えは、質問の趣旨をよく理解されてはつきりお答えをいただきたいと思ひます。いま答弁によると、勧告と一体のものという説明があつたんですけれども、そういうことにはなりませんよ。この勧告というのは、明らかに人事院總裁から参議院河野議長あてで、勧告というものはつきりしてありますから一体のものといふふうなことは私はならぬと思ふんですよ、これは。勧告は、明らかに義務教育教員特別手当はその限度を一万五千二百円としなさいと、これが勧告であつて、この勧告の中には主任手当といふのはいささか入つていませんよ。そういうふうな人事院が勝手に解釈されるというのは困りますね、これは總裁どうですか。

○政府委員(藤井貞夫君) まさしく正式な形式上の勧告事項といたしましては御指摘になりました特別手当の限度額の勧告でございます。ただ、いま給与局長も申し上げましたように、人確法の内容を具体的にいたします際に、勧告事項だけでなく、いろいろ人事院といたしまして独自で措置ができませんものも含めてやっていくということ、給与制度全体の適正均衡を保持すること、これも必要であらうかという考え方に従来も立つ

ておるのであります。これは例年の夏の勧告、一般的な勧告についてもそうでございませぬ。勧告として政府にあるいは国会に御措置をお願いしなければならぬことのはかか、その後の情勢の変化等に伴つて人事院としてかくかくのことをいたしたいといふようなことも織り込んでやっておるものもございませぬ。それに、この人確法の規定でも、人事院に勧告義務が与えられておりますが、この法案の審議等の過程におきましても、人事院の性格から申して、勧告をお任せいただく限りにおいては、それらのやり方その他の給与措置の全般については、ひとつ人事院の立場もあるもので人事院にやり方についてはお任せをいただきたい、また勧告として正式に国会、政府にお願いしなればならぬといふことはそういうことで措置をいたしたいといふようなことを申し上げておるというふうなこともございませぬ。そういうことで、いま給与局長も申し上げたように、一体的ということとを事実上申し上げたのでありまして、形式的には勧告はいま御指摘になりましたことが一つございませぬ。

○片岡勝治君 人事院の方の気持ちはいま總裁がおっしゃつたようなことだろうと思ひますよ。しかし法令的に考えれば、主任手当というのは勧告に入つていない。しかも人確法によれば勧告によらなければならぬ、ねばならないということになつておられますからね。つまり、人確法に基づく教職員の給与改定というのは、人事院が勝手にやっちゃいけないといふことなんです。それは国会に對してあるいは政府に對して勧告をしない、そして、いわば民主的に手続を経てこの措置をとるべきだといふことで、もし人事院總裁のような解釈ができることすれば、人事院の権限の中で人確法に基づく給与改定ができるということにならぬ、これは国会への勧告や政府への勧告もなしに全部できるといふことになるじゃありませんか。それは許さないといいんですよ。だから、いまさっき野田委員も追及されたが、この特殊勤務手当そのものに適用させるといふところにこそ、それも大き

な矛盾があるわけなんです。それを勧告と一体なものだなどという答弁はちよつと承できません。それは明らかに法律違反の解釈です。そうでしよう、人確法に書いてあるんだから。そう人事院が拡大解釈して、人事院の権能でできる、そういう解釈ならばわざわざこういうことを書く必要はない、これは明らかにおかしい。ひとつ検討していただきたいと思ふんです。これは大変な矛盾であり、われわれ国会としては参議院議長あてに出された勧告をいま審議すると、こういうことですから、入らない。しかしそれは一体のものだなどというごまかしの提案を、これはもう客観的に給与問題を処理しようという人事院がそういうごまかしをやるということ、われわれ国会の側からするとこれは許されませぬよ。これは大変な問題です。この点について、ひとつ人事院の方で再検討していただきたい、このことを要望いたして、いまの点については明後日また引き続き質問をしたいと思ひます。

さて、恩給の問題について若干質問を続けたらと思ひます。なお、これは明後日審議される予定になつておりますが、国家公務員の共済組合の問題とほぼ内容的には一体のもののように考えられます。そこで、明後日もその問題に關連して質問をさせていただきます。恩給部分に關して、その点を含んで、恩給部分に限らず、しかし共済とも非常に關係が深いわけでありまして、恩給の部分についてお考えを伺いたいと思ひます。

恩給は、すでにその該当者は逐次減るといふ、物理的にそういう傾向になつておられますけれども、いまその人数ですね、文官、武官というのですか、昔の言葉で言つて、その人数、概略で結構です。そしてその傾向ですね、年々大体どのくらいの人数が減つていくのか。ちよつとこれは予告しておらなかつたから、あるいはおわかりにならなければ明後日でも結構だと思ひます。

○政府委員(菅野弘夫君) 概略でございますけれども、大体総数が二百六十数万でございます。そのうち文官は二十万弱、残りが旧軍人でございませぬ。それから、年々減るだろうといふのはまさにそのとおりでございます。新しく入ってくる方はほとんどおりませんので、年々年齢の方が亡くなつたり何かしまして減りますが、もちろん恩給の場合にはその方に遺族がおられますとそれらの方に転給されますので、そういうのを全部総合いたしますと、年々、最近のケースで申しますとやはり数万ずつ減つていっているのが実情でございます。

○片岡勝治君 さて、恩給について、毎年その給与改定の機会にわれわれ内閣委員会としていろいろ意見を出し、最終的には附帯決議というところでさらさら一層の改善を希望してきたところで、そして恩給局の方でも、率直に言つてまあ歩みが遅いという、私もそういう批判があるわけでありまして、とにかくもその改善のために努力をされていられる点、私も敬意を表します、率直に言つて。

〔理事加藤武徳君退席、委員長着席〕  
そういう立場で、さらに幾つかの大きな問題が残つていられるわけですが、その第一は、何といつてもいま野田委員からも質問のあつた適用の期日ですね、改善の。これは総務長官も基本的には公務員給与の改善の時期に合致すべきだといふ考え方のいま答弁があつたわけでありませぬ。そういう考え方であれば、予算要求の時点における恩給局の要求をやつたり総務長官のおっしゃるような基本的な態度、まあ全く公務員に準ずるといふことになれば、いま一年何カ月ですか、四カ月ですか、さかのぼらなければならぬわけでありませぬけれども、まあ一遍にそれは無理だろうと思ふところ、ところが、恩給局の概算要求を見ますと、五十一年度は七月からにしてくれといふように一カ月さかのぼつての適用を要求しているわけですね。まあはつたりない要求という評価はありませぬけれども、あんまりこれじゃ正直過ぎるんじゃないですか。少なくとも総務長官が、公務員に準

ずるという文官は二十万弱、残りが旧軍人でございませぬ。それから、年々減るだろうといふのはまさにそのとおりでございます。新しく入ってくる方はほとんどおりませんので、年々年齢の方が亡くなつたり何かしまして減りますが、もちろん恩給の場合にはその方に遺族がおられますとそれらの方に転給されますので、そういうのを全部総合いたしますと、年々、最近のケースで申しますとやはり数万ずつ減つていっているのが実情でございます。

ずるといふことであれば、恩給局の要求としては七月一日からというふうなことでは私はなかなかこの実現はほど遠い。公務員の期日に合わせる実現はほど遠い。そういうことで、もう少し欲張った要求をすることによって――まあ欲張った要求をしたからといってすべて解決するとは思いません。しかし、少しずつ近くなってくる、そういうことを私は感ずるんですが、この点どうですか。

○国務大臣(植木光教君) 御承知のように、本委員会におきましてもいろいろ附帯決議がございまして、この附帯決議の実現のために新規に予算を要するといふような点がございまして、まあできるだけ附帯決議を尊重して実現をいたしたいということ而努力をしているわけでございまして、たとえば、いまの実施時期につきましては、四月実施で出したらどうだということも私も恩給局にも申しましたし、恩給局としてもそうしたいという強い意向を持っていたわけでございまして、いろいろ改善作業をやっています。五十一年度の予算要求は一五〇以内の増額要求ということが決まったわけでございまして、しかしながら、恩給につきましては改善措置の平年度化の所要額というものは一五〇の枠外にすると、まあこういうふうになつたわけでございまして、そこでいろいろ作業をいたしていきまして、実施月を四月にいたしますと非常に大きな金額になるわけでございまして、したがって、いろいろ部内において検討もし、また財政当局とも非公式に折衝をいたしました。過程の中で、七月実施ということも果たして最終的に実現するかどうかかわからないというふうな状況でございまして、遠慮してと言いますよりも、思い切った七月実施という一カ月繰り上げの案を出したというのが内部的な事情でございまして、この結果、いろいろ改善措置と合わせまして恩給費予算の伸び率は三〇％を超えるということになつたのでございまして、この四月実施ということにいたしますと、それだけで三五〇の増といふこと

になつてしまいます。まあそういうことでございまして、今年度の財政事情の中で一カ月繰り上げということを最終まで主張をいたしまして、他の年金はそれぞれ据え置きでございまして、この恩給については一カ月繰り上げに成功をしたという点についてはひとつ御理解をいただきたいと思つてございまして。

○片岡勝治君 あなたや恩給局長が努力をされて

いる点は、冒頭申し上げましたように私も評価しているんですけれども、まあ受給者の方からすれば大変さやかな要求で、もうちょっとプラスアルファをつけた要求をした方がいいじゃないか、そういうことによつても少し繰り上げのスピードが速まるのではないかと、厚生年金の方も感ずるわけです。漏れ承ると、厚生年金の方は来年度を期して五月実施というふうなことを検討しているやに聞いています。まあそれがどういう根拠が何かかわかりませんが、恐らく民間の賃金が春闘によつて四月ないし五月、まあ大体それに年金も合わせていこうというふうな、これは私の推測でありますけれども、それから、もう一つは、いま言ったように、大変切りかえの時期がずれておりますから、それに近づけるといふようなことで目下検討中ということになりますから、厚生年金が五月実施ということになりますれば、これは当然恩給の方もそれに見合つていかなければいかぬと思つておりますが、まあ仮定のお話ですから答弁を求めてもなかなかお答えにくいと思つておりますけれども、基本的に厚生年金とのずれがあるというところは、これは好ましいことではないと思つておりますね、それとの関係はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(菅野弘夫君) 厚生年金と恩給の実

時期でございまして、これは直接関係はないのですが、同じ国の公的な年金として一つのバランスというのがあると思つて、そういうことで、従来は恩給が十月ということにございまして、それから厚生年金の場合は長らく十一月というところをございまして、それが最近多少両方ず

れたりしているわけですが、今年のことに関しましては、先ほど総務長官がお答え申し上げましたように、非常にわれわれとしてはがんばつたつもりでございまして、厚生年金が八月で据え置かれたままになっているのを七月にしたわけにございまして、厚生年金の方は三カ月ずつまとめるといふこともあるのかと思つて、八月の次が五月というふうなのが新聞記事で出たようなことがありまして、正確な情報を私もつかんでいるわけにございまして、恩給にしましては、厚生年金とのバランスがやはり全然ないわけにございまして、もう一つは、恩給の場合に違つて特色として、私は現職公務員との関係がやはりもっと優先的に大事なことじゃないかというふうにお思つておられます。したがって、そういう意味におきましては、先ほど総務長官がお答えしましたような線に沿つてさらに努力をしたいというふうにお思つておられます。

○片岡勝治君 共済年金あるいは厚生年金そして

この恩給、それぞれ特色はありますけれども、制度的には大抵ころは一本筋が通つた一体的なものだろつと思つて、もし厚生年金が来年度を期して五月実施ということに仮になるといふようなことになれば、当然恩給の方もそれに見合つて、共済年金の方もそれに見合つた実施時期をぜひ実現していただきたい、このことを要望してござい

○政府委員(菅野弘夫君) 恩給の最高額でござい

ますけれども、普通恩給で申しますと、これはある高等裁判所の長官を最終的ににおやめになつた方

でございまして、約五百六十万といふこととございまして、それから、軍人さんの方の最高の金額は約二百五十万といふこととございまして、ちよつとお断りしておきたいのは、この高等裁判所の長官、文官の方の最高の方でございまして、けれども、非常に高過ぎるという印象をお持ちかもしれませんが、非常に古い時代の裁判官の場合には、もう大正の前期の話でございまして、そういう方については、当時の俸給制度のことであつたのだと思つて、すけれども、三割加給といふのが判例事についてついでにおきまして、そのことを除くと約四百三十万ぐらゐなる方でございまして、それからもう一方が皆そうだと思つて、在職年が非常に長うございまして、この方の場合には三十八年在職をいたしているわけにございまして、そういう点があまり非常に高額になつておられる、たといは、ちなみに一般行政官の場合には、たとえば次官等のポストにいたるに現在恩給の額でございまして、これは大体百八十万ぐらゐの方が最高でございまして、それから、先ほど軍人さんの例を挙げましたけれども、これは在職年三十七年の元陸軍大將の方でございまして、

○片岡勝治君 まあ非常に特異は例だそうであり

ますけれども、いままでのこの改定の方法で言え

ば、年額五百六十万円もらつては、仮に一〇・七〇引き上げをする場合にはこの人も一〇・七〇上げるわけですね。したがって、最高クラスの人にとっては大変有利な改定であつたといふことも――五百六十万などともう全く私ども想像のできない恩給をもらつておられる。高いことは結構です。ちよつと公平の原則からすると余りにも差が大き過ぎるのではないかと、こつぱらことを是正する意味で今回の改定についてはランクを設けたといふこととありまして、計算は公務員の給与の改定の分析等行われてこつぱら数字が出てきたと思つて、

子、どういふことでこの数字が出てきたのか、これをひとつ簡明にわれわれにわかりやすく御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(菅野弘夫君) 数学的と申しますか、統計的な処理が入っておりますので、なかなか簡明にうまく説明ができませんが、要するに現職公務員の給与のアップをずっと各号俸ごとに分析をいたしてみますと、ある一定の傾向というものがあつて、それがわかります。必ずしも、一つ一つの号俸について見ますとそこそこあるんですが、一定の傾向があるということが看取されるわけでございます。そこで、これは統計学上は何か回帰分析とか、そういう言葉によつてあらわされていふようにございますけれども、大体の傾向をいまの公務員給与の実態で見ますと、ある一定額と一定率というのにはあらわせないということがあるのでございまして、当委員会の附帯決議もたびたびあるところでございまして、一律アップよりはそういう傾向も反映したような恩給改善を行いたいというところで、そういう要求をしたわけでございます。したがつて、ある一定額と一定率という一本の線で見ます方が一番客観的によかつたんじゃないかと思ひますが、実は一昨年前の給与勧告でございますとあるいはそういうことができたように私たちは思ひますけれども、昨年の勧告は、御承知のようにならぬいろいろな、何と申しますか、在職公務員についてのいろいろな配慮があつたんだと思ひますが、たとえば二等級以上のアップが非常に少ないというようなことがございまして、それから八等級についても若干の傾向もございまして、私たちがとしては三等級から七等級という一番基本のところをもとに置きまして、それにいま言いました下と上の方を若干考慮した形の、同じ形の一定額と一定率というところでやつたわけでございます。これは全般的に申しますと、要するに、公務員給与では個々の号俸をとつてみますと、何と申しますか、下の号俸の一〇・七％アップが、その次の上の号俸はどうなつてい

るかと思ひますと、必ずしもずっと一線になつていないようでございますけれども、私たちの手法としては、仮定俸給額が高くなれば高くなるほど必ずアップ率は低くなるという方式をとつたわけでございます。

どうもちょっと数学的な、あるいは統計的なあれがございまして、どうも私の頭では十分簡単に御説明できませんでしたが、以上のような傾向をもちまして、とにかく公務員給与の改善傾向をかなり忠実に反映したというふうにして思ひます。

○片岡勝治君 今年初めてでありますからなかなかむずかしかつたと思ひますが、これからも、つまり来年度以降も基本的にはこういう考え方、つまり一律方式じゃなくて、公務員の改定の率にできるだけ合わせたそういう改定をこの恩給改定に適用していくこと、こういうふうにお考えですか、どうですか。

○国務大臣(植木光教君) ただいま御指摘のとおり、私もどつちかといつては、今後とも上層下層方式で対処してまいりたいと思ひます。

○片岡勝治君 次の問題でありますけれども、恩給では扶助料、年金の方では遺族年金ですか、通称遺族年金と言つた方がわかりやすいと思ひますけれども、これは半額支給ということになっておりますね。私たちが、これもこの当委員会でも問題になるわけでありまして、恩給受給者が亡くなられた場合にその遺族に支給される額はその半分になる。ですから、恩給なり年金なりで老後を暮らしておられるその家庭にとっては大変深刻な問題になるわけですね。それをカバーするという意味もあつて、昨年度、扶養する者がおつた場合にはそれに対する手当というものが加算をされるという制度ができたわけでありまして、今回もそれをさらに改善をしていくということになつております。私はやっぱり基本的には二分の一支給という率が大変低い。そうした付加的なものではなくて、基本的なものを六〇％、まあ何％がいいか、多ければ多いほどいいに決まっていますん

でありますけれども、何％ぐらいがいいかということもひとつ根本的に考えていただきたい。もちろんこれは恩給だけではありません。共済年金もそうであるし、また厚生年金もそうだろうと思ひます。で、まあ私も常識的に考えて半額というのにはちょっと低過ぎる、少なくとも七、八〇％ぐらい支給されてもいいんではないかというふうな考えをいふわけなんですけれども、この点はどういふふうにお考えになつておりますか。

○国務大臣(植木光教君) 扶助料に關しまして今回は改善をいたしました。これは、ただいま片岡委員が御指摘のとおり二分の一ということではお気の毒であるので、改善すべきであるという考え方に立つたものでございまして、普通扶助料について厚生年金等と同様の寡婦加算制度、公務関係扶助料については遺族加算制度を創設したわけでございます。今回の加算制度の創設によりまして、給付水準自体はかなり改善されることになるわけでございますが、受給者の年齢の構成でありますとか、家族構成によつて一定額を上積みするということがしたわけでございます。いまお話しするように、六割でありますとか、七割であるとかいうような定率による増額ということも私どもとしては一つの有力な考え方として検討し、また財政当局とも交渉したわけでございますけれども、結果といたしましては、今年度はただいまのような額の加算と、こういうことになつたわけでございます。したがつて、低額恩給受給者につきましては、額を積み上げることにいたしましたのでおのずから有利になるものでございまして、遺族の実態に合った改善であると思ひます。遺族の実際でございます。満足はいたしておりませんが、その低額の恩給受給者の中では、もう六〇％を超える者もかなり出る、特殊な者につきましては七〇％を超えるというふうなことになるのでござい

います。こういう額の加算が引き続きよろしいか、それとも定率によつて改善を加えていくかということとは、それぞれ一長一短あるわけでございます。しかし、検討をすべき引き続いでいる課題であると思ひます。

○片岡勝治君 ひとつ一段の努力をしていただきたいというふうな思ひます。つまり、半分というのには、老夫婦二人で恩給で生活をして、たまたま受給者がお亡くなりになつた、だから半分でいいじゃないか。そういう根拠がどうかわかりませんが、けれども、単純に考えたらどういふふうな考えられるわけですか。しかし、老夫婦二人で生活していたからといって、家賃が一人亡くなつて半分になるわけじゃない。ですから、そういう点からすると、この二分の一というのは、扶養する者があつたにせよかわらぬ半額というのは実態に合つてないんじゃないかというふうなわれわれは考えるわけなんです。ですから、これはやっぱり基本的には六〇なり七〇なりにする、そういうことがまず考へられてしかるべきではないか。いま総務長官がいろいろ他の部分で配慮されている点、私ども大いにその努力は多とするわけでありまして、そういう基本的な考え方によつてひとつ二分の一というものの、五〇％というものの改善をぜひ御努力願ひたいと思ひます。

最後に、先ほど大臣から出された、前回は大変問題になつております従軍日赤看護婦の恩給適用の問題であります。これは私も調査室でいろいろお骨折りをいたしたい、あるいは日赤等の協力もいただいたらうであつたわけでも、その実態がほほ明らかになつてまいつたわけでありまして、けれども、当局の方はこういう資料をお持ちでありますか。つまり、特に人数ですね、そういう点について当局の方でもお持ちになつておられるかどうか、ちょっとお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(菅野弘夫君) 先生お持ちの資料と合致するのかわかりませんが、私たちの方も日赤当局からいろいろ御説明を受けたら、資料の提供を受けたらいたしました、いろいろな意味の人数がございまして、従軍看護婦さんの人

数なり、その後の御就職の状況なり、そういうものについて把握をいたしておるつもりでございます。

○片岡勝治君 すでにこれは四、五年前にもこの委員会で問題になって質疑が行われております。しかし、そのときにはほとんど質疑だけで終わってしまったわけでありまして、今度の調査を見ますと、私も考えておる恩給適用者が二百六、七十人、これもその幅をどうしようにするかによって違いますけれども、とりあえず、とにかく制度をつくるという、そういう点から私ども考えておるわけでありまして、もう大した人数ではない、とりあえず救済していただくという人数を調べてみますと、その程度ではないかということでございます。あなたの方でお持ちになっているその人数というのは大体こういう数字ですか、これに近い数字ですか。

○政府委員(菅野弘夫君) いま言われましたのは、恐らく従軍看護婦として行かれた教の総数ではなくて、長い間外地に抑留をされた方等の中で、それを文官的な方方をすれば該当されるというふうな数字ではないかと思っております。そういう数字も私たちが拝見をいたしております。

○片岡勝治君 特に、前回もいろいろこの問題について質疑がありましたとおり、大変厳しい戦地で従軍看護婦として勤務され、しかも長い間その後抑留をされておられた方々に対する救済措置でありますけれども、確かに恩給局長が言われるとおり、このままこの恩給法を適用するということについては大変問題があることは私も十分承知をいたしております。そこで、まあわれわれは、そのまま適用ができません、ひとつ特例法をつくって、こうした方々を恩給を適用できるような人にならしてこれの救済措置をする以外に道がないのではないかと、もう一度考えられるわけなんです。恩給法をそのまま適用することが、大変無理だということは、これはこの前の

審議でも当局の方がそういう答弁をしておりました。こういう考え方はどうですか、私どものこういう特例法をつくって救済する道があるのではないかと。

○国務大臣(植木光教君) 局長からも御答弁を申し上げましたように、そしてまた、いま片岡委員から御指摘がありましたように、公務員の経歴を全く有しない赤十字社の看護婦等に対しまして、恩給法をそのまま適用するというのは大変むずかしい問題があるわけでございます。しかしながら、この看護婦さんたちが、非常に御苦勞をなされた、そうしてまた非常に大きな犠牲を払われたという事実は私も十分認識をいたしております。したがって、恩給局の中にプロジェクトチームと申しますか、この問題について何か対策をとることはできないかということで、いま鋭意その資料を集めたり、研究をさせたりいたしておりますのでございます。いまお話がございました特別法をつくるというのも一つの考え方であろうかと存じます。そういうことも含めまして、ひとつしばらく時間をおかしたく、検討を続けさせていただきます。

○片岡勝治君 この問題については、後ほど私どもの方で準備いたしましたこの恩給法の特例法を、公明覚さんと一緒に今国会に提出する予定で、その趣旨は明後日お話を申し上げたいと思っておりますけれども、一つの考え方として、ぜひ当局の方でもこれを参考にしてください。また各党におかれても、十分私どもも提示した特例法について御検討いただき、決して私ども、出した案に拘泥はいたしません。したがって、各党で十分検討して、もし合意が得られれば、先ほど申し上げました、そんなに大きな人数ではない、したがってそんなに莫大な予算を必要とするわけではないと思っております。この点ひとつ委員会の方でも十分これを取り上げていただきます。理事會等でこの取り扱いはひとつ検討していただきたい。これは明後日また申し上げますけれども、この点を申し上げまして私の質問をきょうは終わ

りたいと思っております。

○岡田広君 恩給改善につきましては、当委員会におきましても附帯決議をもって政府に要望を申し上げておるところでございますが、昭和五十一年の恩給一部改正法律案において相当取り上げをいただき、かつまた歳入欠陥という予算編成の非常に厳しい環境下において、七百六十七億という増額の予算を見るに至りました植木総務長官初め政府関係当局の御努力に対しては、片岡委員同様非常に多とするとありますが、まだ若干われわれの不満とする事項がございますので、四、五点について御質疑を申し上げます。

その前に大臣にひとつ心構えと申しますか、一点お尋ねしたい点がございまして。それは政府の社会福祉政策の実施に当たりまして、概念規定は定かではございませんが、たとえば、お気の毒な方に温かい手を差し伸べる母子年金法とかというものに對して、われわれはこれを社会保障と、こう申しておるわけでございますが、それに対して恩給法は、これは国家保障じゃないか、こういうような社会通念を持っておるわけでございます。その点に對して、前の当委員会において、時の松本副長官に對してその点をお伺いいたしましたら、そのとおりだと、こういう御回答を得ておるわけでございますが、大臣、その点いかがでございますか、お心持だけ。

○国務大臣(植木光教君) そのとおりでございます。これに對処しているところでございます。

○岡田広君 それでは細部に参りますが、野田委員、それから片岡委員の御指摘になった条項は一応省いて、まず最初に加算の問題についてお尋ねをいたしたいと思っております。

○政府委員(菅野弘夫君) 恩給法の上加算年というのとはどういような意義を持ち、かつまた現在職年に対してどういう位置づけをしておられるか、ひとつお教えを願いたいと思っております。

確たる定義はないわけでございますけれども、その法律全体の趣旨を拝見いたしましたして定義ということを考えてみますれば、公務員が、たとえば危険な地域ないし危険な勤務に服するというような場合等におきまして、実際の在職年を主とすれば、それに従って加えられる割り増し年であるというふうに考えております。

○岡田広君 そういたしますと、恩給制定以来百年の長い歴史の中で、私なりに恩給法をひもひもといってみました場合に、加算年というものの取り扱いは、やはり年次年次いろいろな変遷の歴史をたどっておるわけでございますが、加算が実役と同じように恩給の金額計算に算入されておった問題と、それから、戦後恩給法が新しく再出発した時点で設けられた加算年の取り扱いに關する余りにも不合理な減算率の規定というものがずっと今日までつきまとっておるわけでございますが、概略、加算年の算入と、それから減算率がどういような時点で制定されて、それが今日どのように歴史的な過程を経て残存しておるか、ひとつ局長からお教えを願いたいと思っております。

○政府委員(菅野弘夫君) ただいまのお話は、加算の取り扱いと申しますか、加算年を現在職年に単純にプラスをするという面と、それから現在職年が、たとえば軍人さんでございまして十二年あるいは十三年に足りない部分について減算をいたしておりますが、その両方についてのお話のようでございますので、ごく簡単に触れてみたいと思っております。

戦前は、すべて加算年というのには現在職年と全く同視をいたしまして、全面的に入っていたわけでございます。それから先ほど申されました減算率というのとはなかつたわけでございます。戦後二十八年に軍人恩給が復活をいたしましたときに、これはその当時の審議会の答申等をもとにして法律案ができたわけでございますけれども、その際におきまして、戦後の恩給制度、特に軍人恩給制度においては、やはり新しい観点からもなめなければならぬということで、恩給独特の割り

増し年であり加算年の扱いにつきましても、加算年というのは一切算入しないのだ、資格年としてだけ見るんだということが一つ入りまして、もう一つの柱といたしまして、いま御指摘の減算率という制度ができたわけでございます。たとえば十二年で資格が出る方が、十一年で、あと加算が一年あつて十二年であるという方につきましても、百五十分の五十のところを、百五十分の三・五それから差し引くという制度でございます。それが一時は、昭和三十三年だと思ひますが、三・五ではなくて百五十分の四・五にするというように強化をされた時代もありましたけれども、その後におきましては、この減算率につきましても、昭和四十八年のときに、いま軍人さんの方だけで御説明を申し上げておられますけれども、四十一年には、そういう状態ですけれども妻子につきましてもは加算減算率をなくすとか、あるいは四十二年には七十歳以上の御老齢の方についてはやめるとか、それから四十六年には減算率を六十五歳以上については撤廃するとか、そういう改善をいたしてまいりました。昭和四十八年にまた大きな改正がございましたけれども、一つは、いままで資格年だけしか入ってありませんが加算年が、七十歳以上の御老齢の方については加算年として全部取り込んでまいり、妻子もそうでございますが、そういう改正。それから、一方において六十歳以上の方につきましても、百五十分の三・五という減算率を二・五というふうに緩和するという改正があつたわけでございます。その後昨年の改正におきまして、先生方御存じのように加算年をまるまるお金目に反映させる七十歳以上という制限を六十五歳というふうに引き下げました。一方、二・五という率は、本年お諮りいたしております法案におきまして、二・五を二・〇に緩和をするということをお願い申し上げているわけでござい

まします。以上大変簡単でございましたけれども、加算年の算入の動き、それから減算率の動きを申し上げます。○岡田広君 以上ずつと、恩給法が二十八年に復活いたしましたから二十四年間願ひましても、減算率というのがいまだに百五十分の三・五、これはどういふことかと、まあ釈迦に説法の感じがございしますが、一言付言さしていただきたいと思ひますが、五十一年度の伍長の仮定俸給が約六十万、減算率がなくて百五十分の五十をいたしたとするならば、もう手取りの恩給金額は二十万。私どもが調べた百二十四万の中で一応減算率の適用をされる人数がおおよそ六十万、その実在職年が大体五年。そういったと、十二年で恩給権が發生いたしますので七年間というものは一応この恩給らしい減算率というものの適用を受けるわけでございます。百五十分の三・五を一年ずつ引かれますと、七年間というものが引かれるわけでございまして、そういたしますと百五十分の二十五、百五十分の五十から百五十分の二十五を引かれますと、実際に六十四歳以下の恩給証書によつて郵便局からいただく一年の恩給の金額は十万足らずだ、これが現実でございます。そこで私、大臣にひとつ御理解を願ひたいと思ふのは、わかれが苛烈な戦地勤務に一年おつたといふことについて三年間の加算年といふものをい

ただいておるわけでございます。ところが、過去の恩給法の改善をずっと見てみますと、常に、いま恩給局長が御説明になりましたように年齢制限といふものがつけられておるわけでございます。われわれの旧赤紙召者の軍人といふものの年齢は、いわゆるノーマルなる家庭生活、社会生活における生理年齢でございまして、一応一年行つて三年間の加算をつけられるほど肉体的な消耗、一応寿命的な損耗といふものをしておるんだと、これが現実でございますので、われわれのやはり旧召軍人に対して年齢の制限規定といふものは、これは余りにも過酷じゃないかと、いまのあたりまえな社会生活、家庭生活において生理年齢を加えたものと違つた一つの特殊性を持つておるんだと、こういう点をあれやこれや考えた場合に、ひとつ端的に大臣に、願望でございますが、この恩給らしい減算率の適用だけでもひとつ撤廃をなさる御意思があるかどうかお聞かせ願ひたいと思ひます。○国務大臣 植木光教君 減算率の改善につきましては今年度もしたわけでございしますが、いまお話しした点につきましては、確かに対象が六十五歳未満の年齢層、実在職年の平均五、六年程度と、こういうことでございまして、他の公的年金との均衡の問題もございまして、そこで、まあここで撤廃と、一挙に撤廃という御要請は私も十分理解はできらんでございしますが、徐々に改善をさせていただく、できるだけ早期に改善をするという努力をさしていただくというところで御理解をいただきたいと思ひます。○岡田広君 大臣も胸中お察しできますので、なるべく年齢制限の撤廃と減算率の撤廃はひとつ要望を申し上げまして、一応加算年の問題についての質問をこれで打ち切りたいと思ひます。次に、附帯決議においても、旧文官と旧武官の仮定俸給の格差の是正と、こういうことが本委員会の決議として要望されておるわけでございしますが、この格差という問題について、五十一年度の調査費が若干つけられたやに漏れ承つておるわけでございしますが、もし調査費がつけられておるとするならば、今後、五十一年度の予算案がもう国会で議決されましたし、恩給法が議決されました以降は、これは当然格差是正といふことで前向きな姿勢で取り組まれる御意向でございすか、ひとつ局長で結構でございます。

○政府委員 菅野弘夫君 たいだいま調査費というお話が出ましたが、調査費は、この文武官の恩給の先生の指摘される格差といふものの調査といふことでつたわけではございませんで、もう少し広い意味でございまして、たとえば、一つのグループとしては仮定俸給の問題をいろいろ検討してみたい。この委員会でも、退職年次別の格差といふのも一つの格差の問題として指摘されておるわけでございまして、そういうもう少し広い意味のものでございす。そのほか、先ほど出ました扶助料の問題なり、あるいは公務員の範囲の問題なり、そういう問題もあわせて勉強していきたいというふうな思つておられますが、その先生の御指摘になりました点につきましても、もちろんそのうちの一つとしていろいろの角度から検討、勉強さしていただきたいというふうな思つております。○岡田広君 これは私も寡聞ながら、やはり非常にむずかしい問題であることはよく承知いたしております。そこで、旧武官の長期、短期服務者の間においてすら、佐官の階級において一号俸、尉官の階級において二号俸、下士官兵において三号俸の一応開きがあるやに承知しておるんですが、これだけでもひとつ是正していただける、こういうような要望を持っておるんですが、局長いかがでございますか。○政府委員 菅野弘夫君 いま言われましたのはちよつとよくわからなかつた部分がございすけれども、いろいろなことがございまして、兵において三号俸、あるいは下士官において二号俸、それから佐官以上におきまして一号俸の改正は、すでに四十六年でございまして、ちよつと年次ははつきり覚えておりませんが、そういう改正をいたしておりまして、現在においては、したがひまして非常に厳密な言ひ方でございますが、非常に長期に職の旧軍人の方であるとか、あるいは非常にお若い方、先ほど御指摘のあつたお若い方等におきましては御指摘の点が残つておるわけでございす。全般といたしましては文武官の格差といふものはほぼなくなつておるというふうな思つておられます。いま言われましたこと等もさらに十分研究をいたしまして、どういふ格差がさらに残つておるか突き詰めてみたいと思つております。○岡田広君 いま局長の申された旧文官と旧軍人との間の号俸の調整といふものは一応調整されております。しかしながら、軍人内の長期服務者と短期服務者の中には私が指摘したような事実が現

存している。で、尉官とかあるいは少佐クラスの階級までは長短の差というものは現実の問題としてでないんです。したがって、一応法制上そういうような開きを設けるということはいいかかかと、こういうように考えまして一応御質問したわけでございますが、それはひとつ今後の問題として御検討いただきたいと思えます。しかし、文官と武官の間に、四十七年の法改正だと思えますが、突如として、旧文官だけに對して七十歳以上の高齢者に対して四号俸を引き上げていくということは、これはやはり旧文武官の格差の拡大でなく何でございますか。ひとつ明快なるお答えをいただきたいと存じます。

○政府委員(菅野弘夫君) 先ほどちょっと私、先生の御質問を取り違えまして失礼いたしましたけれども、先生の御指摘になりました最初の問題は、軍人さんの中の格差ということ、法律的なあれで申しますと、別表の一号表と六号表の問題だと存じます。これは特に長期の方とか遺族の方とか、そういう者を優遇するという趣旨で設けてあるわけでございますので、それをまた全部一緒にするということは一つの問題だと思えます。しかし、いま先生の御指摘のようなこともあろうと思えます。

それからもう一つは、文官を四号アップしたではないかという問題でございますけれども、これは四十八年でございまして、四十八年の改正で長期の文官については、七十歳以上に限って四号アップをいたしたわけでございます。これは文官の中、その後の何と申しますか、給与からはね返ってくるという恩給上の問題ということで、それに七十歳以上という高齢者優遇という、そういう趣旨を含めてやっただけでございます。同じ年次に、先ほど申したように七十歳以上の方々ににつきましては加算年を全部お金目反映するという改正も、軍人に対してはあわせてやっただけでございます。これも高齢者優遇という趣旨も含めたわけでございます。やっただけでございますけれども、先生の御指摘のように、それは加

算年は加算年の話である、それは軍人さん特有の加算年なんだから、四号の差は新しくまたできたではないかという御意見も十分わかるところでございまして、先ほど申上げましたように、そういうものも含めまして十分検討してみたいと思えます。

○岡田広君 そういう点は、もう七十を越えられた方の楽しみというものは、非常にやはり事細かに考えておりますので、俗な言葉で、ひとつ香典を差し上げるといふようなつもりで、大臣、十分御検討、是正に御考慮いただきたいと存じます。

次に、扶助料の給付水準の問題について、片岡委員から非常に事細かに御質問がございまして、大臣からも丁寧な御説明がございましたが、どうも私もどなたもいたしましては、定額制はこれは暫定措置じゃないかと、永続性を持っておられない、ほかのいろいろな関連法案とのにらみ合わせにおいて、暫定措置として大臣が非常に御配慮いただいたんじゃないかと、こう五十一年度の恩給法の改正を受けとめておるんでございまして、片岡委員からの御指摘もございましたが、これが暫定措置であるのか、あるいはこの定額制をほかの関係法律ににらみ合わせて増額ということにいくのか、あるいはいづれかの時期に定額制に移行するお考えなのか、その点だけをひとつ大臣、はっきりとお答えできないと思えますが、片岡委員に対する御答弁のほかにちょっとニュアンスの違ってお答えをいただければと思うわけでございます。

○国務大臣(植木光教君) この問題につきましては、扶助料が二分の一であるというところはやはり少額に過ぎないという考え方から出発したものでございまして、今回、額による加算をいたしましたのは暫定的な措置であるというふうには言い切れなれないと思えます。必ずしも暫定的な措置ではございませんで、やはりやるべきことをこういう形で今年度はやらせていただくことにしたと、こういうことでございまして、定額制ということが理想的

であるかどうかということについてはいろいろ議論のあるところでございまして、私どもとしましては、やはり先ほど申し上げたのでございまして、扶助料をお受けになります方々の立場になって考えまして、この寡婦加算あるいは遺族加算というふうなものを額でやるか、率でやるか、まあ率でやれば確かにすっきりするということは私もわかりませんが、どちらがいいのかということも引き続き検討させていただいて、いずれにしてもこの扶助料というものの改善は引き続きやっていくんだという政府の決意と姿勢は持っておりますので、いろいろまた御協力をいただきたいと存じますのであります。

○岡田広君 大臣も非常にお苦しい立場でございまして、それ以上は私、明確な御答弁を求めません。ただ、やはり未亡人にはならないが、現在、夫が普通恩給受給者である妻の会の立場からいえば、どうしてもやはり定額制に移行していただきたいと、こういう要望の強いことを申し上げて、ひとつ大臣の御考慮を煩わしいと存じます。

次に、最低保障制度の改善の問題でございまして、この制度を恩給法に取り入れていただいで以来、すなわち、四十九年に十六万、五十年に二十一万、そして今度二十七万五千円、これはもう非常に受給者は感激をいたしておるわけでございます。しかるにこういうような実例がございまして、古参軍曹で分隊長をやっておったと、そこに補充兵で新兵さんで参りましたと、その補充兵は兵長になって三年で恩給がついた、古参軍曹はもう軍曹です。それから、七年の実役を持っておる、ところが今度最低保障制度に、六十五歳に両方とも、新兵と古参軍曹がなると、そうすると古参軍曹いわく、あのやろうは新兵で来たのにおれと同じ恩給になった、これは岡田さん、不合理もきわまるじゃないかと、こういうおしかりをちょうだいしておる実例がございまして、ひとつ局長にお伺いしたいんですが、この最低保障制度の導入、非常にありがたいのでございまして、短期服

務者と長期服務者とこれを識別するのに実役九年という一つのボーダーラインを設けられておるわけでございますが、これは何か重大な根拠があつての九年のボーダーラインの設定でございまして、ひとつお伺いをいたします。

○政府委員(菅野弘夫君) ちょっと感想を言わしていただければ、最低保障というのは低い方の恩給をなるべく上げようということでございます。で、それなりに恩給制度から見ると社会保障的な色彩を入れるということで、いろいろ議論のあるところかもしれないけれども、私は、やはり低額恩給の是正というのが今後の課題の一つであるというふうにお伺いしておりますので、昔軍曹だったから兵長と同じではおかしいという議論は、ケースによつては必ずしもないかというふうにお伺いいたします。

それから九年ということでございますけれども、これは先生御指摘のように、もう動じたい線であるというふうな、もちろんそういうふうな線ではございません。一応私たちが、初めて短期の方々にしても最低保障を導入しようということをお考えしたのは四十九年でございまして、そのときに、短期在職者と申しますのは加算を入れて十二二年になる方でございますので、極端なことを言いますと三年から十一年にわたるものでございまして、これを全部一緒にするのでもた必ずしも合理的ではないというふうに思われますので、そこに線を引くところをお考えしたのでございまして、恩給の場合には、先生十分御存じのとおり、ある者に準ずる者が大体七割五分、それにさらに準ずる者が五割というのがあるいろいろなところに出てまいります。その手法をかりまして、軍人さんの場合に大体十二年あるいは十三年というところを最短恩給年限でございまして、その七割五分というのを一応頭に置きまして九年という線をつくったわけでございます。

○岡田広君 それでは重ねて局長にお伺いいたしますが、この九年というボーダーライン設定の問題について、多少緩和するような改正の御意図が

でございますか。

○政府委員(菅野弘夫君) これは四十九年、すなわち、一昨年できたばかりの制度でございます。そして、その毎年毎年、動かすような性質ではないというふうに思っておりますが、先生御指摘の点につきましては、もちろん勉強させていただきます。

○岡田広君 太田委員といろいろ質問の打ち合わせもいたしておりますので、あとは太田委員が質問をいたしますので、私は大臣に感謝を申し上げます。ながら、一つ要望を申し上げたいと思うんですが、五十年の恩給法は国会のああいふ状態で廃案になりました。給務局長が恩給局長に命じて、非常で恩給証書の改定事務の促進について、通常国会に恩給法が通ったと同じような成果において、各受給者に、しかももう十一月末には全部郵便局から新しい恩給証書をいただけたと、もうこのことは福を転じて福となすという大臣の御配慮のたまものでございまして、この点は本当に受給者一同感謝申し上げておるところでございますが、ただ、年々恩給法の改正が非常に頭着に進みまして、すなわちその中にはもう改定請求を伴う問題が非常に多くなっています。年齢制限が七十歳から六十五歳になった、あるいは一時恩給の兵に対する加給範囲が広がったと、もうそういうようなことで、各地方庁において世話課の人員を削減するような傾向にあったところに恩給の処理事務というものは非常に膨大に複雑化してきているわけでございます。したがって、受給者の不満は、改定請求を出しても一年にもなるんだがまだ新しい恩給証書が来ないんだと、こういうふうな焦慮感が強くなっています。この恩給改定の事務促進について恩給局はどのようにお考えに——現在、地方庁から援護局に来た時点で、どのぐらいの期間があったら大体処理して本人の手に恩給証書が参るようになるのか、おおよそのひとつその期間の経過を、もしわかれば承らわしていただきたいと思います。

○政府委員(菅野弘夫君) これは私の方の方は、

いま軍人さんの例で申しますと、進達庁でありまして都道府県から厚生省を通じて総理府の方に参るわけでございます。総理府に参つた場合の、何といひますか、事務処理に關する一応の目安というものを一つつけておきます。ちょっといま詳細に覚えておりませんが、たとえば一時恩給であるとか、あるいは普通恩給であるとか、普通抹助料であるとか、そういうものについては大体一、二カ月ぐらいで処理をいたしております。少し長かかりますのは傷病恩給でございます。これはもう一度診断をしてもらったり、あるいは調査をいたしましたり、その他顧問医の鑑定を受けましたり、そういうことがございますので、やはり半年からもう少しかかるものがございます。しかしながら、いま言いましたように、他の案件に關しましては大体一、二カ月で処理をいたしております。

で、厚生省、それから都道府県の滞留期間はどうも正確には存じておりません。

○岡田広君 以上で私の質問を終わるわけですが、ひとつ大臣、以上申し上げましたのは、私が議員としてのいろいろ恩給法に対する質問ではございましたが、やはり受給者百二十余万人の声であるということも御理解いただきまして、ひとつ恩給は国家保障なんだと、こういう御理解の上にさらに善処方を要望申し上げたいと存じます。

なお、委員長に、ひとつ五十年度の恩給法が一応廃案になるというふうな事例が、私、一年生で苦しい体験を持っておりますので、ひとつ全委員の先生方にお願いたすわけでございますが、どうか五十一年度の恩給改正法律案は、通常国会内にひとつ上げていただきたいと思います。これを要望して私の質問を終わります。

○委員長(中山太郎君) この際、委員の異動について御報告をいたします。

本日、中村利次君が委員を辞任され、その補欠として三治重信君が選任されました。

○委員長(中山太郎君) 引き続き質疑を行います。

○太田淳夫君 それでは、引き続きまして恩給法の質問をさせていただきますが、先ほど来、同僚委員の方から事細かな質問がございましたし、時間の点もございまして、多少その点省かしていただきますが、最初に、附帯決議というものは先ほど片岡委員からお話ありましたが、その附帯決議を尊重してということ、よくお話を聞きませんが、今回のこの恩給法の改定につきまして、恩給年額の増額を初めとして十二項目に及ぶ改善措置が講じられておりますけれども、前国会、いろいろ附帯決議をつけましたが、その要望事項がどの程度盛り込まれているのか、その検討内容及び法案作成に至る経緯についてお聞きしたいと思います。

○政府委員(菅野弘夫君) 参議院の内閣委員会においても、前国会で附帯決議をつけていただいたわけでございますけれども、基本的には、もちろん附帯決議を国会の御意思として、われわれの改善の資料、再検討の指針といたしまして取り組んでいるわけでございますが、簡単に申しますと、まず実施時期につきましては、昨年から一カ月繰り上げて七月の実施にいたしました。それから恩給の増額についても、一律アップの方式を改めまして、公務員の給与改善の傾向に應ずるような上薄下厚の改善をいたしました。それから最低保障額につきましては、六十五歳以上の長期の方で例を申しますと、四十二万円から五十五万円という三〇%に及ぶような改善をいたしました。それから旧軍人等の加算恩給につきましては、先ほど出しましたけれども、六十歳以上の方の加算減算率というものを緩和をいたしました。なお、扶助料の給付水準の改善につきましては、受給者の家族構成に應じた加算を行うという案を御提案申し上げておられます。そのほか、たとえば貸し付けの、恩給担保の貸付額でございますけれども、これは私の方から大蔵省あるいは国民

金融公庫等にお話を申し上げまして、今般、限度額が従来の七十万円から百万円に引き上げられたように聞いているところでございます。そのほかの事項につきましては、なかなかむずかしい問題が残っているわけでございますけれども、それらについても鋭意検討を重ねるところでございます。

○太田淳夫君 それでは、一応何点かお聞きしたいと思っておりますが、まず、恩給年額の改定についてちょっとお聞きしたいと思っておりますが、この恩給年額の改定の方法につきましては、昭和四十一年に恩給法の第二条ノ二の調整規定が設けられました。これに伴って四十三年には恩給審議会の答申が出されました。それに基づいて、四十四年、いわゆる恩給審議会方式がとられて、四十八年以降いわゆる給与スライド方式がとられてきたわけですが、これも、まず、これが恩給法の第二条ノ二の規定の趣旨と、恩給年額改定方式の変遷の経緯について最初にお聞きしておきたいと思っております。

○政府委員(菅野弘夫君) いま先生が申されたのが、概略あれでございますけれども、従来は恩給審議会方式と申しまして、物価と公務員給与の真ん中辺で一律の改正を行っておりましたけれども、四十八年から、そうではなくて物価もあるいは国民生活の水準というものが公務員給与の中に反映をされているではないかとという考えのもとに、公務員給与を指標といたしまして一律アップを行って来たところでございます。それを今回の改正におきまして、一律アップよりもより妥当と思われまして公務員給与の改善傾向というものを忠実に反映する上薄下厚の改正に切りかえたわけでございます。

○太田淳夫君 内閣委員会でも、四十七年以降附帯決議で、恩給法第二条ノ二については国家公務員の給与にスライドするよう制度化を図ると、こういう附帯決議を行ってまいりましたが、この附帯決議の趣旨というのは、当時は高度経済成長政策によりまして物価が高騰しておりました。そういう経済事情に対応して、恩給二額に実質的な価値と



いうものを維持するために給与スライド方式が最も有利ではないかという、こういうことでこの決議がされたと思ひます。

そこで最初にお聞きしたいことは、この当委員会の給与スライドに関する附帯決議の趣旨と、恩給法第二条ノ二の調整規定との関連についてどのように政府は理解されているか。また第二点として、これは、これから経済はより低成長期に入りまします。物価と賃金の上昇率が逆転する場合も考えられます。給与スライド方式により恩給年額の改定を今後も続けていく方針だとすると、この点についてどのように考えてみえるか、御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(菅野弘夫君) 給与の中に物価もあるいは国民生活の水準も反映をするということとで公務員給与というものが決定をされていくわけでございます。私たちがしましては、給与というものがそういう意味で最もよるべき指標であるというふうに存じておりますので、この原則を貫いていきたいというふうに思ひます。

○太田淳夫君 ここに指標はありますけれども、五十年におきましては、対前年度比の消費者物価の上昇率は一〇・四%ですね。また本年三月現在では、対前年度比の消費者物価の上昇率は全国平均八・八%、東京区部で大体一〇・二%になっております。これに対して、春闘の結果の賃金上昇率は物価の上昇率を下回る、こういうことが予想される状況になっておりますが、これに伴いまして、本年度の公務員給与の改定率が消費者物価を下回った場合、来年度の恩給年額の改定はどういうような方式によって行われる方針なのか、また人事院勧告が行われないような場合、恩給年額の改定は行われるかどうか、そのような場合にどのように対処されるか、政府の見解を承つておきたいと思ひます。

○政府委員(菅野弘夫君) 大変むずかしい質問でございます。また仮定の御質問でございます。従来のような方式でいくつもりでございますけれども、世の中の情勢が百八十度変わるような状況

態になりますれば、またその時点で、恩給というものはやはりそれをよりどころにして生活をしていく方がたくさんあるわけでございますので、その時点でいろいろ考えなきやならないこともあると思ひます。

○太田淳夫君 次は、恩給制度におきましては、恩給年額は退職時の俸給の三分の一が基礎になっています。したがって、恩給の受給者が最近の激しい経済変動のもとで多くの犠牲を強いられるおのれが実情でございます。ですから、恩給年額の改定に当たりましては、最低限その恩給の実質的な価値を維持しようと、このように措置をすべきでありますし、またそのように検討されたいと思ひます。しかし、まあ先ほど野田委員からも人事院に対していろいろなお話ございましたけれども、ある情報によると、人事院勧告は非常に微妙な段階である、こういうようなお話もありました。もしもこれが行われないような場合ですと、現在恩給水準を引き上げようとする積極的に行なう改善を図っていくべきである、こう考えておりますけれども、重ねて政府の、こういう事態が起きたとき、まあ百八十度転換といういまお話をいたしましたけれども、それに対してどのようなことを考えてみえるか、あくまでも恩給の水準というものは引き上げようという、そういう方針で臨まれるかどうか。また今回の改正案におきましては、六・六%から一・五%の範囲内で上薄下厚の恩給年額の改定というものが行われまして、今後引き続いてこのような改定を行っていくのか。先ほど長官からは、上薄下厚の方針は取り続けていくと、こういうお話ありましたけれども、再度その点について明確にお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(植木光教君) 五十一年度の一般職國家公務員の給与の改定につきましては、人事院の勧告を待ち、原則として私どもはこれを尊重していくという姿勢でおるわけでございますが、人事院の勧告が行われておりません現在でございますので、ここで明確に公務員の給与改定との関係について申し上げることは差し控えていただきます。

たいと存じますが、この恩給受給者二百六十数万人の方々には、大多数が恩給を唯一の生活の支えとしておられる方々でありますし、しかも老齢者である、遺族である、傷病者であるという事情に対しましては、先ほども申し上げましたように、國家保障の立場からいたしまして、やはり相応の改善措置をとっていかねばならないということとを私どもは基本的な考え方として持っているのでございます。したがって、いま、将来を予測することはできませんけれども、ただいま申し上げましたのが私どもの姿勢であるということと御理解をいただきたいと存じます。

○太田淳夫君 それでは、次は、いままで公務員給与の改善率に従って一律に恩給年額を改定する方式をとってまいりました。その方式は、私たちが考えますと、公務員給与の改善傾向を忠実に反映しなかつたんじゃないか、また上薄下厚の傾向をば増大することになるから、その改善が要望されてきました。すでに最近の大幅な恩給改善が一律の改定方式によって行われた結果、恩給年額の基礎となる仮定俸給年額の上下の格差は相当な開きを示している、このように私は考えます。

そこで、公務員給与の改善傾向に基づきまして今回段階を設けたわけでございますけれども、この六段階の改定方式を実施する場合でも、その点を配慮して是正を行うべきじゃないかと、このように考えます。たとえば仮定俸給の七十二号俸以上のクラスにつきましては、その対応する公務員上の指定職の改善率、これは平均六・五%ですが、それを上回る改善、たとえば六・六から八・六の範囲に行われることになっておりますけれども、今後の問題としては、公務員給与の改善傾向に基づいて改定方式を実施するほかに、こういった上下格差の是正を行うべきじゃないか、このように考えますけれども、総務長官……

○政府委員(菅野弘夫君) 今回、こういうような公務員給与を分析した結果に基づいてやる改定をいたしましたのは、いろいろな理由があるわけでございますけれども、これはまあこういう傾向

を反映した方がベターであるということもございまして、過去の一律アップのやり方自体が全く悪かつたかと申しますと、必ずしもそうではございませんし、それはそれなりに理由があつたわけでございます。したがって、こういう新しいやり方を展開いたしましたのが今年が第一年でございまして、これはこういうふうな形で定着をさせていくということが私たちのいまの第一目標であるというふうに思つておりますので、その中においていろいろ操作をするということもこれからの検討事項かもしれませぬけれども、現段階においては、ことし初めて展開をしたこのやり方というものをより定着をさせていきたいというふうに願つております。

○國務大臣(植木光教君) ただいま局長から御答弁を申し上げましたが、いづれにいたしましても上薄下厚方式をとることによりまして、受給者がそれぞれこの恩給あるいは扶助料によりまして、その生活の有力な糧にしていきたいという考え方、そしてそのための方式を引き続き採用してまいりたいと存じます。

○太田淳夫君 次は、扶助料の改善についてちょっとお聞きしますけれども、先ほどから岡田委員からお話がありました。あるいは片岡委員からも給付水準の引き上げについていろいろな要望がございました。総務長官からも、この扶助料の改善については引き続き行なう方針にあると、こういうお話がありましたけれども、定額か定率かというところで、この項につきましては今後比較検討を重ねていくというお話でしたが、定額の方がよりベターであると、こういう結論から今度行われたいわけじゃないでしょうか。その点は、まだこれから実際に支給してみても、今後検討を重ねていくということでございますか。

○政府委員(菅野弘夫君) 定額と定率は、それぞれ一長一短ございますので、われわれとしても予算要求の段階、決定までの段階において、そういう面からいろいろ議論をし、検討をしたわけ

ございませけれども、定率には非常にわかりにくい、何といひますか、わかりにくいという面などの長所がございませけれども、定率には、これは当然そうなりませけれども、生活にわりあいに苦しいといひますか、下の者に対するアップ率が高くなるわけにございませ、先ほどは総務長官からも申しませように、今度の定額積みによつてある人々は七割にもなつた方もあるわけにございませ、そして、そういう両方の利点がございませ、やはりこれは予算総額との兼ね合いもございませけれども、両方のいいところをとつてやつていく必要があるといひます、にわかには信じられないといひます、いま、にわかには信じられないといひます、定率をしておりませが、両方ともいいいふふうな断定といふふうにしてございませ。

○太田淳夫君 それでは、扶助料の場合に扶養遺族という言葉がございませが、この扶養遺族という言葉は、これは恩給法第七十五条の規定のおりによつていひますか。

○政府委員(菅野弘夫君) そのとおりでございませ、もう一つ、これは非常に事務的な説明になりますけれども、公務扶助料とか、それから傷病者に関するものは特別にいままでも加給がございませましたけれども、そういう場合の、たとえばその扶養遺族である子供さんの年齢等については、これは二十歳以下という方をしておりませけれども、今度の場合には、ほかの年金との関係もございませ、十八歳以下といふふうな差がございませけれども、おおむね同じような考え方でつかまえておりませ。公務扶助料については同じでございませ。

○太田淳夫君 そうすると、他の公的年金と合わせて十八歳未満ということですね。恩給法第七十五条ですと「未成年ノ子又ハ不具廃疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子」と書いてあります。

○説明員(手塚康夫君) 扶養遺族の点につきましては、今回の扶助料に対する加算、二種類ござい

まして、普通恩給をもらつて居る方が亡くなつた場合の普通扶助料、まあ俗称でございませますが、言つておきますと、公務によつて亡くなられた方の御遺族に対する公務扶助料、この二つの種類に分かれておきます。後の方に申しませました公務扶助料に対する加算、これは恩給法七十五条の扶養遺族です。扶養遺族、これは恩給法七十五条の扶養遺族そのままでございませ。ただ、前に申しませました普通扶助料に係る扶養遺族の場合にはちよつと限定がございませ、子につきませは十八歳未満といふことで、実はこれも各種年金と共通するような要素がございませ、厚生年金等と足並みをそろえませ十八歳未満といふことにいたして居るわけにございませ。

○太田淳夫君 次に、今回傷病者遺族特別年金制度、これが創設されたわけにございませ。これを見ますと、特別傷病恩給受給者についてといふことがございませ、比較的傷病の重い特別項症から第一款症の者の遺族に対して、傷病年金受給者の場合と同様の措置を講ずることとしてございませ、こういうあれがありませけれども、これはどうでしょう、概算要求のときでも最初からこれでいひたいんではないか。概算要求の場合には第五款症まで要求されたいんではないか。

○政府委員(菅野弘夫君) ただいまの御指摘は特別傷病恩給の方だと思ひませ、特別傷病恩給といふのは、公務ではなくて職務に關連して傷を受けられた方々に給される恩給でございませ、これが重い方と軽い方とございませ、いわゆる公務の傷病でございませと増加恩給に相當する部分の方々にしては今回十萬円の支給といふことで御提案を申し上げてございませ。しかしながら、第二款症以下のいわゆる公務の場合の傷病年金に相當する軽い方の場合には御要求申し上げてございませ、いま先生が御指摘になりましたように、私たちがしましては、概算要求のときには、そういう方々については七萬五千円程度のものを出した方がいいんじゃないかといふことで要求をいたしたわけにございませ、これはいま御

説明いたしましたような傷の程度が公務か公務でないかといふ分け方をいたしますと、公務でなくして關連といふことでございませ、それから重いか軽いかといふふうな分け方をいたしますと、軽度の方でございませ、そういうことで、今回度のところは一応見送りといふことになつたわけにございませ。

○太田淳夫君 そういうことで概算要求を削られしてしまつたということですが、たとえば第三款症でも「心身障害為社会ニ於ケル日常生活活動ガ中等度ニ妨ケラルモノ」と、こうなつておられますので、今後これらの人々に対する遺族に対しては特別年金を支給するような措置をとるべきじゃないかと考えませけれども、今後の改善の方針について一言お伺ひしたいと思ひませ。

○政府委員(菅野弘夫君) 昨年はそういう経過で認められなかつたわけにございませ、私たちがいたしまして、確かに公務でもないし、傷もやや浅いといふことではございませけれども、したがいまして同じ十萬円という額でなくとも、しかしながらそういう方々でございませ、何らか支給の道が講じられればといふふうにしてございませ、引き続き検討してまいりたいと思ひませ。

○太田淳夫君 次に、先ほど野田委員、片岡委員からも多少触れられましたが、従軍日赤看護婦さんの恩給法の適用の問題です。先ほど総務長官からもいろいろお話がありましたけれども、この従軍日赤看護婦さんの恩給法適用につきませは、これは長い間も懸案事項になつてございませ、すでに昭和三十八年の九月には、日赤本社からこれらの人々について、恩給法等の適用を行うようになつた文書をもつて關係当局に要望が出てございませ、また四十一年の法改正におきましては、看護婦長以上の人たちで、戦後公務員になつた人について、一定の条件のもとで従軍日赤期間を公務員期間に通算する措置がとられてございませ。その後、四十七年の法改正におきましては、通算条件の緩和が行われたいけれども、以後、当委員会での

質疑及び附帯決議あるいは請願の採択、質問主意書等の提出を行つておりましたけれども、いままで何らの改善措置も講ぜられていひなかつた。いまお話をいろいろお聞きしますと、恩給局でもプロジェクトチームをつくつていろいろと検討中である、こういうお話でございませ。第六十八国会の委員会におきまして、峯山委員からもこの問題取り上げました。前国会におきましては、わが党の二宮議員団長が従軍日赤看護婦の処遇に關する質問主意書、これも政府に提出いたしました。また、この委員会におきまして、この問題につきましては、五党共同提案によりませ附帯決議あるいは請願の採択などに、積極的に私どもも賛成いたしてまいりました。以後、この国会におきましても、この附帯決議の趣旨の実現のために、その具体案について検討を行つてございませ、先ほど片岡委員からお話がありましたとおり、特別に關する法律案といふものをやはり共同でいま提案さしていただきまして、十三日には趣旨説明をさしていただくようになってございませ。このように、いまいろいろ努力をさしていただいております。政府といたしましても、先ほど総務長官からお話ありませけれども、この附帯決議の趣旨の実現につきませ、重複するかも知れませけれども、再度説明をお聞きしたいと思ひませ、またいつごろまでこれを表現する見通しが立つて居るのか、それをちよつとお聞きしたいと思ひませ。

○政府委員(菅野弘夫君) 日赤看護婦の方々の問題でございませけれども、これはいままでのいろいろな、恩給のたとえば加算の問題とか減算率の問題とか、そういう技術的に問題ではございませ、恩給公務員の範囲を決めるといふ非常に基本的な問題でございませ。しかもそれは、私は日赤の看護婦さんが戦地で非常に御苦勞されたのを十分理解できますし、御同情申し上げるわけにございませ、そういう意味で、少し冷たいような言ひ方になつて本意ではございませけれども、これを恩給制度という目から見た場合には非常に問題でございませ。と申しますのは、公務員の年金

制度として恩給制度が生まれ、いままで来たわけ  
でございまして、いろいろな、たとえば日赤の看護婦さんの戦地中の期間を通算するというようなことがございまして、そういう措置も、全部、もともと公務員である方の年金を考慮する場合にそういう年数を通算して計算をするという措置をとっているわけでありまして、全然公務員でない方の年数だけで十二年とか十七年とか数えるようなことはかつてないわけでありまして、そういうことでございまして、そういうことを考えますと、恩給制度の中に入ってこれるものかどうかと非常に無理な感じを抱くわけでありまして、

さらに申し上げますと、先生方十分御存じのように、その前に広い意味の公務員である人たちがあられるわけでありまして、たとえば雇傭人という方々があるわけでありまして、あるいは雇傭人の中には官吏待遇というものを与えられている方々もかつてたくさんあったわけでありまして、そういう方々を飛び越えてといいますが、表現は悪いかもしれませんが、広い意味の公務員でもない方々が入ってくるということになり問題があるというふうに思います。もっとも、そういう冷たい言い方ばかりではございまして、私自身、兵隊さんと同じようにそういう面でも苦勞されたじやないかという面も確かにあるわけでありまして、そのうち何らかの処遇をするということ自体、私自身十分理解ができるわけでありまして、先ほど申しましたように、恩給という制度の目から見るとなかなかむずかしい問題がたくさんあるというふうに感じておられるわけでありまして、

以外のもっと別の問題かもしれませんが、そういう広い意味でもう少し勉強させていただきたいという気がいたします。そういう意味で、基本的に大変むずかしいものですか、いついつまでというふうなことをこの場で約束する自信はありませんけれども、私たちが誠心誠意あらゆる角度から勉強させていただきたいと思っております。

○国務大臣(植木光教君) 先ほどもお答え申し上げましたが、日赤看護員に対する処遇の方法としては大変困難なところがございまして、また、他の徴用工でありますとか、従軍雇傭人というような人々との均衡を図るといような方々に対して、国が何らかの方策をすべきであるという基本的な認識は持っているものでございまして、したがって、ただいま恩給局の内部でいろいろ検討をしていられるわけでありまして、先ほど、そして、ただいま太田委員から御指摘がありました、特別の法律をつくることを考えてはどうかということも一つの有力な考え方として私どもにも検討の時間をとお与えをいただきたいと思います。

○太田淳夫君 それでは、この従軍看護婦さんの実情については、もうすでに掌握されているというお話でしたけれども、私も資料としてお出し願うようにちょっとお話ししておきました、またそれはあれですか。——それは、この日赤看護婦の方が総数で約三万人みえて、そのうち死亡者約千五百名と、こう言われておられますけれども、その実態については把握されておられますか。

○政府委員(菅野弘夫君) いまお話しのようなことは私どもも伺いしております。

○太田淳夫君 それでは、日赤看護婦さんのうち、外地及び病院船に派遣された者の実数はどのようになっていますか、おわかりですか。

○政府委員(菅野弘夫君) 日赤の看護員の方で戦時衛生勤務に服した者の数、これは延べのようございまして、大体三万三千人ということございまして、実数は約一万人というふうにお伺いいたしました。

○太田淳夫君 この看護婦さんで、帰国後公務員となつて、恩給法あるいは共済組合法を適用されている者は、従軍日赤看護婦期間について加算制度ですね、認められていないと、こう言われていますけれども、なぜこの加算制度が適用されないのか。また、従軍日赤看護婦さんにつきましては、加算制度を適用した場合、恩給年額等はいかほど改善されるのか。また、加算制度を適用した場合に、どれほどの人が新たに恩給法等の適用者になるのか、その実情をちょっとお聞きしたいと思います。

○政府委員(菅野弘夫君) 加算というのは戦地加算等の加算かと思はれますけれども、実はその加算を入れておられないのは、先ほど申し上げましたように公務員である方々についてはそういう措置をとっておりますけれども、先ほどの御説明で申し上げましたように、その期間を特別に通算するということ方々、たとえば満州国の軍人さんであるとか、満州国政府の方々であるとか、そういうような方々についても、その期間は通算をいたしませんけれども加算というものはやっております。これは先生御存じのように、恩給審議会という、かつて権威ある方々によって構成された審議会がございまして、その際、その答申の中にもこの問題に触れられておりまして、それは加算をすべきではないという結論になっておられますので加算をいたしておられないわけでありまして。

○政府委員(菅野弘夫君) 加算というのはいくらになるかというの的に把握しておられませんが、その加算だけでは恐らく年金になるような長い期間が加算されると思われませんので、適用者がふえることはほとんどなからうというふうに思っております。

○太田淳夫君 いろいろありますが、また委員会等で資料のことは要求したいと思はれます。前回の国会でも、こちらに参考の方がお見えになりまして、いろいろと事情聴取いたしました。非常に戦争中、軍属等、強制的に召集されまして第一線の陸海空の病院に配属されて、軍人と同様な激務に挺身された人々でありまして、戦後は外地に長期間留置されておりました公務員となる機会を逸した方が非常に多い。また今日では五十歳を越える年齢になりまして老後の不安にも非常に悩まれているわけでありまして、私の手元にも相当たくさんのお手紙をいただいておりますので、どうかそういう方々につきましても、総務長官のお話で時間をおかし願いたいというお話でございまして、私どもも総務長官の今後御努力に期待するものが非常に多いわけでありまして、どうかその点、実情をよく聴取されまして、今後改善に努力されたいことをお願いして質問を終わります。

○岩間正男君 総務長官にまずお伺いしますが、法の執行責任者として、その法律がどのように施行されているのか、その実態をつかむ責任が当然あると思はれますが、それはつかんでおられますか、そういう努力をされておられますか。

○国務大臣(植木光教君) 恩給法は毎年改正をしているわけでありまして、その都度各都道府県及び各省庁の関係担当職員に対して説明会もいたしまして、その周知徹底を図りますとともに、政府関係刊行物を極力利用いたしまして、その改正点についてのPRをいたしているところでございまして、これに対して、各都道府県や市町村、関係団体も大変御協力をしてくださるようになって、恩給改善該当の方々の請求漏れがないようにということとを、国と地方団体、関係団体一体となって努力をしておりますのでございまして、大部分の方々が、恩給受給者というのには恩給の改善について、常時大変な御関心をお持ちでございますから、したがって、この実態と申しますものは非常に広く

周知され、そしてまた支給を受けておられるというのが現状でございます。

○岩間正男君 それじゃ具体的にお聞きします。昨年十一月の法改正によりまして、一時恩給の受給者が三年以上未滿の兵にまで拡大されることになった。恩給局はこれらの申請が都道府県の窓口にとどくくらい来ているか、この実態をつかんでおられますか。

○政府委員(菅野弘夫君) 恩給局の場合には、恩給の裁定をするところでございまして、その進捗は都道府県及び各省庁、それから、軍人さんで申しますと都道府県と厚生省を経由しているわけでございますので、その実態につきましては厚生省の方から御説明を願う方がより正確であろうと思っております。

○岩間正男君 私は総務長官にお聞きしているんです、恩給法の法の執行責任者として。これは非常に重要なことです。それはもう援護局の方に聞いたり、府県のことそれはまた聞きますけれども、しかし、この法案そのものの責任を持つのは、これは最高の責任者はもう総務長官なんです。総務長官が知っているか知らないかということ、非常にこれはこの問題を解決するに重要なんです。だから援護局の方にやらしているからその方で聞いてくれというふうなことは、これは全く話にならぬ。

○國務大臣(植木光教君) ただいま一つの例として旧軍人の一時恩給についてのお話がございましたが、昭和四十六年以來逐次支給要件を緩和いたしました下士官以上に対するものと、昨年の兵に對する改善措置、この二つの点について申し上げますと、昭和四十六年から昭和五十一年の三月末まで約十萬八千件の進捗を受けておりまして、このうち十萬三千件を処理をいたしております。五十一年度当初の手持ち件数は約五千件でございます。これは昨年の改正法による請求でございます。本年二、三月に進捗を受けたものでございまして、今後この進捗の増加が見込まれておりますが、恩給局では一カ月以内に処理をするよう努力

をしておりますところでありませぬ。

○岩間正男君 その数は報告を受けていないのですか。これは援護局の方で昨年の十一月からことしの三月までどのくらいですか、数だけ言ってください。簡単でいいですよ、時間がなから簡単

○説明員(横溝幸四郎君) 兵の一時恩給の五十年十一月から五十一年三月までの県からの私どもの受け付けは約一萬三千でございまして、そのうちの約一萬二百を恩給局に進達できております。

○岩間正男君 これはまあ非常に額が少なく、われわれとしては全く不十分なものだと思っております。しかし、それでもまあやられるということについては、これはそれだけの評価をしているわけです。これを完全実施するかどうかということ、その気があるかどうか、これが非常に重要なんだと思つておられますか。

そこでお聞きしたいんですけれども、この法案が改正されて、この該当者をどのくらいにつかんでおられますか。

○政府委員(菅野弘夫君) 一時恩給の、特に兵に對する一時恩給の該当者は約數十萬というふうな思つております。

○岩間正男君 數十萬とも五十萬とも聞いていますね。それが施行された、そしてそれから四カ月でしか、それを見ますと、まあ一萬、こういうことなんでしょう。これは後でなお詳しく聞きますけれども、都道府県の実際取り扱っている様子ですね。援護局の方でこれを統括しておられるんだと思つても、非常に遅々としておられるという実態がこれは出ておられるわけですか。実はその資料もこれはもらっているわけですか。その資料によりまして、こういうことでは大変なことになるんじゃないか、こういうふうな思つておられますか。

そこで、私、お聞きしたいんですけれども、法律というのは、施行されたらもうだらだらと五年も十年もかかってこれは実施されるんじゃないか、効果薄い。ことにいまは御承知のように深刻なインフ

レの高進時代です。そうすると五年後にもらったんじゃないか三萬、二萬という金でありますけれども、その金はもう半額になる。三分の一になるかもしれない。これじゃ法の公平というのは期したい。したがって、この法が出たら、それをできるだけ短期間に完全実施すると、そういう体勢をとるのは当然法執行者の私は責任だと思つておられます。そういう点についての総務長官の御見解はどうなのか。これに対する現状というものを把握して、これを一体改善するお考えがありますかどうですか、お聞きしたい。

○國務大臣(植木光教君) 私の方では先ほど申し上げましたように、この法改正が行われました場合、いろいろな機関を通じて周知徹底を図つておられるのでございまして、この一時恩給につきましては厚生省が所管をしておられますが、その進捗状況は、過去の下士官以上に対する一時恩給、兵に對する一時恩給、これをずつと見てみますと、確かにお話しのように一挙に進達が行われているという状況ではございませぬが、やはり、せつぱかくこういう改正をいたしました以上、短期間に進達が行われ、裁定を行い、恩給を支給するというのが政府のあるべき姿であるということは当然のことでございます。

○岩間正男君 恩給局というのは、これは内閣にあるんでしよう。そして立案者も内閣だ。法は通した、執行するのは厚生省の方に任じた、これじゃ話にならぬ。これはもうやっぱ行政の分散なんです。こんなことじゃなくて逆にいかなくちやならぬ。この法をつくった、この法執行者の責任というものを、これを明確にするということは絶対必要な問題。そういう点から私はこの問題についての御認識はどうかと実はお聞きしたんですが、実際は実数もつかんでおられない。大体恩給局は都道府県をしてやらしておられますけれども、こういういろいろな声があるわけだ。都道府県に、窓口が殺到しているわけですね。この申請を本當に聞く体制というものが、これは総理府の中にもとられているかどうか。まあ特定の団体の軍恩

連などの要望というものを聞くことはいままでできてきたと思つておられます。これは私はやつて悪いとかんとか言っているのじゃありません。これも必要でございます。しかし直接窓口に来る人々の声を聞く、この体制を恩給局として確立する。そうしていまの法執行の問題をもっと具体化して、本當にやはり国民の要求に沿うという方向にこれは改善する必要があるということをお聞きしたい。そういうお考えがございませぬか、あるいは検討されますか。そして検討したものであれば、当委員会に報告してほしいと思つておられますが、いかがですか。

○政府委員(菅野弘夫君) 先生御指摘の点はいろいろあると思つておられますけれども、法律ができたならばそれをPRをしないといふこと、それから受給者の声を聞きなさいという両点だと思つておられます。先ほど総務長官が御答弁申し上げましたように、いろいろな機会を通じて都道府県との会合なり、あるいは政府刊行物なり、あるいはラジオ、テレビあるいは新聞等を通じての広報もいたしておられます。都道府県あるいは厚生省にもお願いをしておられるのでございませぬけれども、いま最後には先生が言われた恩給受給者の声を聞く、あるいは団体の声を聞くのをもっと設けるべきじゃないかというのをもっとごもつともなことでございまして、私たちが地方に出ましてブロック会議等々、あるいは法の改正の説明会をいたしますときには各都道府県の方々ともお話をしますし、その場合に、その県等における受給者の方で、直接御相談等がありますときには相談会という形のものを持つておられるわけでございます。また恩給局の、東京にあります局の中にも面談室というのを設けておられます。常時数人の職員がこれに携わっております。毎日いらっしゃる方あるいは電話で照会される方が非常に多くなつておられます。まあそういう点でやつておられるつもりでございますが、先生御指摘のように、まだ十分でない点についてはさらに努力をいたしたいと思つておられます。

○岩間正男君 まあ御努力の点はわかりませぬ。い

まの御説明聞いていると、もう十分やられてるよに思いますが、実際は対象者はそう考えていない。何か冷たいし、あそこ近づきたい。本当に実情をつかんで血の通った政治をやってくれているかどうか。こういうことになると、これはアンケートをとってごらんない、はつきりしている。こういう点で、私は行政の民主化というのはこれは単なるかけ声じゃなく、本当に血の通ったものにする事ができるのかどうか、これがいま問われている。ことにこれは総務長官お若いんですからね。こういう点について、これは率先して改善されるべきだといふふうに思う。こういう点はいかがですか。これは簡単でいいんです。決意というのには簡単に、やるかやらぬか聞いている。そうでない、やらぬときはとても長い。これは三木総理がその代表でありますから、そういうことのないように。

○国務大臣(植木光教君) たいま恩給局でも努力をされているところでございますが、さらに層一層誠意と熱意を持って努力を続けていきたいと思っております。

○岩間正男君 さて、まあ数十万の対象者があつて、数十万と言いますね。その対象者があるうちに五十年度にはどれだけの予算が計上されたのですか、何名当てるの予算が計上されたのですか。

○政府委員(菅野弘夫君) 二万名でございます。これは過去の実績から申しまして、大体初年度は三%くらい出てくるのが通常でございますので、そういう意味において二万名といたしたわけでございます。

○岩間正男君 五十一年度はいかがですか。

○政府委員(菅野弘夫君) 五十一年度は約七千万の予算措置を講じているところでございます。

○岩間正男君 これは何ですか、処理する、そういう体制が十分でないということですか。これでやるということ、これは法が施行されてからまあ一年半になるわけですが、十萬しか予定してないのですか。その十萬も、これは初年度の分なんかい

は半分も消化ができない。これはやるために一体やっていると、本当にこの対象者に、全面的にもう全部把握して、とにかくこの法で決められたものを一〇〇%やっぱり実施するんだという気魄がなければいけません。ところが、まあ何年かやっていると、これはちよる来るんだらうと、そいつを何とか扱っていかないと。その中には亡くなる方も出てくるわけですね。しかも非常に低い。兵が一番犠牲をこうむっているのに兵が一番低い。もう三万、二万というふうな一体一時恩給というものは私はないんだと思うのです。しかし、これもまあとにかくやったということなんです。これは改善されなくちゃならぬと思ふのですけれども、それにしても本当にこれ實際やるのかどうか。私は少なくとも、ことごとくこんな経済変動の激しい時代には、一年ぐらいで実施するのだという、これぐらいの激しい気魄がなければいけません。これはただかけ声だけで終わるのじゃないかと思ふのです。これは総務長官いかがですか、これは政治的な判断なんですか、どうなんですか。

○国務大臣(植木光教君) この恩給の問題だけに限りませんが、御承知のように、たとえば引揚者に対する給付金というふうなものも、かつて法律が制定せられまして、いわば見舞い金と申しますが、補償金と申しますが支給せられたわけでございますが、これなども、やはり単年度で終わっているわけではございませんで、数年にわたりますして支給が行われたというふうなところがござい

ます。

五十年度の受け付け件数は、先ほど申し上げましたように二万件を計上したわけでございますが、改正法の成立がございましたので、約一万件というところでございます。しかし、五十一年度以降は、事務も軌道に乗りまして、進捗件数は増加するものと考えておりました、私も厚生省、都道府県にも十分いろいろな配慮方を願いをいたしました、早期にこれらの方々に対して、一時恩給が支給されますように努力をいたす決意

でございます。

○岩間正男君 とにかく数十万と推定して始めたんでしよう。その数十万を把握して、そうしてその法の改正のやっぱり恩給に浴する、まあ非常に少ない恩給でありませぬけれども、これに浴させるための全努力をするかというところですね、ここに行政の改革が求められているんです。従来のやり方で、結局恩給というのは、これは恩恵的にやるんだという考えが抜けないんじゃないか、一つは、もう一つは、本当にこれができるよな体制をとってないんじゃないか、具体的に調べてみることはつきりしているんです。そういう態勢の中で、どんなに言ったって、あなたのいまの、もう本当にこれはできるだけやるつもりであります、ここで本当に熱意を持ってやると言ったって、七万件、仮に七万件全部やったら、何年かかります。五十万として七年かかるじゃないですか。七年後には一物価変動はどうなりませぬ。貨幣価値はどうなります。大体考えてみたら、こんなのは行政力になりますか。まあ私は言葉をつく言っていますけれども、この辺はやはり考えてほしい。恩給というのは日陰の問題にさ

れちゃ困る。やっぱり社会保障、名前は恩給ということになっていますが、これはもう本当に前の時代のある意味では残った言葉なんです。これは恩給でない。これは社会保障ですからね、実際内容は、そういう点から考えれば、少なくともこの問題を七万件しか組まなかつた、そうしてこのままでやっていたら、しかも七万件は全部これはこせせない、十年かかる、こういう態勢になつてしまふ。だから一つは、本当にやはりこの法を執行して一〇〇%やるんだという覚悟があるのかどうか、もう一つは、それをやるに足るだけの本間に体制をとっているのかどうか、この二つの条件が今日これは長官に問われている。長官どうですか、少なくとも今年の一年ぐらいでやるんだという決意ね。こういうのは来年から飛躍的にこれは変えなきゃならぬ。私の言うことは無理で

しようか、どうでしょう。

○国務大臣(植木光教君) 五十一年度は約七万件を予定していると申しておりますが、これは七万件に私どもは限定しているわけではございませんで、さらに進捗が多くなりましたらば、それに適宜対応してまいります。私どもの予想としては、過去の例に加ふるに熱意を持ってこれに取り組みまして、五十二年、すなわち三年度目には山を越すというふうな考えをしております。またそうでなければならぬ。そのうち特に今年度は進捗件数を多く受理し、そして認定をしていかなければならぬと考えております。

○岩間正男君 これはやっぱり若い長官のことですか、これは国民の大きな要求になってくるんですから、これにこたえるお言葉としては、やっぱり言葉はあるけれども実践があるのかどうか、ちよつと私は十分納得しかねるんですかね。二つの問題についてお聞きします。一つは、援護局の一体府県段階において施行している実態、どうなのか、こういうことでやるのかどうか。もう一つは、PRの問題、この二つの問題について私はお聞きしたい。

そこでお聞きしたいのですけれども、これは局長まだ見えていませんか。——今度のあなたたち出してくれました資料ですね、この資料を見たのですけれども、非常にこれは少ないんじゃないですか、それにしても、どうですか、あなたたちの出した資料、これはどうですか。

○説明員(横溝幸四郎君) 請求が少ないのではな

いかと、こういう御質問だと思いますが、昭和五十年におきまして一時恩給、これの各都道府県における処理状況を御説明したいと思つております。

○岩間正男君 簡単にやってくれませんか、時間がな

いから、もう内容をつかめればいいので。

○説明員(横溝幸四郎君) 四十九年末に二千八百件、五十年に八万六千件受け付けて、この間に進捗返戻をいたしましたのが三万八千、五十年の末に五万というものを現在持っているわけでは

ざいます。したがって、先ほど来お話のありました法律成立のおくれを取り戻して、迅速に受け付けが伸びつつある、こういうふうな判断しております。

○岩間正男君 これは五月末はまだ無理でしょうが、四月末はこれに入っていますか。

○説明員(横溝幸四郎君) 三月の末までしか統計がそろっておりません。

○岩間正男君 非常に少ないんですね。私たちがこれは実際は電話をかけて聞いたんです、都道府県に。これとずいぶん違う。非常に少ないですよ。だから、こういう点から言うと、これはどういふことになっているのかな。あなたたちどういふふうにして、これは報告を求めるといふのですか。

○説明員(横溝幸四郎君) いま申されましたのは、県の方に相当量があるはずであると、それにかかわらず先ほど、私どもの方からの統計では非常に数が少ないと、その点はどう判断するかと、こういうことだと思いますが、先生の御指摘もございまして、数県につきまして調べましたところ、私どもが調べました時点におきましては、報告どおり非常に手持ちは少なかったわけでございますが、先ほど申しました兵の一團がことしの二月、三月になりまして急上昇をしていると、こういうふうな関係と、それからためにまだ受け付けが十分にできていなかったもの、こういうものがあるために、若干の統計上の差が出てきていると、こういうふうな判断しております。

○岩間正男君 この数字は、これは急速に押さえてもらえますか。あさって恩給法あるいは採決になるかもしれませんが、それまでにもらえますか。四月末でいいですよ。これは都道府県へ電話かければ新しいやつ出ますね。それぐらいの努力はしてもらえますか。

○説明員(横溝幸四郎君) 実はもうべとけさにかけてまして、先生御指摘の都道府県に電話をかけたわけでございますが、たとえば当初私どもの方にゼロあるいは二、三十件ぐらいしか持っていないと、こう言ったにかかわらず、二千件あるいは三

三千件あると。この二千件、三千件はすぐ送れる状態か、審査に入れる状態か、こういうふうな尋ねましたところ、まだ受け付けの段階に入れないんだ、こういうふうなことでございますので、短期間にこれを仕分けして恩給区分、あるいはその中にはそのほかの書類も入っている、こういうことでございますので、早急な整備は県としては困難なものと、こういうふうな思っております。しかしながら、いずれにしましても、私どもがいただかなくてはならない書類でございますので、速やかに整備して進達させるように努力したいと思っております。

○岩間正男君 中間報告でもいいんです。だから電話をかけて、それを数、出してくれたらいいんです。あさってまでならできませんが、そのぐらいい。われわれだとしてすぐできますよ。だから、そういう努力はやっぱりしなければ、いままでの決まった答弁と満足できません。あさってまでできるでしょう。各県に電話かけない、いままからかけたって間に合うでしょう。どれぐらいい。一体申請があるか、それをつかまなきゃいけない。とにかくそういう点でずいぶんこれは食い違ふんです。私たちの当たった数字と。たとえば、北海道を見ますと、北海道は、この統計に比べて八千五百九十四件、それが年間しかも処理数がその中で千三百八十四件、こういうことになっていきます。ところが、われわれが調べたのは約一万件ということ。そうして恩給係を見ますと、これは七名、そのうち一時恩給専任の人が一人半、一カ月の処理件数が百件、処理見込みが恩給係長の話ではどうしても十年ぐらいこれじゃかかると、こう言うのです。それからこれは青森、青森は二千件、われわれが調べた当時では、それから一カ月の処理件数はやっぱり百件、処理見込みはこれで行くという、これだけでも二、三年かかる。それから岩手、これは三千九百四十件、それで四名いますけれども、実際は非常勤の人が二名、臨時の人が二名というふうです。それから一カ月の処理件数がやっぱり百件、四人

で分担して処理しているがなかなか進まない。それから、係の人は三年計画で処理しようと思っているけれども、なかなかそういう体制をつくるのは困難だということ、秋田も二千件、これでいくと三年から四年かかる。山形も四千件、これは三年から四年かかる。宮城もこれは三千件、福島、これは七千件、これはあと五、六年かかる。こういう中で、非常にやっぱり大きな問題になってきますのは人が少ないということ。事務処理をするに事務者が非常に少ないということ。これはどういふふうになりますか。これらの事務費というのは、これは援護局から出ることになる。――総理府の予算ですか。

○説明員(横溝幸四郎君) 恩給の進達事務につきましては、私どもの方から各県に交付金というふうなものも交付しております。私どもが委託費として各県に交付しました金額は四千六百七十二万円余りでございます。

○岩間正男君 これは何年度、五十年年度ですか。

○説明員(横溝幸四郎君) はい。

○岩間正男君 四十六百七十二万という、どうですか長官、これは一県当たり百万ですよ、平均して。百万だったら人件費で一人雇えますか。人件費は含んでいなくて通信費とか、あるいは何か事務資材を買ったりとか、そういう金なんですよ、そうなんですか。人件費はどこで賄うんですか。

○説明員(横溝幸四郎君) 先ほど申しました四千六百七十二万円は、先生おっしゃるとおりの通信事務費とか、庁費とかということのほかに、若干でございますが、臨時職員のための費用が入っております。

○岩間正男君 若干つてどのぐらいですか。百万の残高、若干つてどのぐらい。全くこれでは一杯飲めない、話にならない、冗談じゃないですよ。あなたは総務長官、ここに問題があるのです。これは少なくとも五倍か六倍にふやさなければだめじゃないですか、どうですか。いまの人員を五、六倍にしなければさっきの法の精神からいってだめです。私は見たが、さっきの援護局の出した資

料によりまして、われわれ計算してみますという、北海道だとたとえば六年半かかる。岩手は四年、栃木は四年半、群馬は六年、埼玉は九年、それから愛知は十一年、福井は七年半、大阪は九年半、鹿児島は四年、こういうような数字が出てくるのです。これは一例です。こんなことをやっていたら実際法案というものは死んでしまう。全く名目だけだ。本当に宣伝するだけになってしまつて中身の無いものになる。非常に少ない、本当にスズメの涙のような一時金であります。それでもやろうという善意が、実は途中で雲霧散してしまつて、こういうふうな体制になっていることは明らかです。私はよくよく申し上げる必要はない。したがって、少なくともこれは一年でやるのだというふうな決意があれば、いまの四千六百万でしよう。四千六百万の五倍にしたら何ぼです。

二、三億の金があったら事務費が相当潤つてくる。さらに、人件費をそれで何してあげれば一年半とか、二人の事務担当者五、六人、少なくとも十人近くにはやして行く。アルバイトをそれに入れる。そういう体制はできるんじゃないですか。私は具体的な数字を挙げて長官にお話をしているわけですよ。どうでしょう。

○国務大臣(榎本光教君) 恩給の受け付けというものは所管官庁は厚生省でございます。厚生省は厚生省なりにいろいろ御努力になっておりまして、私どもからも厚生省に対して、事務の合理化でありますとか、簡素化あるいは従事人員の配置について特別の配慮をしていただくようお願いをしております。これは、私どもとしては法改正をお願いをし、これが成立をして後は野となれ山となれというのではございませんで、恩給局においては認定をするという仕事を抱えておりますので、受給者との関係というものは厚生省の所管に属するものでございまして、したがって、ひたすら厚生省の御努力をお願いをするという以外にはございませぬ。いまの問題につきましては、厚生大臣ともよく協議をいたしまして、速やかに一時恩給の処理が行われ

二、三億の金があったら事務費が相当潤つてくる。さらに、人件費をそれで何してあげれば一年半とか、二人の事務担当者五、六人、少なくとも十人近くにはやして行く。アルバイトをそれに入れる。そういう体制はできるんじゃないですか。私は具体的な数字を挙げて長官にお話をしているわけですよ。どうでしょう。

○国務大臣(榎本光教君) 恩給の受け付けというものは所管官庁は厚生省でございます。厚生省は厚生省なりにいろいろ御努力になっておりまして、私どもからも厚生省に対して、事務の合理化でありますとか、簡素化あるいは従事人員の配置について特別の配慮をしていただくようお願いをしております。これは、私どもとしては法改正をお願いをし、これが成立をして後は野となれ山となれというのではございませんで、恩給局においては認定をするという仕事を抱えておりますので、受給者との関係というものは厚生省の所管に属するものでございまして、したがって、ひたすら厚生省の御努力をお願いをするという以外にはございませぬ。いまの問題につきましては、厚生大臣ともよく協議をいたしまして、速やかに一時恩給の処理が行われ

二、三億の金があったら事務費が相当潤つてくる。さらに、人件費をそれで何してあげれば一年半とか、二人の事務担当者五、六人、少なくとも十人近くにはやして行く。アルバイトをそれに入れる。そういう体制はできるんじゃないですか。私は具体的な数字を挙げて長官にお話をしているわけですよ。どうでしょう。

二、三億の金があったら事務費が相当潤つてくる。さらに、人件費をそれで何してあげれば一年半とか、二人の事務担当者五、六人、少なくとも十人近くにはやして行く。アルバイトをそれに入れる。そういう体制はできるんじゃないですか。私は具体的な数字を挙げて長官にお話をしているわけですよ。どうでしょう。

ますように協議をしてまいります。

○岩間正男君 委員長にお願いします。この次の内閣委員会に厚生大臣の出席を求めます。そうして総務長官と具体的に話をしてもいい。何年待たせてもわからないような話じゃだめです。実際これ、受給者の立場に立ってごらんないよ。先ほど岡田さんの話があった。申告はしたけれども、一年も何年もナシのついで、全く本当に大変なことですよ。政治不信はここから起るのだから。こんなことじゃまずいじゃないですか。だからこういう問題については血の通った政治をやればり率先してやらなきゃなりませんよ。だから、そういう点で、厚生大臣、ちよつとでいいです。五分あればいいんですからね。これはぜひ出席を求めて、総務長官といまの問題について話してもらおう。総務長官に私がお願いしているのは、立案者というその立場にあり、そして法執行の責任者なんです。だから、厚生省でやっているから厚生省でいい、こういうことにはいかに問題です。この法というものを本当に血の通ったものにするには、少なくとも、本当にこれはある意味では全体の恩給の行政から言えなきゃいけませんし、それじゃいけません。しかし、ささいなことが一切をやっぱり包含しているんです。そういう意味ではこの問題がこの委員会において一つの具体的な前進を遂げるというようなことが望ましいわけです。私はその立場からお願いをしておるんでありますから、理事の皆さんもこれは御協力をいただいて、五分でいいですから、厚生大臣と総務長官がこの問題について——私ちよつとこの問題については保留しておきます。とにかく、これは大変な時代です。地方財政が非常に困難なところで、今度は地方の負担でもってこういうものを任されるというのでは、これもまた大変です。だから、これは委託費として出しているの金が全く申しわけのいまの四六百万などというのじゃ話になりませんよ。だから、そういう点で私は要求をします。次に、もう一つの問題ですが、これはPRの問題です。これはこの前衆議院の段階でわが党の委員からも質問があり、そしてこれによって新聞に広告というふうなものが出されたようですね。これは朝日と読売に出しましたが、ところが、あれ見ただけでも小さいですね。ちよつとわからない。どうでしょう、あれ。だから、本当にこの改正を知らない人が多いんじゃないかと思えます。改正を知らない人がここにいますけれども、これは朝日新聞のやつ。これぐらいですから、よほど気をつけて見なければわからない。そうでしょう。だから、地方はどうかというおるといふ状態ですね。われわれ調べてみたら、底と言ったってこれじゃなかなか徹底しないんじゃないか、これだけでは。だから、私はやっぱりテレビとかそういうものを使うべきじゃないかと思ふのですがね、ラジオとか。そして本当にこれは視聴者が多いんですから、そういうところで、こういう改正がされました、そしてこれこれの条件の人は、とにかく一時金だけでも、とりあえず三万もらえますと、こういうことになれば、この人は発動するわけですよ。そういうやつぱり行き届いた政治というものが必要だと思ふ。そこでお願いしますが、この広報費どれぐらい使いましたか。

○国務大臣(植木光教君) ただいま非常に小さいとおっしゃいましたけれども、この一つの問題につきまして、四月三十日には地方紙四十九紙、それから五月一日と五月二日には中央紙にこの広報をしておりまして、広報費といたしましては四百六十五万円でございます。なお、ラジオ放送を四月二十九日にいたしております。これは十五万円かけております。さらに、五十一年度の改正法の広報計画といたしましては、新聞、ラジオ、テレビ、官報資料版、時の法令、広報資料、それから都道府県への広報の依頼というふうなことを計画をいたしております。

○岩間正男君 これはこの前、長官はですね、日刊紙だけじゃなくてテレビ、ラジオによるPRも検討するという話でしたが、その後どうなりましたか。

○国務大臣(植木光教君) テレビではどのような形に出しますか、スポットもございまして、いろいろな方法があるわけでございますが、いま広報室に對しまして計画を立てておられるところでありまして。

○岩間正男君 それじゃこれも資料でお願いしたいのでありますけれども、どれだけのPRをやったか、それからその予算はどうだったか、それから今度この法案が改正されてさらにPRをやるわけですから、そういうPRをどのような計画でやろうとされているか、そのための予算はどういうふうなことを考えておられるか。ここでお待ちですか。おわかりでなければ、これはあさつてまでに当委員会に資料を出していただいた方がいいと、時間の関係があつて。委員長、どうでしょうか。

○政府委員(関忠雄君) これまでに行いました恩給関係のPRでございまして、先ほど総務長官、答弁いたしましたように、新聞関係で四百六十五万、ラジオ放送関係で十五万でございます。

それから、今後のPR計画でございまして、これにつきましては恩給局と十分協議をいたしまして、新聞、テレビ、ラジオ等を利用した広報を実施いたす考えでございますけれども、いまのところ計画はまだ詰めておりません。今後早急に決定したいと思ひます。

○岩間正男君 とにかく、小さいとか小さくないとか言われましても、私なんか目が悪いですからね、ちよつとこれわかりませんよ。国鉄のPRやつたのをごらんになりましたか。三億かけてね。あいうことまでやれとは言わぬ。しかし、とにかくこれは権利だからね、受給者の権利なんですよ。権利を呼び起こすというこの仕事というのは、非常に重要な意味を持っていると思ひます。政治のこれはやっぱり姿勢に関する問題。したがって、これに金を相当使つたって、これは恩

給の受給者の方たちを尊重することになるわけだ。ところが、恩給はくられてやるんだ、恩恵的なものだからとにかくやつた。国会あたりでまたうるさいのに追及されるかもしれないからやつた。そうじゃないことは明らかだけれども、そういう形で、とにかく頭微塵と言っちゃ悪いですが、見なきゃならないようなPRじゃ、これはいけないということです。そうでしょう。これも血の通った政治があるかどうか、行政の民主化があるかどうか、このことははっきりして、思ひますね。だから、この点についてやっぱり明確にしたい。さっきの資料出してください。われわれ検討するに値する。国鉄と對比してやるわけじゃありませんけれども、とにかくこれはPRの部に属するのだから、事は基本的人権を持ったそういう受給者の権利を守るその一つの行為とこれは本当にうらはらの問題ですよ。政治の姿勢が問われている。どうなんですか。

○政府委員(関忠雄君) 広告の小さいというお話でございまして、御指摘の広告はいわゆるゆるゆる突き出し広告と申しまして、新聞広告の中でも最も目につきやすい広告とされているのでございまして。したがって、かなりの割合と申しますか、これが期待できる広告というふうな考えでございまして、今後ともこの突き出し広告の活用などは考えてまいりたいと思つておるのでございまして。

それから、資料というお話でございまして、けれども、本年度恩給法の改正が実現いたしました場合に、どのような手順で、どのような時期に、どのような形で広報するか、これはもう少し時日をかけていただきたいと思います。現在のところちよつと提出できる資料というものはお許し願ひたいと思ひます。

○岩間正男君 どうして。いままでどこへ何を出したという、そのぐらい報告できるでしょう、それに金どのくらいかかったか、それできないですか。

○政府委員(関忠雄君) これまでの分は、先ほど

申しましたような新聞関係で四百六十五万、ラジオで十五万でございます。

○岩間正男君 それから、これが効果的かどうかというの、これは見解の相違とは言いません。言いませんけれども、余り自画自賛するとおかしいですよ。具体的に物があるんだ。そうじゃなく、本当に私は受給者の人権を尊重する立場から、もっとやっぱり金をかけてもいいだろうと、こう言っているんです。金かけたって何ほもないじゃないですか、さっきから聞いてみると本当に。それぐらいの努力はすべきですよ。いいですね、長官。

それじゃ時間もありませんから次の問題に入ります。先ほどから従軍看護婦さんの恩給適用の問題、実質的にはとてつもなく非常に競争でいろいろな犠牲を受けられて、そのままだにいろいろな犠牲の影がつかまわっていられる方が多いわけですね。だから、この問題について、これは社会党さんの方から、また公明党さんの方から質問がございました。また特例法案を提出されると、そういうお話を伺ったわけでありまして。この前、これは内閣委員会が衆参両院でやったわけですが、「戦地勤務に服した日本赤十字社の看護婦の処遇」というのは、旧軍人、軍属に比して不利となっているものがある、その救済措置を図るよう検討する、附帯決議をいままら読み上げたわけでありまして、しかしどうでしょうか、これは結局どうも改正するには技術的に非常に問題だと、こういうようなことでも全部説明まかり通っているのではありませんけれども、公務員として入ることが、いままでの前例もありなかなか困難だ、こういうようなことでもありますけれども、これはできないんですか。

○政府委員(菅野弘夫君) 先ほど来いろいろ申し上げておりますとおり、恩給というのは公務員の年金制度でございますので、そうでない者を入れるというのはこれは恩給制度自体をどう考えるかという問題になるわけでございますので非常にむ

ずかしいと思えます。先ほど来お話しでございますように、じゃ恩給の少しその周辺の問題としてつかまえることができないだろうかというお話もございまして、そういう点も含めまして、私たちは大変むずかしいと思えますけれども、附帯決議の趣旨もございまして、それから看護婦さんの実態といたしまして、その周辺の問題、あるいはもっと広い問題並びにその周辺の問題、あるいはもっと広い問題、私もしませんが、そういうものを含めまして、私たちとしては現在検討をいたしておりますけれども、その検討を深めていきたいというふうに思っております。

○岩間正男君 これも過去にとらわれているんじゃないですか。過去に公務員でなかったらどうだという議論で、それで遠慮をしているわけですね。ところが、法改正でこれを公務員と認めるといふ形になってきたらこれは変わるんじゃないですか。その前提条件にあたりたいはいつまでもこだわっているんです。ところが実際は、これはそれだけの資格はもう十二分に私はあると思うんです。だからその辺もやはり頭の切りかえの問題だと私は考えるんですけれども、過去に公務員ではなかった、これを入れるのはむずかしいのだ、これはあなたたちのいままで一貫した論理なんだ。そうじゃないのですよ。これは従軍看護婦で非常に苦しんでこられた。大変でしょう。とにかく赤紙の召集令で強制的に召集されたという。第二には勅令によって戦地で軍の命令と規律に従うように定められた、そして実際そのようにこれは勤務してこられた。第三には、待遇については軍に準じた兵士、下士官などという階級が与えられ、それに基づいて行動をしてきた。もう本当にこれは軍の人たちよりもっと苦しいいろいろな精神的な苦痛もいろいろなめてこられた。それから長く海外に抑留された人が多い。それから、他

の軍属や軍に關係した人とは違った点を持っています、公務員とみなしても妥当と考えられるのですね。そういう特例的に考えていんじゃないかと思っております。だからその措置をやるのが、従

来のやはり觀念の枠にとらえられてその改正ができないというの私はどうもいいたかかぬと思っております。そういう点で私たちは修正案を今度の法案には用意をしたわけでありまして、この修正案につきましましては、とにかくここで論議をしていただく。修正案の提案を法案の段階でいたしますから、そしてそのとき詳しくわれわれの提案理由も述べさせていただきます、そしてまた皆さんの御意見もお聞きし、何よりも附帯決議を何とか実行するという立場で私たちが努力をいたしておるのであります。こういう点から、本当に各党の先生方にも御賛同をいただいで、この修正案が本当に通って、とにかくこれはいろいろの方法はあるかもしれないけれども、私たちは現時点において最も近道のやり方であり、しかも本当にこれは関係者が、ことに政府がその気になればこれは実現できる課題です。こういうふうにご覧いただいで、この点については十分にこれは検討してほしいと思つて、まあ修正案そのものは、後でお配りをして、今度の法案処理のときまでに、これはぜひ……

修正の要綱は、これはまあ簡単ですからついでに述べさせていただきますと、  
第一 戦地又は事変地において勤務した旧日本赤十字社令(明治四十三年勅令第二二八号)にもとづく看護員及び戦地又は事変地に勤務した旧陸海軍病院の看護婦等は、戦地又は事変地に勤務した期間及びこれに引き続く抑留期間については旧恩給法(大正十二年法律第二八号)第二〇条に規定する文官として在職していたものとみなし、現行恩給法が適用されるものとする。  
第二 戦地又は事変地の区域及びその区域が事変地又は戦地であった期間は政令で定める。  
第三 俸給年額については、政令で定める仮定俸給表にもとづくものとする。  
第四 新たに恩給を支給されることとなる者又はその遺族は昭和五十一年七月一日から恩

給を受ける権利又は資格を取得するものとする。  
第五 戦後公務員又は公共企業体職員となつた者の年金額算定については、第一で定める期間を在職年数に加えるものとする。  
こういうもので、この法文の技術的な修正は同時に添付いたしておきました。これは法案処理のときにまた詳しく述べさせていただきます。とにかく問題は、本当に切実な、そして本当に法の平等の立場からいって、この恩典に浴していただかない、当然のこれは権利だと思つておりますけれどもそれが受けられない方、こういう方が少なくとも全国に一万八千人いるのじゃないか、ここにもたくさんいます。来ておるわけですね。請願書だけでも、ここに来ただけでもこれはもう数百件に及んでおります。それでこの修正案の問題を私たちが記者会見で発表しますと、これに対する関心をお持ちの方が毎日毎日手紙を寄せられている。この切実な要求を本当に実現するために私たちは努力をさせていただきますと申し上げておきます。これは修正のときに詳しく申し上げることにしてわれわれの見解をここで明らかにさせていただきます。時間がありましたから、これできまうは終わりたいと思つておきます。  
○委員長(中山太郎君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。  
本日はこれにて散会いたします。  
午後五時四十一分散会

一月三十日本委員会に左の案件を付託された。  
一、石川県の寒冷地手当改善に関する請願(第九号)  
第九号 昭和五十一年一月十二日受理  
石川県の寒冷地手当改善に関する請願(二十通)  
請願者 石川県鹿島郡能登島町字向田一二  
二ノ一四能登島町長 坂本評四方



外十九名

紹介議員 嶋崎 均君

一、寒冷地手当の定額分を改定すること。

二、石川県内の次の市町村の級地引上げについて

1 羽咋市、羽咋郡押水町、志雄町、志賀町、富来町、七尾市、鹿島郡鹿西町、鳥屋町、田鶴浜町、中島町、能登島町の寒冷地手当の級地を、現行二級地から三級地に引き上げること。

2 鹿島郡鹿島町の寒冷地手当の級地を、現行二級地から四級地に引き上げること。

3 江沼郡山中町、石川郡鶴来町、鳳至郡柳田村、珠洲市の寒冷地手当の級地を、現行三級地から四級地に引き上げること。

4 石川郡吉野谷村、鳥越村、河内村の寒冷地手当の級地を現行四級地から五級地に引き上げること。

三、支給基準日以降の世帯区分変動職員に対して追給措置を講ずること。

四、内地加算額の引き上げ及び支給級地の拡大を図ること。

二月十三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、群馬県伊香保町の寒冷地手当改善に関する請願(第一〇九号)

一、元陸軍看護婦の恩給に関する請願(第一九二号)

一、遺族年金(恩給)の改善に関する請願(第一九三号)

第一〇九号 昭和五十一年一月三十日受理

群馬県伊香保町の寒冷地手当改善に関する請願

請願者 群馬県北群馬郡伊香保町大字伊香保三六伊香保町長 木喜実

紹介議員 高橋 邦雄君

群馬県北群馬郡伊香保町の寒冷地手当級地は一級地であるが、本町は、極めて寒冷度の激しい土地であり、県内の他市町村の級地区分と比較して非

常に矛盾するので、三級地に引き上げられたい。(資料添付)

第一九二号 昭和五十一年二月四日受理

元陸軍看護婦の恩給に関する請願

請願者 静岡県天竜市二俣町二俣一、五九五ノ二 南篠しま

紹介議員 山本茂一郎君

従軍元陸軍看護婦の老後を恩給により保障し、せめて下士官と同様に取り扱われたい。

理由

軍人にだけ恩給がついて、太平洋戦争中国のために献身した従軍看護婦の戦地勤務が一切認められないのは法律的に不平等であり、軍服と白衣に差別をつけることには承服できない。

第一九三号 昭和五十一年二月四日受理

遺族年金(恩給)の改善に関する請願

請願者 熊本県庁退職者連盟内 益田幸輔 外七十四名

紹介議員 寺本 広作君

遺族年金(恩給)、扶助料の支給率を八十パーセントに引き上げられたい。

理由

今日の高物価の下では、一般の恩給、年金受給者でさえ生活の困窮を訴えており、その半額に支給額が押えられている私たち遺族の生活は、更に困窮を極めている。

二月十六日日本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業省設置法案(峯山昭範君外一名発議)

中小企業省設置法案

第一条 この法律は、中小企業省の所掌事務の範

囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の規定に基づいて、中小企業省を設置する。

2 中小企業省の長は、中小企業大臣とする。

(任務)

第三条 中小企業省は、中小企業の振興及びその従事者の経済的社会的地位の向上を図り、経済社会の均衡ある発展に寄与するため、中小企業の育成及び発展に関する行政を総合的に推進することをその主たる任務とする。

(所掌事務及び権限)

第四条 中小企業省の所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律(法律に基づき命令を含む)に従ってなされなければならない。

一 中小企業の育成及び発展を図るための基本となる政策及び計画を決定し、及び推進すること。

二 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の施行に関する事務を処理すること。

三 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)の施行に関する事務を処理すること。

四 中小企業振興事業団を監督すること。

五 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)による中小企業退職金共済事業に関する事務を行うこと。

六 中小企業の従事者の福祉の増進を図ること。

七 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)の施行に関する事務を処理すること。

八 中小企業者の事業分野に参入する大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和五十一年法律第

号)の施行に関する事務を処理すること。

九 第二号に掲げるもののほか、中小企業者の事業分野の確保に関する事務を行うこと。

十 中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)の施行に関する事務を処理すること。

十一 下請中小企業振興会(昭和四十五年法律第四十五号)の施行に関する事務を処理すること。

十二 中小企業特恵対策臨時措置法(昭和四十六年法律第三十八号)の施行に関する事務を処理すること。

十三 国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律(昭和四十六年法律第二十四号)の施行に関する事務を処理すること。

十四 中小企業指導法(昭和三十八年法律第四十七号)の施行に関する事務を処理すること。

十五 中小企業者の依頼に応じ、その経営状況の調査及び診断並びにこれらに基づく必要な助告を行うこと。

十六 中小企業に有益な技術及び経営方法等の奨励及び指導を行うこと。

十七 中小企業に係る製品又はその製法等を展示紹介すること。

十八 中小企業の生産に係る特産品の品質の維持及び改善、需要の開拓等のための指導及び助成を行うこと。

十九 中小企業に係る製品の輸出の奨励及び指導を行うこと。

二十 中小企業に係る製品の輸出の増大を図るための海外市場の調査及び開拓並びに普及宣伝の指導及び助成を行うこと。

二十一 中小企業に対する資金の融通をあっせんすること。

二十二 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の施行に関する事務を処

理すること。  
 二十三 信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）の施行に関する事務を処理すること。  
 二十四 中小企業投資育成株式会社を監督すること。  
 二十五 商工組合中央金庫を監督すること。  
 二十六 中小企業金融公庫を監督すること。  
 二十七 中小企業信用保険公庫を監督すること。  
 二十八 商工会の組織等に関する法律（昭和三十一年法律第八十九号）の施行に関する事務を処理すること。  
 二十九 中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第百十五号）の施行に関する事務を処理すること。  
 三十 小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）の施行に関する事務を処理すること。  
 三十一 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第百五十五号）の施行に関する事務を処理すること。  
 三十二 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）の施行に関する事務を処理すること。  
 三十三 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）の施行に関する事務を処理すること。  
 三十四 小規模事業者生産安定資金融通特別措置法（昭和五十一年法律第 号）の施行に関する事務を処理すること。  
 三十五 国民金融公庫に関する事務を行うこと。  
 三十六 小売業を行う中小企業者相互間の競争の調整に関する事務を行うこと。  
 三十七 中小企業の経営に関する相談、中小企業に関する行政に関する苦情等につき必要な処理をし、又はそのあつせんをすること。  
 三十八 中小企業の育成及び発展並びにその経営の向上に必要な事項についての情報の収

集、整理及び分析を行い、その結果を提供すること。  
 三十九 中小企業に対する金融制度、税制その他中小企業に関係がある経済問題に関し、調査研究すること。  
 四十 中小企業省の所管行政に関する広報を行い、部内の人事、会計及び庶務に関する事務を処理し、並びに職員に貸与する宿舍その他職員の厚生及び保健のために必要な施設を設け、かつ、これを管理すること。  
 四十一 前各号に掲げるもののほか、法律（法律）に基づき命令を含む）に基づき中小企業省に属させられた事務を行うこと。  
 2 中小企業大臣は、中小企業の育成及び発展を図るため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出若しくは説明を求め、又は意見を述べることが出来る。  
 第五節 (内部部局)  
 第五條 中小企業省に、大臣官房及び次の四局を置く。  
 企画局  
 指導局  
 金融局  
 小規模企業局  
 2 大臣官房に、情報調査部を置く。  
 (大臣官房の事務)  
 第六條 大臣官房においては、第四條第一項第三十七号に掲げる事務（小規模企業局の所掌に属するものを除く）、同項第三十八号に掲げる事務、同項第三十九号に掲げる事務（金融局の所掌に属するものを除く）、同項第四十号に掲げる事務、中小企業政策審議会の庶務に関する事務及び省務の総合調整に関する事務並びに他の局の所掌に属しない事務をつかさどる。  
 (企画局の事務)  
 第七條 企画局においては、第四條第一項第一号に掲げる事務（小規模企業局の所掌に属するものを除く）、同項第二号に掲げる事務（団体協約に関するものに限る）、同項第三号に掲げる

事務（安定事業、合理化事業及び特殊契約に関するものに限る。）並びに同項第四号から第十三号までに掲げる事務をつかさどる。  
 (指導局の事務)  
 第八條 指導局においては、第四條第一項第二号及び第三号に掲げる事務（企画局の所掌に属するものを除く）、同項第十四号から第十六号までに掲げる事務（小規模企業局の所掌に属するものを除く。）並びに同項第十七号から第二十号までに掲げる事務をつかさどる。  
 (金融局の事務)  
 第九條 金融局においては、第四條第一項第二十一号から第二十七号までに掲げる事務及び同項第三十九号に掲げる事務（金融制度及び税制に関するものに限る。）をつかさどる。  
 (小規模企業局の事務)  
 第十條 小規模企業局においては、第四條第一項第一号及び第三十七号に掲げる事務（中小小売

業及び中小サービス業並びにこれら以外の小規模企業に関するものに限る。）、同項第十四号から第十六号までに掲げる事務（中小小売業及び中小サービス業に関するものに限る。）並びに同項第二十八号から第三十六号までに掲げる事務をつかさどる。  
 (特別な職)  
 第十一條 大臣官房に、官房長を置く。  
 2 官房長は、命を受けて、大臣官房の事務を掌理する。  
 (地方支分部局)  
 第十二條 中小企業省に、地方支分部局として、中小企業局を置く。  
 2 中小企業局は、中小企業省の所掌事務の一部を分掌する。  
 (中小企業局の名称、位置等)  
 第十三條 中小企業局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
北海道中小企業局	札幌市	北海道
東北中小企業局	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東中小企業局	東京都	東京都、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県
中部中小企業局	名古屋市	岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県
近畿中小企業局	大阪市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県
中国中小企業局	広島市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国中小企業局	高松市	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州中小企業局	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

2 中小企業局の内部組織は、中小企業省令で定める。  
 (附属機関)  
 第十四條 次の表の上欄に掲げる機関は、中小企業省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載するのとおりとする。

種 類	目 的
中小企業安定審議会	商工組合及び商工組合連合会の安定事業及び合理化事業並びにこれらの総合調整に関する事業に重要な事項を調査審議すること。
中央中小企業調停審議会	商工組合が締結する組合協約及び特殊契約に関する重要事項を調査審議すること。
中小企業近代化審議会	中小企業の近代化に関する重要事項を調査審議すること。
中央中小企業分野調整審議会	中小企業者の事業分野に参入する大企業者の事業活動の調整に関する法律の規定によりその権限に属された事項を行うこと。

2 中小企業安定審議会及び中央中小企業調停審議会については中小企業団体の組織に関する法律、中小企業近代化審議会については中小企業近代化促進法、中央中小企業分野調整審議会については中小企業者の事業分野に参入する大企業者の事業活動の調整に関する法律の定めるところによる。

1 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

2 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)は、廃止する。

3 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条―第四十八条」を「第三十条―第四十七條」に改め、「第三節 中小企業庁(第四十八條)」を削り、「第四十九條」を「第四十八條」に改める。

第三条第九号を次のように改める。

九 削除

第四条第一項第五十号を次のように改める。

五十 削除

第二十七條第十七号を次のように改める。

十七 削除

第三十六條中、「特許庁及び中小企業庁」を「及び特許庁」に改める。

第三章第三節を削る。

第四章中第四十九條を第四十八條とする。

4 前二項に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。

二月二十日本委員会に左の案件を付託された。  
一、元陸軍看護婦の恩給に関する請願(第二二一号)(第二二二号)(第二二三号)(第二二四号)(第二二五号)

第二二二号 昭和五十一年二月六日受理  
元陸軍看護婦の恩給に関する請願  
請願者 岩手県盛岡市長田町一五〇二五  
平野文夫外二十二名  
紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第一九二号と同じである。  
第二二二号 昭和五十一年二月六日受理  
元陸軍看護婦の恩給に関する請願(六通)  
請願者 静岡県三島市玉沢西山八〇 松井利生外六十五名  
紹介議員 戸塚 進也君

この請願の趣旨は、第一九二号と同じである。  
第二二三号 昭和五十一年二月六日受理  
元陸軍看護婦の恩給に関する請願(二通)  
請願者 岩手県盛岡市東緑が丘二九〇九  
阿部忠外四十一名

紹介議員 増田 盛君  
この請願の趣旨は、第一九二号と同じである。  
第二二四号 昭和五十一年二月六日受理  
元陸軍看護婦の恩給に関する請願(二通)  
請願者 東京都杉並区上荻一ノ二四〇一〇  
高田敦徳外二十三名  
紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第一九二号と同じである。  
第二二五号 昭和五十一年二月六日受理  
元陸軍看護婦の恩給に関する請願(五通)  
請願者 静岡県三島市玉沢八〇 菅沼芳子  
外五十九名  
紹介議員 川野辺 静君

この請願の趣旨は、第一九二号と同じである。  
二月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。  
一、旧軍人の恩給改善に関する請願(第二八六号)  
一、今上陛下御在位滿五十年奉祝国民大会開催に関する請願(第二八七号)

一、救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願(第三四三号)(第三四四号)(第三五八号)  
第二八六号 昭和五十一年二月十六日受理  
旧軍人の恩給改善に関する請願(十七通)  
請願者 愛知県海部郡佐織町大字北河田字  
郷西三三三愛知県旧軍人恩給連合  
会佐織支部婦人部内 八木キクエ  
外一万七千五百名  
紹介議員 橋本 繁蔵君

昭和五十一年度恩給改善について、  
一、公務員給与の改善傾向に基づく恩給年額の増額  
二、扶助料の給付水準の改善  
三、六十歳以上の旧軍人の加算減算率の緩和  
四、普通恩給等の最低保障額の改善

五、福祉年金の恩給等との併給制限の緩和  
六、長期在職の高齢者等の恩給の算出率の特例  
の諸問題が改善項目として五十一年度予算案に盛り込まれているから、今国会において、必ず、恩給改善が実現するように配慮されたい。  
第二八七号 昭和五十一年二月十六日受理  
今上陛下御在位滿五十年奉祝国民大会開催に関する請願(二十通)  
請願者 石川県金沢市小立野五ノ一ノ一五  
吉田昭炳外十九名  
紹介議員 安田 隆明君

昭和五十一年十二月二十五日は、今上陛下御在位滿五十年の記念すべきめでたい日に当たるので、これが奉祝の国民大会を挙国一致で盛大に挙行するよう、是非、政府及び国会の尽力による実現を要望する。  
理由  
本行事は、先年の明治百年記念行事よりも、更に一層有意義な国家的行事であり、また全国国民の國家意識高揚の効果も大であると考えられる。(資料添付)

第三四三号 昭和五十一年二月十九日受理  
救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願  
請願者 千葉市天台二ノ二ノ五 熊重三枝  
子外五名  
紹介議員 粕谷 照美君

戦時中、第一線で働いた救護看護婦を恩給法適用の対象とされたい。  
理由  
一、私達は、戦時中、救護看護婦として、赤十字精神のもとに召集を受け、日本陸海軍病院に配属され、医療に従事中敗戦となり、外地に長期抑留された。  
二、若い働き盛りを戦争の犠牲となり、現在、皆五十歳を超え、老後の不安が募っている。  
三、他の軍人軍属は、恩給の対象となつていますが、救護看護婦だけが対象外になつてゐるのは

納得できない。  
四、救護看護婦でも内地勤務のものは、終戦後、直ちに公務員として処遇されたと聞いているが、外地にいた者だけ放置されているのは全く理解できない。

第三四四号 昭和五十一年二月十九日受理  
救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 香川県高松市東山崎町 竹内イッ  
エ外六十名  
紹介議員 二宮 文造君  
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第三五八号 昭和五十一年二月十九日受理  
救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願  
請願者 茨城県北相馬郡守谷町土塔二、五  
一ノ七 渡辺光枝外二十三名  
紹介議員 戸塚 進也君  
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

三月五日日本委員会に左の案件を付託された。  
(予備審査のための付託は二月十六日)  
一、恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案  
恩給法等の一部を改正する法律  
(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。  
第九条ノ三中「第七十七条の下に」、第七十八条ノ二を加える。

第五十八条ノ四第一項中「百四万円」を「百十五万円」に、「五百二十万円」を「五百七十五万円」に、「六百二十四万円」を「六百九十九万円」に改める。

第六十五条第二項中「六万円」を「七万二千元」に、「一万八千元」を「二万四千元」に、「四万二千元」を「四万八千元」に改める。

第七十三条第一項中「妻」を「配偶者」に改め、「夫」を削る。  
第七十四条中「夫又ハ」を削り、同条ただし書を削る。  
第七十五条第二項中「一万八千元」を「二万四千元」に改める。

第七十六条第二号を削り、第三号を第二号とする。  
第七十八条の次に次の一条を加える。

第七十八条ノ二 夫ニ給スル扶助料ハ其ノ若ク六十歳ニ滿ツル月迄之ヲ停止ス但シ不具廢疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ者又ハ公務員ノ死亡ノ当時ヨリ不具廢疾ナル者ニ付テハ此等ノ事情ノ継続スル間ハ此ノ限ニ在ラズ

第七十九条中「前二条」を「前三条」に改める。  
第八十条第一項第四号中「夫又ハ」を削る。  
別表第二号中「一九三、〇〇〇円」を「二、四四五、〇〇〇円」に、「七七六、〇〇〇円」を「一、九八〇、〇〇〇円」に、「一、四二五、〇〇〇円」を「一、五八九、〇〇〇円」に、「一、〇七五、〇〇〇円」を「一、一九八、〇〇〇円」に、「八三三、〇〇〇円」を「九二九、〇〇〇円」に、「六三六、〇〇〇円」を「七〇九、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「二、三三三、〇〇〇円」を「二、六〇一、〇〇〇円」に、「一九三五、〇〇〇円」を「二、一五八、〇〇〇円」に、「一、六六〇、〇〇〇円」を「一、八五一、〇〇〇円」に、「一、三六四、〇〇〇円」を「一、五二二、〇〇〇円」に、「一、〇九四、〇〇〇円」を「一、二二〇、〇〇〇円」に改める。  
別表第四号中「二、五七七、四〇〇円」を「二、八二八、五〇〇円」に、「二、三七〇、一〇〇円」を「二、六〇八、三〇〇円」に、「二、二六五、八〇〇円」を「二、四九七、六〇〇円」に、「一、一八三、一〇〇円」を「二、四〇九、八〇〇円」に、「一、五二七、七〇〇円」を「一、六九〇、二〇〇円」に、「一、四五五、二〇〇円」を「一、六一〇、二〇〇円」に、「一、三〇八、九〇〇円」を「一、四四八、八〇〇円」

に、「一、〇六四、一〇〇円」を「一、一七八、八〇〇円」に、「一、〇二二、五〇〇円」を「一、一三二、九〇〇円」に、「九五三、九〇〇円」を「一、〇五七、三〇〇円」に、「九二六、八〇〇円」を「一、〇二七、四〇〇円」に、「八九八、八〇〇円」を「九九六、五〇〇円」に、「七八八、三〇〇円」を「八七五、五〇〇円」に、「六七一、〇〇〇円」を「七四七、七〇〇円」に、「六五三、一〇〇円」を「七二八、二〇〇円」に、「六三七、七〇〇円」を「七一、〇〇〇円」に、「六二二、三〇〇円」を「六九三、九〇〇円」に、「五九七、七〇〇円」を「六六六、四〇〇円」に、「五〇六、〇〇〇円」を「五六四、二〇〇円」に改める。  
別表第五号表中「二、五七七、四〇〇円」を「二、八二八、五〇〇円」に、「二、三七〇、一〇〇円」を「二、六〇八、三〇〇円」に、「二、二六五、八〇〇円」を「二、四九七、六〇〇円」に、「一、一八三、一〇〇円」を「二、四〇九、八〇〇円」に、「一、五二七、七〇〇円」を「一、六九〇、二〇〇円」に、「一、四五五、二〇〇円」を「一、六一〇、二〇〇円」に、「一、三〇八、九〇〇円」を「一、四四八、八〇〇円」

に、「一、〇六四、一〇〇円」を「一、一七八、八〇〇円」に、「一、〇二二、五〇〇円」を「一、一三二、九〇〇円」に、「九五三、九〇〇円」を「一、〇五七、三〇〇円」に、「九二六、八〇〇円」を「一、〇二七、四〇〇円」に、「八九八、八〇〇円」を「九九六、五〇〇円」に、「七八八、三〇〇円」を「八七五、五〇〇円」に、「六七一、〇〇〇円」を「七四七、七〇〇円」に、「六五三、一〇〇円」を「七二八、二〇〇円」に、「六三七、七〇〇円」を「七一、〇〇〇円」に、「六二二、三〇〇円」を「六九三、九〇〇円」に、「五九七、七〇〇円」を「六六六、四〇〇円」に、「五〇六、〇〇〇円」を「五六四、二〇〇円」に改める。  
別表第五号表中「二、五七七、四〇〇円」を「二、八二八、五〇〇円」に、「二、三七〇、一〇〇円」を「二、六〇八、三〇〇円」に、「二、二六五、八〇〇円」を「二、四九七、六〇〇円」に、「一、一八三、一〇〇円」を「二、四〇九、八〇〇円」に、「一、五二七、七〇〇円」を「一、六九〇、二〇〇円」に、「一、四五五、二〇〇円」を「一、六一〇、二〇〇円」に、「一、三〇八、九〇〇円」を「一、四四八、八〇〇円」に、「一、二四一、四〇〇円」を「一、三七四、四〇〇円」に、「一、〇二二、五〇〇円」を「一、一三二、九〇〇円」に、「九五三、九〇〇円」を「一、〇五七、三〇〇円」に、「八九八、八〇〇円」を「九九六、五〇〇円」に、「八四三、一〇〇円」を「九三五、三〇〇円」に、「七八八、三〇〇円」を「八七五、五〇〇円」に、「七六三、四〇〇円」を「八四八、四〇〇円」に、「七一八、三〇〇円」を「七九九、二〇〇円」に、「六三七、七〇〇円」を「七一一、〇〇〇円」に、「六二二、三〇〇円」を「六九三、九〇〇円」に、「五九七、七〇〇円」を「六六六、四〇〇円」に、「五九七、七〇〇円」を「六六六、四〇〇円」に、「三七九、五〇〇円」を「四二三、二〇〇円」に改める。  
(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)  
第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第三項中「百五十分の二・五」を「百五十分の二」に改める。  
附則第二十二條第一項中「疾病にかかり、且つ、恩給法第四十六条又は改正前の恩給法第四十六条ノ二の規定に該当し、又は該当すべきであつた旧軍人、旧準軍人又は旧軍属で」を「疾病にかかつた旧軍人、旧準軍人又は旧軍属で、失格原因がなくて退職し、かつに、」に改める。  
附則第二十二條の三中「六万円」を「七万二千元」に改める。  
附則第二十七條ただし書中「五十万六千元」を「五十六万四千二百円」に、「三十七万九千五百円」を「四十二万三千二百円」に改める。

附則第四十三條の二第二項中「昭和四十八年十月一日」の下に「(政令で定める職員(以下「政令指定職員」という)にあつては、昭和五十一年七月一日)を、」昭和四十八年十月一日の下に「(政令指定職員にあつては、昭和五十一年七月一日)を、」昭和四十八年十月一日の下に「(政令指定職員にあつては、昭和五十一年七月一日)を、」昭和四十八年十月一日の下に「(政令指定職員にあつては、昭和五十一年七月)を」加える。  
附則別表第一(附則第十三條關係)

附則別表第一(附則第十三條關係)

階級	假 定 俸 給 年 額
大將	四、三九五、二〇〇円
中將	三、六七五、五〇〇円
少將	二、八九七、四〇〇円

大佐	二、四九七、六〇〇円
中佐	二、三八七、九〇〇円
少佐	一、八五八、六〇〇円
大尉	一、五六八、六〇〇円
中尉	一、二三九、八〇〇円
少尉	一、〇五七、三〇〇円
准士官	九七二、七〇〇円
曹長又は上等兵曹	七九九、二〇〇円
軍曹又は一等兵曹	七四七、七〇〇円
伍長又は二等兵曹	七二八、二〇〇円
兵	六六六、四〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「四八二、〇〇〇円」を「五六二、〇〇〇円」に、「五九二、〇〇〇円」を「六六〇、〇〇〇円」に改める。  
 附則別表第五中「五四八、〇〇〇円」を「六一一、〇〇〇円」に、「四一七、〇〇〇円」を「四六五、〇〇〇円」に、「三二九、〇〇〇円」を「三六〇、〇〇〇円」に改める。

七、〇〇〇円に、「二八五、〇〇〇円」を「三一八、〇〇〇円」に、「十分の八・五」を「十分の九」に改める。  
 附則別表第六を次のように改める。  
 附則別表第六(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金額
四、三九五、二〇〇円	四、二四九、三〇〇円
三、六七五、五〇〇円	三、六〇一、六〇〇円
二、八九七、四〇〇円	二、八二八、五〇〇円
二、四九七、六〇〇円	二、四〇九、八〇〇円
二、三八七、九〇〇円	二、二七五、八〇〇円
一、八五八、六〇〇円	一、七九一、八〇〇円
一、五六八、六〇〇円	一、四四八、八〇〇円
一、二三九、八〇〇円	一、一三二、九〇〇円

一、〇五七、三〇〇円	九九六、五〇〇円
七九二、七〇〇円	八七五、五〇〇円
七九二、二〇〇円	七二八、二〇〇円
七四七、七〇〇円	六九三、九〇〇円
七二八、二〇〇円	六六六、四〇〇円
六六六、四〇〇円	五八五、七〇〇円

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)  
 第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。  
 第三条第二項ただし書中「三十七万九千五百円」を「四十二万三千二百円」に改める。  
 (恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)  
 第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。  
 附則第八条第一項中「昭和五十年八月分」を「昭和五十一年七月分」に、「四十二万円」を「五十五万円」に、「三十一万五千元」を「四十一万二千五百円」に、「二十一万円」を「二十七万五千元」に、「十五万七千五百円」を「二十万六千三百円」に、「十萬五千元」を「十三万七千五百円」に改め、同条第四項中「昭和五十年七月三十一日」を「昭和五十一年六月三十日」に改める。  
 (恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)  
 第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。  
 附則第十三条第二項の表中「一、六四四、七五〇円」を「一、八三三、八〇〇円」に、「一、三三二、〇〇〇円」を「一、四八五、〇〇〇円」に、「一、〇六八、七五〇円」を「一、一九一、八〇〇円」に、「八〇六、二五〇円」を「八九八、五〇〇円」に、「六二四、七五〇円」を「六九六、八〇〇円」に改める。

円に、「四七七、〇〇〇円」を「五三一、八〇〇円」に、「四四四、〇〇〇円」を「四九五、〇〇〇円」に、「四一一、〇〇〇円」を「四五八、三〇〇円」に、「三一二、七五〇円」を「三四八、八〇〇円」に、「二四六、七五〇円」を「二七五、三〇〇円」に、「二一三、七五〇円」を「二三八、五〇〇円」に、「三六一、五〇〇円」を「四二一、五〇〇円」に、「十分の八・五」を「十分の九」に改め、同条第三項中「六万円」を「七万二千円」に、「一万八千元」を「二万四千円」に、「四万二千円」を「四万八千元」に改める。  
 (恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)  
 第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。  
 附則第十三条中、「その超える年数が十年」を「その超える年数が十年に達するまで、八十歳未満の者に給する普通恩給又は八十歳未満の者に給する扶助料の年額の算定の基礎となる普通恩給の昭和五十一年七月分以降の年額についてはその超える年数が五年」に改める。  
 附則  
 (施行期日)  
 第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。  
 (文官等の恩給年額の改定)  
 第二条 公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)以下「法律第五十五号」という。)附則第十條第一項に規定す

る旧軍人(以下「旧軍人」という。)を除く。若しくは公務員に準ずる者(法律第五十五号附則第十條第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。)を除く。又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十一年七月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第七十号)附則第二條第二項ただし書に該当した普通恩給又は扶助料にあつては、昭和五十年七月三十一日において受けていた恩給の年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額に二・九三を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。))にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法(改正後の法律第五十五号附則その他恩給に関する法令を含む。以下同じ。))の規定によつて算出して得た年額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。

第六條 傷病年金については、昭和五十一年七月分以降、その年額(妻に係る加給の年額を除く。)を、改正後の法律第五十五号附則別表第五の年額に改定する。

第七條 特別傷病恩給については、昭和五十一年七月分以降、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)附則第十三條第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。)を、改正後の同法附則第十三條第二項に規定する年額に改定する。

第八條 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、傷病年金又は特別傷病恩給については、昭和五十一年七月分以降、その加給の年額を、七万二千円に改定する。

2 扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特別傷病恩給については、昭和五十一年七月分以降、その加給の年額を、扶養家族のうち二人までについては一人につき二万四千円(増加恩給又は特別傷病恩給を受ける者に妻がないときは、そのうち一人については四万八千円)、その他の扶養家族については一人につき四千八百円として算出して得た年額に改定する。

第九條 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、昭和五十一年七月分以降、その加給の年額を、扶養遺族のうち二人までについては一人につき二万四千円、その他の扶養遺族については一人につき四千八百円として算出して得た年額に改定する。

(旧軍人等の恩給年額の改定)  
第十條 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十一年七月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額(法律第五十五号附則第十三條第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年

額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。

(恩給法第七十三條等の改正に伴う経過措置)  
第十一條 この法律の施行の際現に夫以外の者が扶助料を受ける権利を有する場合には、その扶助料については、なお従前の例による。ただし、当該夫以外の者が扶助料を受ける権利を失つた後は、この限りでない。

2 改正後の恩給法第七十三條第一項の規定による扶助料は、この法律の施行の日(前項の場合にあつては、当該夫以外の者が扶助料を受ける権利を失つた日)前に改正前の恩給法第七十六條第二号の規定により扶助料を受ける資格を失つた夫には、給しないものとする。

3 改正後の恩給法の第七十三條第一項の規定により新たに扶助料を給されることとなる夫の当該扶助料の給与は、昭和五十一年七月(第一項ただし書の場合にあつては、当該夫以外の者が扶助料を受ける権利を失つた日の属する月の翌月)から始めるものとする。

(法律第五十五号附則第二十二條の改正等に伴う経過措置)  
第十二條 改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項の規定により新たに傷病年金を給されることとなる者の当該傷病年金の給与は、昭和五十一年七月から始めるものとする。

第十三條 改正後の法律第五十五号附則第四十三條の二第二項の政令指定職員としての在職年月数が普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算において新たに加えられることとなる者に係る普通恩給又は扶助料については、昭和五十一年七月分以降、その年額を、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(扶助料の年額に係る加算の特例)  
第十四條 恩給法第七十五條第一項第一号に規定する扶助料を受ける者が妻であつて、その妻が

次の各号の一に該当する場合には、その年額に、当該各号に掲げる額を加えるものとする。

一 扶養遺族(恩給法第七十五條第三項に規定する扶養遺族をいう。以下同じ。))である子(十八歳以上二十歳未満の子にあつては不具廃疾である者に限る。次号において同じ。))が二人以上ある場合 六万四千元

二 扶養遺族である子が一人ある場合 三万六千元

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。)) 二万四千円

2 恩給法第七十五條第一項第二号若しくは第三号又は旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号。以下「法律第七十七号」という。))第三條に規定する扶助料を受ける者については、その年額に二万四千円(扶養遺族が一人ある場合にあつては三万六千元、扶養遺族が二人以上ある場合にあつては六万四千元)を加えるものとする。ただし、扶助料の年額に当該金額を加えた額が次の各号に掲げる扶助料の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる額に達しない場合における当該加える額は、当該各号に掲げる額からその者の扶助料の年額を控除した額とする。

一 恩給法第七十五條第一項第二号に規定する扶助料 六万七千二百円

二 恩給法第七十五條第一項第三号又は法律第七十七号第三條に規定する扶助料 四十五万九千二百円

3 前二項の規定は、恩給年額の計算の基礎となつた俸給と都道府県(これに準ずるものを含む。))の退職年金に関する条例上の職員の俸給又は給料とが併給されてゐた者であつて、恩給年額の計算の基礎となつた俸給の額が、これらの併給された俸給又は給料の合算額の二分の一以下であつたものについては適用しない。

4 同一の公務員又は公務員に準ずる者の死亡により二以上の扶助料を併給することができる者に係る第一項又は第二項に規定する加算は、そ

の者の請求によりいずれか一の扶助料につき行うものとする。

5 第一項又は第二項の規定により新たに扶助料の年額に算入されることとなる者の当該加算は、昭和五十一年七月から始めるものとする。

(傷病者遺族特別年金)

第十五条 傷病年金又は特別項症から第一款症までの特別傷病恩給を受ける者が、当該傷病年金又は特別傷病恩給の給与事由である負傷又は疾病以外の事由により昭和二十九年四月一日以後死亡した場合においては、その者の遺族に対し、傷病者遺族特別年金を年額たる恩給として給するものとする。ただし、その遺族が当該死亡後恩給法に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当した場合には、この限りでない。

2 傷病者遺族特別年金の年額は、十万円とする。

3 傷病者遺族特別年金は、当該死亡した者の死亡に関し、扶助料又は退職年金に関する恩給法以外の法令の規定により公務員又は公務員に準ずる者としての在職年を算入した期間に基づく

遺族年金を受けることができる者に対しては、給しないものとする。

4 傷病者遺族特別年金については、前三項に規定する場合を除くほか、恩給法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料に関する同法第一章、第三章及び第四章の規定を準用する。

5 第一項の規定により新たに傷病者遺族特別年金を給されることとなる者の当該傷病者遺族特別年金の給与は、昭和五十一年七月から始めるものとする。

(職権改正)

第十六条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定及び扶助料の年額に係る加算は、附則第十三条、第十四条第一項第一号及び第二号並びに同条第四項の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)

第十七条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和五十一年六月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても、適用する。

附則別表(附則第二条関係)

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
五二五、三〇〇円	五八五、七〇〇円
五四九、一〇〇円	六一二、二〇〇円
五七三、五〇〇円	六三九、五〇〇円
五九七、七〇〇円	六六六、四〇〇円
六二二、三〇〇円	六九三、九〇〇円
六三七、七〇〇円	七一一、〇〇〇円
六五三、一〇〇円	七二八、二〇〇円
六七一、〇〇〇円	七四七、七〇〇円
六九六、三〇〇円	七七五、三〇〇円
七一八、三〇〇円	七九九、二〇〇円

七三八、六〇〇円	八二一、四〇〇円
七六三、四〇〇円	八四八、四〇〇円
七八八、三〇〇円	八七五、五〇〇円
八一五、六〇〇円	九〇五、三〇〇円
八四三、一〇〇円	九三五、三〇〇円
八七七、二〇〇円	九七二、七〇〇円
八九八、八〇〇円	九九六、五〇〇円
九二六、八〇〇円	一、〇二七、四〇〇円
九五三、九〇〇円	一、〇五七、三〇〇円
一、〇〇八、一〇〇円	一、一七、〇〇〇円
一、〇二二、五〇〇円	一、一三二、九〇〇円
一、〇六四、一〇〇円	一、一七八、八〇〇円
一、一一九、四〇〇円	一、二三九、八〇〇円
一、一八〇、五〇〇円	一、三〇七、二〇〇円
一、二一一、七〇〇円	一、三四一、六〇〇円
一、二四一、四〇〇円	一、三七四、四〇〇円
一、二八三、九〇〇円	一、四二一、二〇〇円
一、三〇八、九〇〇円	一、四四八、八〇〇円
一、三八一、六〇〇円	一、五二九、〇〇〇円
一、四一七、五〇〇円	一、五六八、六〇〇円
一、四五五、二〇〇円	一、六一〇、二〇〇円
一、五二七、七〇〇円	一、六九〇、二〇〇円
一、六〇一、〇〇〇円	一、七七一、〇〇〇円
一、六一九、九〇〇円	一、七九一、八〇〇円
一、六八〇、四〇〇円	一、八五八、六〇〇円
一、七六六、二〇〇円	一、九五三、二〇〇円
一、八五一、二〇〇円	二、〇四七、〇〇〇円

一、九〇三、六〇〇円	二、一〇四、八〇〇円
一、九五四、八〇〇円	二、一六一、二〇〇円
二、〇五八、七〇〇円	二、二七五、八〇〇円
二、一六二、五〇〇円	二、三八七、九〇〇円
二、一八三、一〇〇円	二、四〇九、八〇〇円
二、二六五、八〇〇円	二、四九七、六〇〇円
二、三七〇、一〇〇円	二、六〇八、三〇〇円
二、四七四、一〇〇円	二、七一八、八〇〇円
二、五七七、四〇〇円	二、八二八、五〇〇円
二、六四二、三〇〇円	二、八九七、四〇〇円
二、七一、九〇〇円	二、九七一、三〇〇円
二、八四五、六〇〇円	三、一一三、三〇〇円
二、九八〇、九〇〇円	三、二五七、〇〇〇円
三、〇四九、〇〇〇円	三、三二九、三〇〇円
三、一一四、八〇〇円	三、三九七、八〇〇円
三、二四九、二〇〇円	三、五三七、九〇〇円
三、三一〇、四〇〇円	三、六〇一、六〇〇円
三、三八三、五〇〇円	三、六七五、五〇〇円
三、五一七、三〇〇円	三、八〇九、三〇〇円
三、六六三、八〇〇円	三、九五五、八〇〇円
三、七三九、一〇〇円	四、〇三一、一〇〇円
三、八一〇、三〇〇円	四、一〇二、三〇〇円
三、八八五、〇〇〇円	四、一七七、〇〇〇円
三、九五七、三〇〇円	四、二四九、三〇〇円
四、一〇三、二〇〇円	四、三九五、二〇〇円
四、二四九、三〇〇円	四、五四一、三〇〇円
四、三二一、六〇〇円	四、六一三、六〇〇円

四、三九五、六〇〇円  
四、六八七、六〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その額の直近上位の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。ただし、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が五二五、三〇〇円未満の場合においては、その年額に一一五を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる）を、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が四、三九五、六〇〇円を超える場合においては、その年額に二九二、二〇〇円を加えた額を、それぞれ仮定俸給年額とする。

三月五日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願（第三六三号）（第三六八号）（第三七〇号）（第三七九号）（第三八二号）（第四一七号）（第四二〇号）（第四六五号）（第四七〇号）（第五〇九号）（第五六二号）
  - 一、金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願（第三六六号）（第四五三号）（第四五四号）（第四五五号）（第五〇六号）
  - 一、今上陛下御在位滿五十年奉祝国民大会開催に関する請願（第三六九号）
  - 一、元陸軍看護婦の恩給に関する請願（第三七二号）
  - 一、旧軍人の恩給改善に関する請願（第三八三号）（第四一八号）（第四五六号）（第四五七号）（第五〇五号）（第五六一号）
  - 一、恩給法の改正に関する請願（第五五九号）
  - 一、靖国神社国家護持に関する請願（第五六〇号）
- 第三六三号 昭和五十一年二月二十日受理  
救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願  
請願者 川崎市川崎区榎木町三ノ一ノ五一  
一 岡松八千代外六名  
紹介議員 峯山 昭範君  
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。
- 第三六八号 昭和五十一年二月二十日受理  
救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願（二通）  
請願者 高知市瀬戸東市三ノ一〇四 北岡 民恵外二百三十名  
紹介議員 塩見 俊二君  
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。
- 第三七〇号 昭和五十一年二月二十日受理  
救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願  
請願者 東京都世田谷区北沢四ノ三三三 松木房子外二十名  
紹介議員 上田 香君  
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。
- 第三七九号 昭和五十一年二月二十一日受理  
救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願  
請願者 大阪府八尾市寶振町一ノ四六 久保フサ子外十名  
紹介議員 峯山 昭範君  
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。
- 第三八二号 昭和五十一年二月二十一日受理  
救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願  
請願者 香川県高松市宮脇町一ノ四ノ一六 安芸すみ子外三十五名  
紹介議員 岡田 広君  
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。



第四一七号 昭和五十一年二月二十三日受理  
救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願  
請願者 大阪府堺市金岡町府管金岡住宅二  
ノ六〇四 川勝隆子外十七名

紹介議員 世耕 政隆君  
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第四二〇号 昭和五十一年二月二十四日受理  
救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願  
請願者 大阪府平野区平野市町二ノ五ノ四  
石田幸子外七名

紹介議員 峯山 昭範君  
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第四六五号 昭和五十一年二月二十五日受理  
救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願  
請願者 横浜府神奈川区高島台八ノ一ノ三  
ノ三〇三 佐々木美弓外五名

紹介議員 片岡 勝治君  
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第四七〇号 昭和五十一年二月二十五日受理  
救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願  
請願者 高知市中万々九六ノ三〇 谷脇節  
子外五名

紹介議員 粕谷 照美君  
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第五〇九号 昭和五十一年二月二十五日受理  
救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願  
請願者 大阪府城東区野江東三ノ五〇 渡  
辺弘子

紹介議員 峯山 昭範君  
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第五六二号 昭和五十一年二月二十六日受理  
救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願  
請願者 岡山県倉敷市茶屋町一五〇 井上  
愛子外二十二名

紹介議員 加藤 武徳君  
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第三六六号 昭和五十一年二月二十日受理  
金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願  
請願者 兵庫県宝塚市光明町二ノ二ノ一〇  
五 平本暹外三十名

紹介議員 中沢伊登子君  
政府は、既に叙賜されている金鶏勲章の有効を証  
し、これが処遇を速やかに実施されたい。

理由  
抜群の功績ありと認めて既に叙賜された金鶏勲章  
を、憲法の精神と条章に違反して廃止すること  
は、国家の定めた勲章を政府自ら冒とくして信を  
国民に失うばかりでなく、信賞必罰の為政の大道  
に反するものである。憲法第十四条には、栄典の  
授与は現にこれを有し、又は将来これを授ける者  
の一代に限り、その効力を有する。とあり、われ  
われは、既に過去において金鶏勲章を叙賜され、  
現にこれを有しているものであるから、一代に限  
り、叙賜された金鶏勲章はこれを有効なものと思  
える。このことは、言いかえれば、昭和二十二年  
の政令第四号による金鶏勲章の廃止は、政令公布  
の日以後新たに叙賜されることを意味  
するものであつて、われわれのように既に叙賜さ  
れている者にとつては金鶏勲章叙賜の栄典は、わ  
れわれ一代に限り、依然として有効なものである  
ことを確信する。

第四五三三号 昭和五十一年二月二十四日受理  
金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願  
請願者 徳島県那賀郡那賀川町中島六五三  
福島宗夫外二十九名

紹介議員 小笠 公韶君  
この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第四五四四号 昭和五十一年二月二十四日受理  
金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願  
請願者 兵庫県伊丹市外城七三五 藤本光

紹介議員 金井 元彦君  
この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第四五五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願  
請願者 山口県小野田市南中山山手 村田  
鉄治外三十名

紹介議員 二木 謙吾君  
この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第五〇六号 昭和五十一年二月二十五日受理  
金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願  
請願者 青森市本町三ノ七ノ一二 八島芳  
蔵外三十名

紹介議員 山崎 竜男君  
この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第三六九号 昭和五十一年二月二十日受理  
今上陛下御在位満五十年奉祝国民大会開催に関す  
る請願  
請願者 宮城県仙台市八幡五ノ五ノ六 大  
内龍雄

紹介議員 遠藤 要君  
この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第三七二号 昭和五十一年二月二十日受理  
元陸軍看護婦の恩給に関する請願(二通)  
請願者 岩手県東磐井郡室根村折壁字稻  
小野寺元外二十四名

紹介議員 鈴木 力君  
この請願の趣旨は、第一九二号と同じである。

第三八三三号 昭和五十一年二月二十一日受理  
旧軍人の恩給改善に関する請願(十四通)  
請願者 愛知県知多郡美浜町大字野間字南  
川八七 畑中千江外八千九百三十  
一名

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第四一八号 昭和五十一年二月二十三日受理  
旧軍人の恩給改善に関する請願(三通)  
請願者 愛知県知立市弘法町弘法山三八  
岡田しげる外千八百八十名

紹介議員 藤川 一秋君  
この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第四五六号 昭和五十一年二月二十四日受理  
旧軍人の恩給改善に関する請願(四通)  
請願者 愛知県小牧市大字上末三七二 長  
谷川千寿子外千五百六十八名

紹介議員 藤川 一秋君  
この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第四五七号 昭和五十一年二月二十四日受理  
旧軍人の恩給改善に関する請願(四通)  
請願者 愛知県春日井市東神町大字六ツ  
筋二、三三七 大野きみ子外二千  
二百八十六名

紹介議員 橋本 繁蔵君  
この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第五〇五号 昭和五十一年二月二十五日受理  
旧軍人の恩給改善に関する請願(四通)  
請願者 愛知県春日井市東神町二〇三  
梶田シズエ外二千八百十九名

紹介議員 藤川 一秋君  
この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第五六一号 昭和五十一年二月二十六日受理  
旧軍人の恩給改善に関する請願(三通)  
請願者 愛知県稲沢市天池町一、四六四  
野村さかゝ外五千八百四名

恩給法の改正に関する請願

請願者 岡山市藤原光町三ノ五ノ一 高木 渡

紹介議員 加藤 武徳君

私とは昭和三十七年十月退職(法務事務官)し、勤務年数は三十九年七箇月であるが、旧朝鮮総督府警察官として鮮満国境警備に従事していた関係で、加算年数を合計すると五十五年間にもなるのに、恩給法の規定により四十年を上回る十五年間が切り捨てられている。生命の危険を冒し、家族を犠牲にして得た加算をばく奪するような規定は不合理である。

理由

第五六〇号 昭和五十一年二月二十六日受理  
韓国神社国家維持に関する請願  
請願者 新潟県上越市鶴町三五一 服部 勲  
紹介議員 亘 四郎君  
武外三十一名  
韓国神社の国家維持を速やかに図られたい。  
理由

このために戦死した英霊は国の手によつて祭るの

が当然であるが、戦後アメリカの占領政策により  
韓国神社は国から祭られず今日に至つてゐる。国  
家の国本を固め民族の正気を振起するため、その  
祭祀は国体の本義にのつと創建以来の伝統に基  
づき神道の形式とすべきである。信教は自由であ  
るが個人の信仰と国家の祭祀を混同してはならな  
い。

一、金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願  
(第七一五号)(第七一六号)(第八五四号)(第  
九六二号)

第六一六号 昭和五十一年二月二十七日受理  
救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願  
請願者 大阪府東大阪市三島一五九 今泉  
タマ代外七十六名

紹介議員 山本茂一郎君

この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第七六八号 昭和五十一年三月二日受理  
救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願  
請願者 岐阜市山県北野三一一 近松高子  
外三十七名

紹介議員 太田 淳夫君

この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第八五五号 昭和五十一年三月三日受理  
救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願  
請願者 滋賀県蒲生郡日野町原五三五 森  
田ミエ外十七名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第八五六号 昭和五十一年三月三日受理  
救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願  
請願者 高知県安芸郡芸西村七四七 上杉  
紀美外三百六名

紹介議員 林 道君

この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第六一七号 昭和五十一年二月二十七日受理  
旧軍人の恩給改善に関する請願(三連)

請願者 愛知県豊明市大久伝町中二ノ七  
中島文外千七百八十四名  
紹介議員 橋本 繁蔵君

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第八五三号 昭和五十一年三月三日受理  
旧軍人の恩給改善に関する請願(二十通)

請願者 愛知県刈谷市元町六ノ一一 愛知県  
旧軍人恩給連合会刈谷支部婦人部  
内 渡部よ志外二万四百二十八名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第七一五号 昭和五十一年三月一日受理  
金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願  
請願者 兵庫県尼崎市神田北通九ノ二五八  
兎玉年夫外十二名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第七一六号 昭和五十一年三月一日受理  
金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願  
請願者 静岡県掛川市掛川二八一 天野貞  
雄

紹介議員 戸塚 進也君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第八五四号 昭和五十一年三月三日受理  
金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願  
請願者 愛知県碧南市志貴町三ノ二〇 齋  
藤忠夫外二十九名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第九六二号 昭和五十一年三月四日受理  
金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願  
請願者 福島県石川郡石川町字下泉一四六  
ノ三 安倍滋一外三十名

紹介議員 棚辺 四郎君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

三月十九日日本委員会に左の案件を付託された。  
一、金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願

(第一〇三八号)(第一〇三九号)(第一〇四〇  
号)(第一〇四〇号)(第一一七九号)(第一一八  
〇号)(第一一八一号)(第一一八二号)(第一一  
八三号)(第一二二五号)(第一二三四号)(第一  
三三七号)(第一三三八号)  
一、今上陛下御在位滿五十年奉祝国民大会開催  
に関する請願(第一〇四一號)

第一〇三八号 昭和五十一年三月五日受理  
金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願  
請願者 熊本県本渡市船之尾町三ノ一五  
堺進也外二十九名

紹介議員 寺本 広作君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一〇三九号 昭和五十一年三月五日受理  
金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願  
請願者 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷三〇  
五 辻田藤吉外三十名

紹介議員 中村 禎二君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一〇四〇号 昭和五十一年三月五日受理  
金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願  
請願者 愛知県蒲郡市竹島町二九ノ一四  
水野綱吉外二十九名

紹介議員 福井 勇君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一一四〇号 昭和五十一年三月八日受理  
金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願  
請願者 名古屋市中村区松原町五ノ六七  
寺島勝一外二十九名

紹介議員 三治 重信君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一一七九号 昭和五十一年三月九日受理  
金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願  
請願者 福岡県糸島郡前原町新田七九  
田

中政雄外三十名

紹介議員 有田 一寿君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一一八〇号 昭和五十一年三月九日受理

金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 奈良市学園南二ノ四ノ七 城口正 雄外三十名

紹介議員 大森 久司君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一一八一号 昭和五十一年三月九日受理

金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 島根県浜田市田町一三ノ一 田 辺仁外二十九名

紹介議員 亀井 久興君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一一八二号 昭和五十一年三月九日受理

金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 富山県高岡市五十里二、五四三宮 下宗一外三十名

紹介議員 橋 直治君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一一八三号 昭和五十一年三月九日受理

金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡長与町高田郷四、〇一八 松田耕作外二十九名

紹介議員 初村滝一郎君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一二二五号 昭和五十一年三月十日受理

金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 奈良県桜井市初瀬町八三六 岸井 英夫外三十一名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一二三四号 昭和五十一年三月十日受理

金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 奈良市上三条町一三 島田義昭外 二十九名

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一三三七号 昭和五十一年三月十一日受理

金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 高知県吾川郡伊野町 森木正晴外 三十名

紹介議員 林 道君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一三三八号 昭和五十一年三月十一日受理

金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願(二通)

請願者 茨城県日立市久慈町三、九五二ノ 二七 金鶏会日立支部内 綿引 仁朗外六十名

紹介議員 中村 登美君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一〇四一号 昭和五十一年三月五日受理

今上陛下御在位満五十年奉祝国民大会開催に関する請願(二通)

請願者 大阪府豊中市庄内西町二ノ二六ノ 六 四条栄一外一名

紹介議員 稲嶺 一郎君

この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

三月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

律

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第一条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「審査」を「審査等」に改める。

第二条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 第二十五条の規定による措置の申立てを受理し、審査し、及び判定を行うこと。

第四条第三項第一号中「公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは」を「負傷し、又は」に改め、同項第四号中「もつぱら」を「専ら」に改め、同条第四項中「著しく公正を欠く」を「公正を欠くと認められる」に改める。

第九条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 傷病補償年金

第十二条の次に次の一条を加える。

第十二条の二 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後一年六月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日以後の各号のいずれにも該当することとなつた場合には、国は、その状態が継続している期間、傷病補償年金を支給する。

一 当該負傷又は疾病が治つていないこと。

二 当該負傷又は疾病による廃疾の程度が、別表に定める第一級から第三級までの各等級に相当するものとして人事院規則で定める第一級、第二級又は第三級の廃疾等級に該当すること。

二 傷病補償年金の額は、当該負傷又は疾病による廃疾の程度が次の各号に掲げる廃疾等級(前項第二号の廃疾等級をいう。第四項にお

いて同じ)のいずれに該当するかに応じ、一年につき当該各号に定める額とする。

一 第一級 平均給与額に三百十三を乗じて得た額

二 第二級 平均給与額に二百七十七を乗じて得た額

三 第三級 平均給与額に二百四十五を乗じて得た額

3 傷病補償年金を受ける者には、休業補償は、行わない。

4 傷病補償年金を受ける者の当該廃疾の程度に変更があつたため、新たに第二項各号に掲げる他の廃疾等級に該当するに至つた場合には、国は、人事院規則で定めるところにより、新たに該当するに至つた廃疾等級に應ずる傷病補償年金を支給するものとし、その後は、従前の傷病補償年金は、支給しない。

第十三条第六項中「行なう」を「行う」に、「行なわれない」を「行わない」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「こえて」を「超えて」に改め、同項の次に次の一項を加える。

5 別表に定める各等級の身体障害に該当しない身体障害であつて、同表に定める各等級の身体障害に相当するものは、同表に定める当該等級の身体障害とする。

第十四条(見出しを含む)中「休業補償」の下に「傷病補償年金」を加え、「一部を行なわれない」を「一部の支給を行わない」に改める。  
第十七条の八第一項中「障害補償年金」を「傷病補償年金、障害補償年金」に改める。  
第十七条の九の見出し中「年金たる補償」を「年金たる補償等」に改め、同条に次の二項を加える。  
2 同一の公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病(次項において「同一の傷病」という。)に関し、傷病補償年金を受ける権利を有する者が休業補償又は障害補償を

受ける権利を有することとなつた場合において、当該傷病補償年金を受ける権利が消滅した月の翌月以後の分として傷病補償年金が支払われたときは、その支払われた傷病補償年金は、当該休業補償又は障害補償の内払とみなす。

3 同一の傷病に關し、休業補償を受けている者が傷病補償年金又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該休業補償を行わないこととなつた場合において、その後も休業補償が支払われたときは、その支払われた休業補償は、当該傷病補償年金又は障害補償の内払とみなす。

第二十条の二(見出しを含む)中「係る」の下に「傷病補償年金、」を、「ついでには」の下に、「第十二条の二第二項の規定による額」を加え、「こえない」を「超えない」に改める。

第二十一条中「身体障害」の下に「(同表に定める各等級の身体障害に該当しない身体の障害であつて、同表に定める各等級の身体障害に相当するものを含む。)」を加える。

「第三章 審査」を「第三章 審査等」に改める。

第二十四条に見出しとして「(補償の実施に關する審査の申立て等)」を付する。

第二十五条を次のように改める。

(福祉施設の運営に關する措置の申立て等)

第二十五条 実施機関の行う第二十一条の規定による補給金の支給又は第二十二條の福祉施設の運営に關し不服のある者は、人事院規則に定める手続に従い、人事院に対し、実施機関により適当な措置が講ぜられることを申し立てることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の措置の申立てについて準用する。

第二十六条第一項及び第二十七條第一項中「審査」を「第二十四条の規定による審査」に改める。

第二十八条中「障害補償」を「傷病補償年金、

障害補償」に、「行なわない」を「行わない」に改める。

附則第三項中「第二十四条から第二十七條まで」を「第二十四条、第二十六条及び第二十七條」に改める。

別表中「別表」を「別表(第十二條の二、第十三條、第二十一条關係)」に改め、同表第一級の項第三号中「精神」を「神経系統の機能又は精神」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同表第三級の項第三号中「精神」を「神経系統の機能又は精神」に改め、同表第四級の項第三号中「鼓膜の全部の欠損その他により」を削り、同表第五級の項第六号を第八号とし、第二号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの

三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの

別表第六級の項第三号を次のように改める。  
三 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの

別表第六級の項第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの

別表第七級の項第二号及び第三号を次のように改める。

二 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの

三 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解す

ることができない程度になつたもの  
別表第七級の項第四号中「に著しい」を「又は精神」に改める。

別表第九級の項中第一三号及び第一四号を削り、第一二号を第一六号とし、第八号から第一号までを四号ずつ繰り下げ、同項第七号中「鼓膜の全部の欠損その他により」を削り、同項を同項第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

一〇 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができざる程度に著しい程度に制限されるもの

一一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができざる程度に著しい程度に制限されるもの

別表第九級の項第六号の次に次の二号を加える。

七 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの

八 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの

別表第一〇級の項第四号を次のように改める。

四 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの

別表第一〇級の項中第一〇号を第一一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの

別表第一級の項第四号を次のように改める。  
四 十歯以上に対し歯科補綴を加えたもの  
別表第一級の項第九号を第一一号と

し、第五号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの

六 一耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの

別表第一三級の項中第一〇号を第一一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの  
別表第一四級の項中第一〇号を第一一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの

別表備考を削る。  
(国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六條第三項中「(昭和四十九年法律第八十三号)」を「(昭和五十一年法律第 号)」に改める。

附則第八條第一項中「事由となつた」の下に「隋疾、」を加え、「同法」を「改正後の法」に、「年額から当該給付の年額の百分の五十の範囲内で人事院規則で定める率を乗じて得た額を減じた額」を「年金たる補償の年額に、当該年金たる補償の種類及び当該法令による年金たる給付の種類に應じ、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)別表第一第一号又は第二号の政令で定める率を考慮して人事院規則で定める率を乗じて得た額(その額が人事院規則で定める額を下回る場合には、当該人事院規則で定める額)」に改め、同条第二項中「同法」を「改

正後の法に、「行なわれない」を「行わない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 休業補償の額は、同一の事由について前項の人事院規則で定める法令による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、改正後の法の規定にかかわらず、改正後の法の規定による額に、当該法令による年金たる給付の種類に応じ、同項の人事院規則で定める率のうち傷病補償年金について定める率を乗じて得た額（その額が人事院規則で定める額を下回る場合には、当該人事院規則で定める額）とする。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中国家公務員災害補償法目次、第二条、第十三条、第二十一条及び第三章の章名の改正規定、同法第二十四条に見出しを付する改正規定並びに同法第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条第一項、附則第三項及び別表の改正規定並びに次項及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国家公務員災害補償法（以下「新法」という。）第十三条、第二十一条及び別表の規定は、昭和五十九年九月一日から適用する。

(経過措置)

第二条 新法第四第三項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

第三条 第二条の規定による改正後の国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（以下「改正後の昭和四十一年法」という。）附則第八條第一項の規定は障害補償年金及び遺族補償年金のうち施行日以後の期間に係る分について、同条第二項の規定は施行日以後に支給すべき事由の生じた休業補償について適用し、障害補償年金及び

遺族補償年金のうち施行日前の期間に係る分並びに施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

第四条 施行日の前日において同一の事由について第一条の規定（附則第一条第一項ただし書に規定する規定を除く。）による改正前の国家公務員災害補償法（以下「旧法」という。）の規定による年金たる補償と第二条の規定による改正前の国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（以下「改正前の昭和四十一年法」という。）附則第八條第一項の人事院規則で定める法令による年金たる給付とを支給されていた者で、施行日以後も引き続きこれらの年金たる給付を受けるものに対し、同一の事由について支給する新法の規定による年金たる補償（傷病補償年金を除く。）で施行日の属する月分に係るものについて、新法及び改正後の昭和四十一年法の規定により算定した額が、旧法及び改正前の昭和四十一年法の規定により算定した年金たる補償で施行日の属する月の前月分に係るものの額（以下この項において「旧支給額」という。）に満たないときは、新法及び改正後の昭和四十一年法の規定により算定した額が旧支給額以上の額となる月の前月までの月分の当該年金たる補償の額は、これらの規定にかかわらず、当該旧支給額に相当する額とする。

2 前項の規定の適用を受ける者が、同項に規定する旧支給額以上の額となる月前において、新法第十三条第七項の規定により新たに該当するに至った等級に属する障害補償年金を支給されることとなるとき、新法第十七条第三項又は第四項の規定により遺族補償年金の額を改定して支給されることとなるとき、その他人事院規則で定める事由に該当することとなつたときは、これらの事由に該当することとなつた日の属する月の翌月から当該旧支給額以上の額となる月の前月までの月分の当該年金たる補償の額は、前項の規定にかかわらず、人事院規則で定めるところによつて算定する額とする。

第五条 施行日前に同一の事由について旧法の規定による休業補償と改正前の昭和四十一年法附則第八條第一項の人事院規則で定める法令による年金たる給付とを支給されていた者で、施行日以後も引き続きこれらの年金たる給付を受けるものに対し、同一の事由について支給する新法の規定による休業補償の額は、新法及び改正後の昭和四十一年法の規定により算定した額が施行日の前日に支給すべき事由の生じた旧法の規定による休業補償の額（同日に休業補償を支給すべき事由が生じたときは、同日前に最後に休業補償を支給すべき事由が生じた日の休業補償の額）に満たないときは、新法及び改正後の昭和四十一年法の規定にかかわらず、当該旧法の規定による休業補償の額に相当する額とする。

第六十六条第七項中「休業補償」の下に「若しくは傷病補償年金」を加え、「これ」を「これら」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第六十六条第七項中「退職の際に受けている者」の下に「同法第十二条の二の規定による傷病補償年金又はこれに相当する補償を受けている者以外の者」を加え、「公務傷病がなおつた時」を「公務傷病が治つた時又は国家公務員災害補償法の規定による傷病補償年金若しくはこれに相当する補償が支給されることとなつた時」に、「なおつた」を「治つた」に、「なおらない」を「治らない」に改める。

第八十六条の前の見出し中「障害補償年金」を「傷病補償年金等」に改め、同条第一項中「規定による」の下に「傷病補償年金若しくは」を加え、「これ」を「これら」に改める。

第六條 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、人事院規則で定める。

(人事院規則への委任)

第七条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第八條 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の表第八十一条第二項の項中

国家公務員災害補償法第十條の規定による療養補償又はこれに相当する補償

国家公務員災害補償法第十條の規定による療養補償又はこれに相当する補償	労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五條の規定による療養補償又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付
同法第十二條の二の規定による傷病補償年金又はこれに相当する補償を受けている者以外の者	同法第十二條の八の規定による傷病補償年金を受けている者以外の者
国家公務員災害補償法の規定による傷病補償年金若しくはこれに相当する補償が支給されることとなつた時	労働者災害補償保険法の規定による傷病補償年金が支給されることとなつた時

の項中「国家公務員災害補償法の規定による」の下に「傷病補償年金若しくは」を加え、「これ」を「これら」に改める。

(防衛庁職員給与法の一部改正)

第九条 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「第二十四条、第二十六条」を「第二十四条から第二十六条まで」に改める。

(義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部改正)

第十條 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條中「もつばら」を「専ら」に改める。

三月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願(第一三九二号)(第一三九三号)(第一三九四号)(第一六二〇号)(第一六二二号)(第一六二二二号)(第一六五七号)(第一六五八号) 一、救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願(第一四四一号)(第一六〇二号)

第一三九二号 昭和五十一年三月十二日受理 金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願 請願者 茨城県水戸市常磐町二ノ三ノ二ノ

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一三九三号 昭和五十一年三月十二日受理 金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願 請願者 高知県吾川郡伊野町二、二六四

尾崎金之助外三十名

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一三九四号 昭和五十一年三月十二日受理 金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願 請願者 横浜市旭区南本宿町一、二神奈川

県金鶏会内 渡辺千代作外三十名 紹介議員 秦野 章君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一六二〇号 昭和五十一年三月十五日受理 金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願 請願者 福井市大手二ノ一八ノ一 山際

喜一外三十名 紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一六二二号 昭和五十一年三月十五日受理 金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願 請願者 三重県上野市愛宕町一、九七二ノ

一〇 北森実外二十九名 紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一六二二二号 昭和五十一年三月十五日受理 金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願 請願者 石川県金沢市泉本町四ノ一〇二石

川県金鶏会内 森茂喜外三十名 紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一六五七号 昭和五十一年三月十六日受理 金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願 請願者 富山県射水郡大門町目沢五三三

森田健次外三十三名 紹介議員 吉田 実君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一六五八号 昭和五十一年三月十六日受理 金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 山口県厚狭郡山陽町鴨庄西 西田

清一外二十九名 紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一四四一号 昭和五十一年三月十三日受理 救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願 請願者 大阪市生野区新今里一ノ一八ノ一

三 谷垣淑子外五名 紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第一六〇二号 昭和五十一年三月十五日受理 救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願 請願者 大阪市阿倍野区桃ヶ池町一ノ一四

ノ二七 北榮春江 紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

四月二日本委員会に左の案件を付託された。

一、金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願(第二二九六号)(第二五二三号)(第二五八四号)(第二五八五号)

第二二九六号 昭和五十一年三月二十二日受理 金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願 請願者 島根県益田市須町二四〇 川崎

雪村外二十九名 紹介議員 大谷藤之助君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第二五二三号 昭和五十一年三月二十四日受理 金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願 請願者 和歌山県東牟婁郡古座町古座二二

五 中瀬春雄外二十九名 紹介議員 世耕 政隆君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第二五八四号 昭和五十一年三月二十五日受理 金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願 請願者 長野県南安曇郡堀金村烏川四、六

五四 黒岩喜美次外三十名 紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第二五八五号 昭和五十一年三月二十五日受理 金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願 請願者 北九州市小倉南区大字母原六八六

木村平外二十九名 紹介議員 柳田桃太郎君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

四月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、秋田県の寒冷地手当改善に関する請願(第二六〇〇号)(第二六七〇号)

一、金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願(第二二四七号)(第二七一九号)(第二七八二号)(第二七八三号)

一、救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願(第二六六九号) 一、今上陛下御在位滿五十年奉祝国民大会開催に関する請願(第二七八四号)

第二六〇〇号 昭和五十一年三月二十六日受理 秋田県の寒冷地手当改善に関する請願 請願者 秋田市山王四ノ四ノ一四 高橋晃

紹介議員 粕谷 照美君

次の二点について、国会の附帯決議の精神にのっとり、人事院をして速やかに改善するよう、措置を講ぜられたい。

一、寒冷地手当の定額分を改善すること。

二、加算額を改善すること。理由 一、定額の改善について 1 第六十、第七十一、第七十五回国会において、衆参両院で改善の附帯決議が付されてい

る。

2 昭和四十三年改正時の「生活給本来の姿に  
もどす」との理由が消滅した。

3 昭和四十三年改正時の基本額六万七千円が  
十六万四千九百円と、二・四六倍になった。

4 昭和四十三年改正前の各級地の支給率が、  
今日大きく減じられ、既得権が侵害された。

5 支給規則「総理府附則第二項」の経過措置が  
終了した。

二、加算額の改善について  
1 さきの改正により、四級地と三級地の較差  
が、五千五百円から八千五百円と増大した。

2 北海道内地と内地五級地の較差が、一万四  
千六百円から、二万二千七百円と増大した。

第二六七〇号 昭和五十一年三月二十九日受理  
秋田県の寒冷手当改善に関する請願

請願者 秋田市山王四ノ四ノ一 秋田県教  
職員組合内 柿崎貞治

紹介議員 沢田 政治君  
この請願の趣旨は、第二六〇〇号と同じである。

第二六四七号 昭和五十一年三月二十六日受理  
金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 石川県金沢市泉本町四ノ一〇二石  
川県金鶏会内 山岸重男外二十九  
名

紹介議員 嶋崎 均君  
この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第二七一九号 昭和五十一年三月二十九日受理  
金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 鹿児島県日置郡東市来町湯田四、  
二二七 大庭光男

紹介議員 佐多 宗二君  
この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第二七八二号 昭和五十一年三月三十日受理  
金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 熊本県八代郡宮原町袴四六六 竹  
本重男外二十九名

紹介議員 國田 清充君  
この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第三五一六号 昭和五十一年四月八日受理  
金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 宮崎市橘通東一ノ一ノ一 林業会  
館内宮崎県金鶏会内 中村肇  
紹介議員 上條 勝久君  
この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

請願者

秋田県北秋田郡比内町谷地中宇谷  
地中九〇ノ二 秋田県金鶏会内 高  
橋栄二郎外二十九名

紹介議員 山崎 五郎君  
この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第二七八三号 昭和五十一年三月三十日受理  
金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 福岡県糸島郡前原町前原一、五二  
一ノ四 阿部克雄外二十九名

紹介議員 剣木 亨弘君  
この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第二六六九号 昭和五十一年三月二十九日受理  
救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 滋賀県伊香郡余呉町池原一、三三  
四 藤原とめ

紹介議員 峯山 昭範君  
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第二七八四号 昭和五十一年三月三十日受理  
今上陛下御在位滿五十年奉祝国民大会開催に關す  
る請願(三連)

請願者 東京都中野区東中野四ノ三〇ノ一  
七 堀川秀明外二名

紹介議員 安井 謙君  
この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

四月十六日日本委員会に左の案件を付託された。  
一、金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願  
(第三一六五号)(第三一五六号)  
一、救護看護婦に対する恩給法適用に関する請  
願(第三三〇五号)

第三一六五号 昭和五十一年四月五日受理  
金鶏勲章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 熊本県八代郡宮原町袴四六六 竹  
本重男外二十九名

紹介議員 岩間 正男君  
この請願の趣旨は、第一九二号と同じである。

第三五九〇号 昭和五十一年四月九日受理  
救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 北海道苫小牧市錦岡地一ノ二ノ  
三五 西尾ミツ外七十一名

紹介議員 岩間 正男君  
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

五月六日日本委員会に左の案件を付託された。  
一、昭和四十二年以後における国家公務員共  
済組合等からの年金の額の改定に関する法律  
等の一部を改正する法律案(予備審査のため  
の付託は二月二十八日)  
一、昭和四十二年以後における公共企業体職  
員等共済組合法に規定する共済組合が支給す  
る年金の額の改正に関する法律及び公共企業  
体職員等共済組合法の一部を改正する法律案  
(予備審査のための付託は三月二十五日)

昭和三〇五号

昭和五十一年四月六日受理  
救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 奈良市三確町一、五六九ノ二二  
田中範子外十一名

紹介議員 河田 賢治君  
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

四月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。  
一、元陸軍看護婦の恩給に関する請願(第三五  
八九号)  
一、救護看護婦に対する恩給法適用に関する請  
願(第三五九〇号)

第三五八九号 昭和五十一年四月九日受理  
元陸軍看護婦の恩給に関する請願

請願者 静岡県天竜市二俣町二俣一、五九  
五ノ二 南条しま外八十四名

紹介議員 岩間 正男君  
この請願の趣旨は、第一九二号と同じである。

第一條の七第二項中「並びに次条第三項及び  
第七項」を、「次条第三項及び第七項並びに第一  
條の九第二項及び第四項」に改め、同条第五項  
中「(六十五歳未満の者に限る。)」を削る。  
第一條の八第八項中「(六十五歳未満の者に限  
る。)」を削り、同條の次に次の一條を加える。  
(昭和五十一年度における特別措置法による  
退職年金等の額の改定)  
第一條の九 前条第二項の規定の適用を受ける  
年金については、昭和五十一年七月分以後、  
その額を、その算定の基礎となつてゐる別表  
第一の十一の仮定率給(同条第七項若しくは  
第八項の規定又は同条第九項において準用す  
る第一條第六項の規定により前条第七項各号  
に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定

昭和三〇五号 昭和五十一年四月六日受理  
救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 奈良市三確町一、五六九ノ二二  
田中範子外十一名

紹介議員 河田 賢治君  
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

四月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。  
一、元陸軍看護婦の恩給に関する請願(第三五  
八九号)  
一、救護看護婦に対する恩給法適用に関する請  
願(第三五九〇号)

第三五八九号 昭和五十一年四月九日受理  
元陸軍看護婦の恩給に関する請願

請願者 静岡県天竜市二俣町二俣一、五九  
五ノ二 南条しま外八十四名

紹介議員 岩間 正男君  
この請願の趣旨は、第一九二号と同じである。

第三五九〇号 昭和五十一年四月九日受理  
救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 北海道苫小牧市錦岡地一ノ二ノ  
三五 西尾ミツ外七十一名

紹介議員 岩間 正男君  
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

五月六日日本委員会に左の案件を付託された。  
一、昭和四十二年以後における国家公務員共  
済組合等からの年金の額の改定に関する法律  
等の一部を改正する法律案(予備審査のため  
の付託は二月二十八日)  
一、昭和四十二年以後における公共企業体職  
員等共済組合法に規定する共済組合が支給す  
る年金の額の改正に関する法律及び公共企業  
体職員等共済組合法の一部を改正する法律案  
(予備審査のための付託は三月二十五日)

年金額とした年金については、同条第二項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の十二の仮定俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達している年金に限る。次項及び第八項において同じ)を受ける者が七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいて算定した額に、次に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数から最短期間年限の年数を控除した年数(以下この項において「控除後の年数」という)一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の三百分の一(控除後の年数のうち五年に達するまでの年数については、三百分の二)に相当する金額

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 控除後の年数一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の六百分の一(控除後の年数のうち五年に達するまでの年数については、六百分の二)に相当する金額

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

4 次の各号に掲げる年金については、前三項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十一年七月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金のうち次のイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短期間年限に達しているものに係る年金 五十五万円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間年限に達しているものに係る年金 四十一万二千五百円

二 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短期間年限に達しているものに係る年金 五十五万円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間年限に達しているものに係る年金 四十一万二千五百円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち

ち実在職した期間が最短期間年限に達しているもの 二十七万五千円

ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもに(イに掲げる年金を除く)並びに六十五歳未満の者(妻、子及び孫を除く)が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達しているもの 二十万六千三百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十三万七千五百円

5 前各項の規定の適用を受ける年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号に掲げる場合には、これらの規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法(大正十二年法律第四十八号)による扶助料若しくは次条第一項に規定する殉職年金若しくは障害遺族年金若しくはこれらに類する年金たる給付又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金に類する年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子一人を有する場合 三万六千円

二 遺族である子二人以上を有する場合 六万円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 二万四千元

6 第一項又は第四項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合

において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

7 第一項又は第四項の規定の適用を受ける年金を受ける者が六十五歳に達したとき(旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

8 第一項又は第四項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき(旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、第二項の規定に準じてその額を改定する。

9 第二項、第四項、第六項又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第三項の規定に準じてその額を改定する。

10 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第二条第五項中「この項、次条第四項、第二条の六第五項、第二条の七第五項及び第二条の八第七項」を「第二条の九まで」に改める。

第二条の二第三項中「この項、第二条の六第四項、第二条の七第四項及び第二条の八第六項」を「第二条の九まで」に改める。

第二条の八の次に次の一条を加える。

(昭和五十一年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定)

第二条の九 前条第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の十一の仮定俸給(同条第五項において読み替えられた同条第四項の規定又は同条第十項において準用する第一条第六項の規定に



より前条第五項において読み替えられた同条第四項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第二項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の十二の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十二」と読み替えるものとする。

2 第一条の九第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短期間を達している年金に限る。以下この項及び第八項において同じ)を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について、同条第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは、「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替えるものとする。

3 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十一年七月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の十二に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一级又は二级に該当するものにあつては、十万円を加えた額)

二 殉職年金 五十六万四千二百円

三 障害遺族年金 四十二万三千二百円

4 前三項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者のうち殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者については、こ

れらの規定により算定した額(以下この項において「算定額」という。)に二万四千円(扶養遺族一人を有する場合にあつては三万六千円、扶養遺族二人以上を有する場合にあつては六万六千円)を加えた額をもつて当該年金の額とする。ただし、当該年金の額が次の各号に掲げる年金の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる額に達しない場合には、算定額に加え額を、当該各号に掲げる額からその者の算定額を控除した額とする。

一 殉職年金 六十万二千円

二 障害遺族年金 四十五万九千二百円

5 前項の規定は、同項の規定による殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者がこれらの年金に係る当該組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法による扶助料若しくはこれに類する年金たる給付又は殉職年金若しくは障害遺族年金に類する年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、適用しない。

6 障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第一号に掲げる額に配偶者である扶養親族については七万二千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円(そのうち二人までについては、一人につき二万四千円(配偶者である扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人に限り四万八千円)を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

7 殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者に扶養遺族がある場合には、第三項第二号に掲げる額(第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額)に第一号に掲げる額を加えた額又は第三項第三号に掲げる額(第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額)に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれ第三項第二号又は第三号に掲げる額と

して、同項の規定を適用する。

一 扶養遺族一人につき四千八百円(そのうち二人までについては、一人につき二万四千円)

二 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額

8 第一条の九第八項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき(殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く)について準用する。この場合において、同条第八項中「第二項」とあるのは、「第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのを「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替えて、同項と読み替えるものとする。

9 第一条の九第九項の規定は、第二項(同条第二項の規定に係る部分に限る)又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳に達したときについて準用する。

10 第一条第六項の規定は、第一項又は第二項若しくは前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第三条の八の次に次の一条を加える。  
(昭和五十一年度における旧法による年金の額の改定)

第三条の九 第一条の九の規定は、前条の規定の適用を受ける年金(第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る)の額の改定について、第二条の九の規定は、前条の規定の適用を受ける年金(第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る)の額の改定について、それぞれ準用する。

第四条第一項中「第八条」を「第九条」に改め、同条第五項中「及び第八条第二項」を「、第八条第二項及び第九条第三項」に改める。

第四条の八の次に次の一条を加える。  
(昭和五十一年度における昭和三十五年三月以前の旧法による年金の額の改定)

第四条の九 前条第二項の規定の適用を受ける

年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、同項の規定により年金額を改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた第四条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えた額)をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、同項の規定により年金額を改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた第四条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えた額)をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 第一条の九第四項から第七項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、前条第四項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第五条の五第一項中「並びに第五条の八第一項及び第二項」を「、第五条の八第一項及び第二項並びに第五条の九第一項」に改め、同条第三項中「及び第五条の八第四項」を「、第五条の八第四項及び第五条の九第三項」に改める。

第五条の八の次に次の一条を加える。  
(昭和五十一年度における昭和四十五年三月以前の旧法による年金等の額の改定)

第五条の九 昭和四十五年三月三十一日以前の年金で昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前条第二項の規定により年金額を改定する場合のその改定年金額の算定

年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、同項の規定により年金額を改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた第四条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えた額)をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

の基礎となつた第五條第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えた額)をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 第一条の九第四項から第七項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、昭和四十五年三月三十一日以前の衛視等の年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについて現に支給されているものについて準用する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 昭和四十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた復帰前の沖繩の年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第六条第一項中「及び第六條の第三項」を「、第六條の第三項及び第六條の第四項」に改め、同條第二項中「及び第六條の第三項」を「、第六條の第三項及び第六條の第四項」に改め、同條第四項中「及び第六條の第三項」を「、第六條の第三項及び第六條の第四項」に改める。

第六條の三の次に次の一條を加える。

(昭和五十一年度における昭和四十五年四月以後の新法による年金の額の改定)  
第六條の四 昭和四十七年三月三十一日以前の年金で昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前條第一項の規定により新法第四十二條第二項若しくは施行法第二條第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えた額)をそれぞれ当該俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額とみなし、昭和四十八年改正前の新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の九第四項から第七項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、昭和四十七年三月三十一日以前の衛視等の年金で昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについて現に支給されているものについて準用する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 昭和四十七年三月三十一日以前の復帰前の沖繩の年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第七條第一項中「次條第一項」の下に「及び第

七條の三第一項」を加え、同條第二項中「次條第三項」の下に「及び第七條の三第三項」を加える。

(昭和五十一年度における昭和四十七年四月以後の新法による年金の額の改定)  
第七條の三 昭和四十八年三月三十一日以前の年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前條第一項の規定により新法第四十二條第二項若しくは施行法第二條第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えた額)をそれぞれ当該俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額とみなし、昭和四十八年改正前の新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の九第四項から第七項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、昭和四十八年三月三十一日以前の衛視等の年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについて現に支給されているものについて準用する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 前條第五項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、

その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第十四條中「第十一條」を「第十三條」に改め、同條を第十六條とする。

第十三條中「前條」を「第十三條」に、「第十三條の八」を「第十三條の九」に改め、同條を第十五條とする。

第十二條中「第二條の八、第三條の八、第四條の八、第五條の八、第六條の三、第七條の二、第八條、第九條の三」を「第一條の九、第二條の八、第三條の九、第三條の八、第三條の九、第四條の八、第五條の八、第五條の九、第六條の三、第六條の四、第七條の二から第九條まで、第十條の三、第十條の四」に、「前二條」を「第十一條の二から前條まで」に改め、同條を第十四條とする。

第十一條第一項中「新法の規定による通算退職年金」の下に「(次條第一項及び第三項において「昭和四十九年三月三十一日以前の通算退職年金」という。)を加え、同條第二項中「第九條の二第二項」を「第十條の二第二項」に、「第十一條第一項」を「第十二條第一項」に改め、同條を第十二條とし、同條の次に次の二條を加える。  
(昭和五十一年度における昭和四十八年四月以後の通算退職年金の額の改定)  
第十二條の二 昭和四十九年三月三十一日以前の通算退職年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 三十三万九千六百円  
二 通算退職年金の仮定俸給(前條第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額)にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その十二を乗じて得た額が六十

の額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を当該中欄に掲げる率を乗じて得た額に加えた額)を十二で除して得た額をいう。の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 第十條の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十一年七月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十二條の二第二項第二号」と、「前項」とあるのは「第十二條の二第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十二條の二第一項及び同条第二項において読み替へられた前項」と読み替へるものとする。

3 昭和四十九年三月三十一日以前の通算退職年金で、昭和五十一年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、第一項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、前項中「昭和五十一年七月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と、「第十二條の二第一項」とあるのは「第十二條の二第三項において読み替へられた同条第一項」と読み替へて、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。

4 前条第三項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分(その給付事由が同年七月一日以後に生じたもの)については、その事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、第一項及び第二項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

5 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年八月分(その給付事由が同年八月一日以後に生じたもの)については、その事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、第三項の規定の例に準じ、政令で

定めるところにより改定する。  
(昭和五十一年度における昭和四十九年四月以後の通算退職年金の額の改定)

第十三條 昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金(第三項において「昭和五十一年三月三十一日以前の通算退職年金」という。)で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。  
一 三十三万九千六百円

二 通算退職年金の仮定俸給(当該通算退職年金の額の算定の基準となつた俸給に十二を乗じて得た額)にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その十二を乗じて得た額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を当該中欄に掲げる率を乗じて得た額に加えた額)を十二で除して得た額をいう。の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 第十條の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十一年七月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十三條第一項第二号」と、「前項」とあるのは「第十三條第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十三條第一項及び同条第二項において読み替へられた前項」と読み替へるものとする。

3 昭和五十一年三月三十一日以前の通算退職年金で、昭和五十一年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月

分以後、その額を、第一項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、前項中「昭和五十一年七月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と、「第十三條第一項」とあるのは「第十三條第三項において読み替へられた同条第一項」と読み替へて、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。

4 施行法第五十一條の四第三号に規定する沖縄の組合員であつた者のうち、昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る通算退職年金のうち、政令で定める年金については、当該年金のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものにあつては同年七月分以後、同年七月一日以後に給付事由が生じたものにあつてはその事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、第一項及び第二項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

5 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年八月分(その給付事由が同年八月一日以後に生じたもの)については、その事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、第三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第十條の二第二項中「第九條の二第二項」を「第十條の二第二項」に、「第十條の二第一項」を「第十條の二第一項」に改め、同条を第十一條の二とし、同条の次に次の一條を加える。  
(昭和五十一年度における昭和四十七年四月以後の通算退職年金の額の改定)  
第十一條の三 昭和四十八年三月三十一日以前の通算退職年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。  
一 三十三万九千六百円

二 通算退職年金の仮定俸給(前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額)にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その十二を乗じて得た額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を当該中欄に掲げる率を乗じて得た額に加えた額)を十二で除して得た額をいう。の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 第十條の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十一年七月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十一條の三第一項第二号」と、「前項」とあるのは「第十一條の三第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十一條の三第一項及び同条第二項において読み替へられた前項」と読み替へるものとする。

3 昭和四十八年三月三十一日以前の通算退職年金で、昭和五十一年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、第一項第十号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、前項中「昭和五十一年七月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と、「第十一條の三第一項」とあるのは「第十一條の三第三項において読み替へられた同条第一項」と読み替へて、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。

4 前条第三項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分(その給付事由が同年七月一日以後に生じたもの)については、その事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、第一項及び第二項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

は、昭和五十一年八月分（その給付事由が同年八月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分）以後、その額を、第三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第十條第一項中「次条第一項」の下に「並びに第十條の三第一項及び第三項」を加え、同条第二項中「第九條の第二項」を「第十條の第二項」に、「第十條第一項」を「第十條第一項」に改め、同条を第十條とする。

第九條の三第二項中「新法」を「昭和五十一年改正前の新法」に改め、同条を第十條の三とし、同条の次に次の一条を加える。

（昭和五十一年度における昭和四十七年三月以前の通算退職年金の額の改定）

第十條の四 昭和四十七年三月三十一日以前の通算退職年金のうち、昭和四十五年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 三十三万九千六百円

二 通算退職年金の仮定俸給（前条第三項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その十二を乗じて得た額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を当該中欄に掲げる率を乗じて得た額に加えた額）を十二で除して得た額をいう）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

第十條の二第二項及び第三項の規定は、前

項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十一年七月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十條の四第一項第二号」と、「前項第三項中「前二項」とあるのは「第十條の四第一項及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定は、昭和四十七年三月三十一日以前の通算退職年金のうち、昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日まで間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについて準用する。この場合において、第一項第二号中「前条第三項の規定により読み替えられた同条第一項」とあるのは「前条第一項」と、「前項中「第十條の四第一項」とあるのは「第十條の四第三項において読み替えられた同条第一項」と読み替えるものとする。

4 昭和四十七年三月三十一日以前の通算退職年金のうち、昭和四十五年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金で、昭和五十一年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、第一項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、第二項中「昭和五十一年七月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と、「第十條の四第一項」とあるのは「第十條の四第四項において読み替えられた同条第一項」と読み替えて、第一項及び第二項の規定に準じて算定した額に改定する。

5 昭和四十七年三月三十一日以前の通算退職年金のうち、昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金で、昭和五十一年七月三十一日にお

て現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、第一項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、同項第二号中「前条第三項の規定により読み替えられた同条第一項」とあるのは「前条第一項」と、第二項中「昭和五十一年七月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と、「第十條の四第一項」とあるのは「第十條の四第五項において読み替えられた同条第一項」と読み替えて、第一項及び第二項の規定に準じて算定した額に改定する。

6 前条第五項又は第六項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分（その給付事由が同年七月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分）以後、その額を、第一項及び第二項又は第三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

7 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年八月分（その給付事由が同年八月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分）以後、その額を、第四項又は第五項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第九條の二第二項第二号中「新法」を「昭和五十一年改正前の新法」に改め、同条を第十條の二とする。

第九條第一項中「並びに第九條の三第一項及び第三項」を、「第十條の三第一項及び第三項並びに第十條の四第一項及び第三項から第五項まで」に改め、同条第二項第二号中「新法」を「昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第 号）第二條の規定による改正前の新法（以下「昭和五十一年改正前の新法」という。）」に改め、同条を第十條とする。

第八條第一項中「遺族年金」の下に「次条第一項において「昭和四十九年三月三十一日以前の

年金」という。）を加え、同条第二項中「遺族年金」の下に「（次条第三項において「昭和四十九年三月三十一日以前の衛視等の年金」という。）」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（昭和五十一年度における昭和四十八年四月以後の新法による年金の額の改定）

第八條の二 昭和四十九年三月三十一日以前の年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（当該仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えた額）をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 第一條の九第四項から第七項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、昭和四十九年三月三十一日以前の衛視等の年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一條第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 前条第六項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

(昭和五十一年度における昭和四十九年四月以後の新法による年金の額の改定)

第九條 昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員(第三項及び第六項の規定の適用を受ける者を除く。)に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額をそれぞれ新法第四十二條第二項若しくは施行法第二條第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

一 仮定新法の俸給年額 当該年金の額(その年金の額について年金額の最低保障に関する新法、施行法その他の法律の規定で政令で定めるものの適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額。次号において同じ。)の計算の基礎となつた新法の俸給年額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該新法の俸給年額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えた額)をいう。

二 仮定恩給法の俸給年額又は仮定旧法の俸給年額 当該年金の額の計算の基礎となつた恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額が六十五万

二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えた額)をいう。

2 第一条の九第四項から第七項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間に新法の退職をした衛視等に係る新法附則第十三條の二から第十三條の四まで、第十三條の六又は第十三條の七の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについて準用する。

4 昭和五十年四月一日以後に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、第一条の九第四項から第七項までの規定に準じて年金の額を改定する。

5 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

6 施行法第五十一條の四第三号に規定する沖繩の組合員であつた者のうち、昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金のうち政令で定める年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

別表第一の十一の次に次の一表を加える。

別表第一の十一の仮定俸給	仮定俸給
四三、七八〇円	四八、八一〇円
四五、七六〇	五一、〇二〇
四七、七九〇	五三、二九〇
四九、八一〇	五五、五三〇
五一、八六〇	五七、八三〇
五三、一四〇	五九、二五〇
五四、四三〇	六〇、六八〇
五五、九二〇	六二、三一〇
五八、〇三〇	六四、六一〇
五九、八六〇	六六、六〇〇
六一、五五〇	六八、四五〇
六三、六二〇	七〇、七〇〇
六五、六九〇	七二、九六〇
六七、九七〇	七五、四四〇
七〇、二六〇	七七、九四〇
七三、一〇〇	八一、〇六〇
七四、九〇〇	八三、〇四〇
七七、二三〇	八五、六二〇
七九、四九〇	八八、一一〇
八四、〇一〇	九三、〇八〇
八五、二一〇	九四、四一〇
八八、六八〇	九八、二三〇
九三、二八〇	一〇三、三二〇
九八、三八〇	一〇八、九三〇
一〇〇、九八〇	一一一、八〇〇
一〇三、四五〇	一一四、五三〇
一〇六、九九〇	一一八、四三〇
一〇九、〇八〇	一二〇、七三〇
一一五、一三〇	一二七、四二〇
一一八、一三〇	一三〇、七二〇
一二一、二七〇	一三四、一八〇
一二七、三一〇	一四〇、八五〇
一三三、四二〇	一四七、五八〇
一三四、九九〇	一四九、三二〇
一四〇、〇三〇	一五四、八八〇
一四七、一八〇	一六二、七七〇
一五四、二七〇	一七〇、五八〇

一五八、六三〇	一七五、四〇〇
一六二、九〇〇	一八〇、一〇〇
一七一、五六〇	一八九、六五〇
一八〇、二一〇	一九八、九九〇
一八一、九三〇	二〇〇、八二〇
一八八、八二〇	二〇八、一三〇
一九七、五一〇	二一七、三六〇
二〇六、一八〇	二二六、五七〇
二一四、七八〇	二三五、七一〇
二二〇、一九〇	二四一、四五〇
二二五、九九〇	二四七、六一〇
二三七、一三〇	二五九、四四〇
二四八、四一〇	二七一、四二〇
二五四、〇八〇	二七七、四四〇
二五九、五七〇	二八三、一五〇
二七〇、七七〇	二九四、八三〇
二七五、八七〇	三〇〇、一三〇
二八、九六〇	三〇六、二九〇
二九三、一一〇	三一七、四四〇
三〇五、三二〇	三二九、六五〇
三一、五九〇	三三五、九三〇
三一七、五三〇	三四一、八六〇
三二二、七五〇	三四八、〇八〇
三二九、七八〇	三五四、一一〇
三四一、九三〇	三六六、二七〇
三五四、一一〇	三七八、四四〇
三六〇、一三〇	三八四、四七〇
三六六、三〇〇	三九〇、六三〇

備考  
 年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十一の仮定俸給の額が三六六、三〇〇円を超える場合においては、その額に二九二、〇〇〇円を十二で除して得た額を加えた額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）をこの表の仮定俸給とする。

別表第三の十一の次に次の一表を加える。  
 別表第三の十二（第二条の九関係）

別表第一の十二の下欄に掲げる仮定俸給

二三五、七一〇円以上のもの	二三・〇割
二一七、三六〇円を超え二三五、七一〇円未満のもの	二三・八割
二〇八、一三〇円を超え二一七、三六〇円以下のもの	二四・五割
二〇〇、八二〇円を超え二〇八、一三〇円以下のもの	二四・八割
一四〇、八五〇円を超え二〇〇、八二〇円以下のもの	二五・〇割
一三四、一八〇円を超え一四〇、八五〇円以下のもの	二五・五割
一二〇、七三〇円を超え一三四、一八〇円以下のもの	二六・一割
九八、二三〇円を超え一二〇、七三〇円以下のもの	二六・九割
九四、四一〇円を超え九八、二三〇円以下のもの	二七・四割
八八、一一〇円を超え九四、四一〇円以下のもの	二七・八割
八五、六二〇円を超え八八、一一〇円以下のもの	二九・〇割
八三、〇四〇円を超え八五、六二〇円以下のもの	二九・三割
七二、九六〇円を超え八三、〇四〇円以下のもの	二九・八割
六四、六一〇円を超え七二、九六〇円以下のもの	三〇・二割
六二、三一〇円を超え六四、六一〇円以下のもの	三〇・九割
六〇、六八〇円を超え六二、三一〇円以下のもの	三一・九割
五九、二五〇円を超え六〇、六八〇円以下のもの	三二・七割
五七、八三〇円を超え五九、二五〇円以下のもの	三三・〇割
五五、五三〇円を超え五七、八三〇円以下のもの	三三・四割
五五、五三〇円以下のもの	三四・五割

別表第四の十一の次に次の一表を加える。  
 別表第四の十二（第二条の九関係）

障害の等級	年	金	額
一級			二、四四五、〇〇〇円
二級			一、九八〇、〇〇〇円
三級			一、五八九、〇〇〇円
四級			一、一九八、〇〇〇円
五級			九二九、〇〇〇円
六級			七〇九、〇〇〇円

備考  
 別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、一九八、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「一、三九三、五〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第七の次に次の一表を加える。  
別表第八(第四条の九、第五条の九、第六条の四、第七条の三、第八条の二、第九条、第十

俸 給 年 額	率	金 額
六五二、〇〇〇円未満のもの	一・一一五	
六五二、〇〇〇円以上八六一、五三八円未満のもの	一・〇九〇	一六、三〇〇円
八六一、五三八円以上二、一〇二、四三九円未満のもの	一・一〇三	五、一〇〇円
二、一〇二、四三九円以上三、〇四五、〇〇〇円未満のもの	一・〇六二	九一、三〇〇円
三、〇四五、〇〇〇円以上三、三二八、五七一円未満のもの	一・〇四二	一五二、二〇〇円
三、三二八、五七一円以上のもの	一・〇〇〇	二九二、〇〇〇円

条の四、第十一条の三、第十二条の二、第十三条関係

（国家公務員共済組合法の一部改正）  
第二条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十七条」を「第八十七条の二」に、「第九十三条」を「第九十三条の二」に改める。  
第二条第一項第三号中「次に掲げる者」の下に「（第九十二条の三の場合にあつては、組合員又は組合員であつた者の親族で厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第五十九条の規定により同法の遺族年金を受けることができる者に相当するもの）」を加え、同条第二項及び第三項中「第三号」の下に「イ」を加える。

第十九条第二項中「昭和二十九年法律第百十五号」を削る。  
第四十一条第一項中「第八十一条第三項」の下に「第九十二条の二第二項」を加える。  
第四十三条第一項中「給付」の下に「（通算遺族年金を除く。次条において同じ）」を加える。  
第四十五条中「又は遺族年金」を「遺族年金又は通算遺族年金」に改める。  
第七十二条第一項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。  
九 通算遺族年金  
第七十四条の見出し中「調整」を「調整等」に改

め、同条に次の一項を加える。  
4 遺族年金を受ける権利を有する者には、通算遺族年金は、支給しない。  
第七十六条第二項ただし書中「ただし」の下に「その額が五十五万二千円より少ないときは、五十五万二千円とし」を加える。  
第七十六条の二第一項第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に、「十年」を「十五年」に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に改め、同条第二項中「前条第二項ただし書」の下に「（俸給年額の百分の七十に相当する金額の部分に限る。）」を加える。  
第七十八条第二項中「第七十六条第二項の規定又は同項」を「第七十六条第二項本文の規定又は同項本文」に改め、「場合の退職年金の額」の下に「とし、改定前の退職年金の額について、第七十六条第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の額とする。」を加え、同条第三項中「第七十六条の二の規定又は同条」を「第七十六条の二第一項の規定又は同項」に改め、「場合の退職年金の額の下に」とし、改定前の退職年金の額について、第七十六条の二第二項において準用する第七十六条第二項ただし書の規定の適用が

あつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の額とする。」を加え、同項第一号中「三十年」を「三十五年」に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に改め、同条第四項中「場合を含む」の下に「ものとし、俸給年額の百分の七十に相当する金額とする部分に限る」を加える。  
第七十九条第四項中「第七十六条第二項の規定又は同項」を「第七十六条第二項本文の規定又は同項本文」に改め、「算定した減額退職年金の額」の下に「とし、改定前の減額退職年金の額の算定の基礎となつた退職年金の額について、第七十六条第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の額を基礎として算定した減額退職年金の額とする。」を加え、同条第五項中「第七十六条の二の規定又は同条」を「第七十六条の二第一項の規定又は同項」に改め、「算定した減額退職年金の額」の下に「とし、改定前の減額退職年金の額の算定の基礎となつた退職年金の額について、第七十六条の二第二項において準用する第七十六条第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の額を基礎として算定した減額退職年金の額とする。」を加え、同項第一号中「三十年」を「三十五年」に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に改める。

第七十九条の二第三項第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改める。  
第八十一条第一項第二号中「組合員となつて一年以上経過した後」を「組合員期間（通算年金通則法第四条第一項各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる期間（政令で定める期間）に限る。以下「公的年金期間」という。）を有する組合員で組合員期間が一年未満であるものにあつては、当該期間と組合員期間とを合算した期間（以下「公的年金合算期間」という。）が八十七条第一項及び第二項において同じ。」が一年以上となつた日後組合員である間に」に改め、同条第二項中「三年」を「一年六月」に改める。

第八十二条第一項中「下欄」を「中欄」に改め、同項ただし書中「ただし」の下に「その額が同表の下欄に掲げる金額より少ないときは、当該金額とし」を加え、同条第二項中「下欄」を「中欄」に改める。  
第八十二条の二第一項後段中「前条第一項ただし書」の下に「（俸給年額に相当する金額とする部分に限る。）」を加え、同項第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に、「十年」を「十五年」に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に改め、同条第二項中「前条第二項本文」を「前条第二項前段」に改め、同項後段中「前条第一項ただし書」の下に「（俸給年額に相当する金額とする部分に限る。）」を加え、同項第一号中「年数が」の下に「一年以上」を、「場合」の下に「及び組合員期間が一年以上である場合」を加え、「二十四万円」を「三十九万六千円」に改め、同項第三号中「三十年」を「三十五年」に改め、同項第四号中「三十年」を「三十五年」に、「十年」を「五年」に改める。

第八十三条第五項中「第八十条の三」の下に「第九十二条の三」を加える。  
第八十五条第四項中「第八十二条の二の規定又は同条」を「第八十二条の二第一項の規定又は同項」に、「第八十二条第一項の規定又は同項」を「第八十二条第一項本文の規定又は同項本文」に改め、同条第五項中「第八十二条の二の規定又は同条」を「第八十二条の二第一項の規定又は同項」に改め、同項第一号中「三十年」を「三十五年」に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に改め、同条第六項第二号イ中「第八十二条の二の規定又は同条」を「第八十二条の二第一項の規定又は同項」に改め、同項第二号ロ中「第八十二条の二の規定又は同条」を「第八十二条の二第一項の規定又は同項」に改め、同項第三号中「第八十二条の二の規定又は同条」を「第八十二条の二第一項の規定又は同項」に改め、同条第七項中「同条第二項後段において準用する場合を含む」を

「俸給年額に相当する金額とする部分に限るものとし、同条第二項後段並びに第八十二条の第一項後段及び第二項後段において準用する場合を含む」に改め、同条第八項中「算定した額」の下に「とし、第二項から第六項までの場合における改定前の廃疾年金の額について、第八十二条第一項ただし書（同条第二項後段並びに第八十二条の第二項後段及び第二項後段において準用する場合を含む）の規定の適用があつたときは、これらの規定の適用がないものとした場合の額」を加える。

第八十七条第一項中「一年以上組合員」を「組合員期間が一年以上」に改め、同条第二項中「一年以上組合員」を「組合員期間が一年以上」に、「組合員となつて一年を経過する」を「組合員期間が一年となる」に改める。

第四章第三節第三款中第八十七条の次に次の一条を加える。

（公的年金合算期間保有組合員に係る廃疾給付）

第八十七条の二 組合員期間が一年未満であり、かつ、公的年金合算期間を一年以上有する組合員（以下「公的年金合算期間保有組合員」という。）であつた者に係る廃疾給付については、この款に定めるもののほか、政令で定めるところによる。

第八十八条第三号中「又は組合員期間」を、「組合員期間」に改め、「公務傷病によらないで死亡した場合」の下に、「公的年金合算期間保有組合員が公務傷病によらないで組合員である間に死亡した場合（その死亡した者に係る遺族が同一の事由により通算年金通則法第三条に規定する公的年金制度（同条第四号及び第五号に掲げる法律に定める制度を除く。以下「他の公的年金制度」という。）からこの法律の規定による遺族年金に相当するものとして政令で定める年金を受ける権利を有する場合を除く。）又は公的年金合算期間保有組合員で廃疾年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場

合（その死亡した者に係る遺族が同一の事由により他の公的年金制度からこの法律の規定による遺族年金に相当するものとして政令で定める年金を受ける権利を有する場合を除く。）を加える。

第八十八条の二第一号中「二十四万円」を「二十九万六千円」に、「この号、第三号及び第四号」を「この条及び第九十二条の第二項」に、「三十年」を「三十五年」に、「十年」を「五年」に改める。

第八十八条の三第一項中「九千六百元」を「二万四千円」に改める。

第八十八条の四第一項及び第二項第二号中「二十五万四千四百円」を「四十三万二千円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第八十八条の五 第八十八条から前条までの場合において、遺族年金を受ける妻が、次の各号に該当する場合には、これらの規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。ただし、

- 一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円
- 二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円
- 三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 二万四千円

2 第八十八条の規定による遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子が六十歳未満の妻である場合において、その者が六十歳に達したときは、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、同項の

規定を適用する。

第九十二条の見出し中「調整」を「調整等」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第九十二条の二 組合員期間が一年以上十年未満である者が公務傷病によらないで組合員である間に死亡した場合（その死亡した者が廃疾年金を受ける権利を有していた者であつた場合を除く。）において、その死亡した者の遺族が同一の事由により他の公的年金制度から第八十八条第二号の規定による遺族年金に相当する年金として政令で定める年金の支給を受けるときは、同条第三号の規定による遺族年金の額は、同号及び第八十八条の二から第八十八条の五までの規定にかかわらず、当該支給を受けることができる間、その死亡した者の組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の一に相当する金額とする。

2 組合員期間が一年以上十年未満である者が公務傷病によらないで組合員である間に死亡した場合又は組合員期間が一年以上十年未満である者が公務によらないで廃疾年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場合において、その死亡した者の遺族が同一の事由により他の公的年金制度から通算遺族年金に相当する年金の支給を受ける権利を有するものが、第八十八条第三号の規定による遺族年金と併せて当該通算遺族年金に相当する年金の支給を受けることを希望する旨を、政令で定めるところにより組合員に申し出たときは、同号の規定による遺族年金の額は、同号及び第八十八条の二から第八十八条の五までの規定にかかわらず、当該通算遺族年金に相当する年金の支給を受けることができる間、その死亡した者の組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の一に相当する金額とする。

3 第一項又は前項の規定により算定した遺族年金の額が、当該年金を受ける者に係る組合員期間の年数一年につき遺族年金基礎額の百

分の二・五に相当する額より少ないときは、これらの規定にかかわらず、その額を遺族年金の額とする。

4 前三項の場合において、第一項又は第二項に規定する死亡した者が退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者である場合には、その者の遺族に支給する遺族年金の額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第七十六条の三各号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額とする。

（通算遺族年金）

第九十二条の三 第七十九条の第二項の規定により通算退職年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、政令で定めるところにより、その者の遺族に通算遺族年金を支給する。ただし、その遺族が、同一の事由により他の公的年金制度から第八十八条第三号の規定による遺族年金に相当する年金として政令で定める年金を受ける権利を有する者（厚生年金保険法第三十八条第一項その他政令で定める規定により当該年金の全部が停止されている場合における当該年金を受ける権利を有する者を除く。）であるときは、この限りでない。

2 通算遺族年金の額は、その死亡した者に係る第七十九条の二第三項から第六項までの規定による通算退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

3 厚生年金保険法第五十九条、第五十九条の二、第六十条第三項、第六十一条、第六十三条、第六十四条及び第六十六条から第六十八条まで並びに通算年金通則法第四条から第十条までの規定は、通算遺族年金について準用する。

第九十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、その者の死亡に係る通算遺族年金の支給を受ける権利を有する者があるときは、この限りでない。



第四章第三節第四款中第九十三条の次に次の一条を加える。

（公的年金期間を有していた組合員等に係る遺族給付）

第九十三条の二 公的年金期間を有していた組合員又は組合員であつた者に係る遺族給付については、この款に定めるもののほか、政令で定めるところによる。

第百零三条第三項中「三十一万円」を「三十四万円」に改める。

第百十五條第一項を次のように改める。

長期給付を受ける権利を決定し又は長期給付の額を改定する場合において、その決定に係る長期給付の額又は改定後の長期給付の額に五十円未満の端数があるときは又はその全額が五十円未満であるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは又はその全額が五十円以上百円未満であるときは、これを百円に切り上げるものとする。

第百二十六條の五第一項中「十日」を「二十日」に改め、同条第二項中「に相当するものとして」を基礎として「に改め、同条第四項第一号中「一年」を「二年」に改める。

附則第三條の二中「二年」を「四年」に改める。

附則第十三條の二第三項中「その額が三十二万六千六百円より少ないときは、三十二万六千六百円」を削り、同項第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改め、同項第四号中「超える年数」を「超え三十五年に達するまでの年数一年につき衛視等の退職年金基礎額の百分の五に相当する額を、三十五年を超え年数」に、「十年」を「五年」に改める。

附則第十三條の六第一項中「二十年」とあり、「十年」とあるのは「十五年」を「二十年」とあるのは「十五年」と、「十五年」とあるのは「二十年」に、「一万九千八百円」に、「六千円」を「九千九百円」に、「三十年」を「三十五年」に、「十年を超えるときは、

十年」を「五年を超えるときは、五年」に、「三十年」を「三十年を超え三十五年に達するまでの年数一年につき廃疾年金基礎額の百分の五に相当する額を、三十五年」に改める。

附則第十三條の七第一項中「二十年を超え三十五年に達するまでの期間」の下に「及び三十年を超え三十五年に達するまでの期間」を加え、「第八十八條」として「第八十八條」と、「第八十八條の五第一項中「第八十八條から前条まで」とあるのは「附則第十三條の七第一項の規定により読み替えられた第八十八條から前条まで」として「に改める。

附則第十四條の二中「二年」を「四年」に改める。

別表第一中「別表第一」を「別表第一（第七十一條関係）」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二（第八十條、第八十三條関係）」に改める。

別表第二の二を次のように改める。

退職の日における年齢	率
一八歳未満	一・〇九
一八歳以上二三歳未満	一・三五
二三歳以上二八歳未満	一・七七
二八歳以上三三歳未満	二・三一
三三歳以上三八歳未満	三・〇二
三八歳以上四三歳未満	三・九四
四三歳以上四八歳未満	五・一二
四八歳以上五三歳未満	六・六七
五三歳以上五八歳未満	八・八一
五八歳以上六三歳未満	一〇・九六
六三歳以上六八歳未満	九・九〇
六八歳以上七三歳未満	八・三三
七三歳以上	六・二四

別表第三中「別表第三」を「別表第三（第二條、第七十七條、第八十一條、第八十二條の二、第八十三條、第八十六條、第八十七條、第八十九

條、第九十一條関係」に、

支	給	率
(イ) (公務上の廢疾)	(ロ) (公務上の廢疾)	(ハ) (公務上の廢疾)
〇・八	〇・八	〇・五
〇・六	〇・六	〇・四
〇・四	〇・四	〇・三

支	給
(イ) (公務上の廢疾)	(ロ) (公務上の廢疾)
〇・五	〇・三

給	率	最低保障額
疾 (公務外の廢疾)	(ロ) (公務外の廢疾)	六六九、〇〇〇円
〇・八	〇・五	五五二、〇〇〇円
〇・六	〇・四	三九六、〇〇〇円
〇・四	〇・三	

に改める。

別表第四中「別表第四」を「別表第四（第八十七條関係）」に改める。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）の一部改正）

第三條 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一條の三」を「第四十一條の四」に、「第四十八條の四」を「第四十八條の五」に改める。

第十一條第二項第一号中「三分の一」を「三分の二（その超える期間の年数が五年を超え、三分の一）」に改め、同項第二号中「三分の一」を「三分の二（その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数とを合算した年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数）」に改め、同条第三項を次のように改める。

八十歳以上の更新組合員が退職した場合において、第七條第一項第一号又は第二号から第四号までの期間のうち前項各号に掲げる期間があるときにおけるその者に対する同項

の規定の適用については、同項各号中「五年」とあるのは、「十年」とする。

第十一條の二第一項中「第七十六條の二」を「第七十六條の二第一項」に改める。

第十三條第二項中「三十二万六千六百円」を「五十五万二千円」に改める。

第二十二條第二項中「百五十百分の一と三百百分の一」を「百五十百分の一と三百百分の二（その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数とを合算した年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数）」に、「九十百分の一と三百百分の一」を「九十百分の一と三百百分の二（その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数とを合算した年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数）」に改める。

第三十一條第二項第一号中「三分の一」を「三分の二（その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数）」に改める。

第三十一條第二項第一号中「三分の一」を「三分の二（その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数）」に改める。

第三十一條第二項第一号中「三分の一」を「三分の二（その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数）」に改める。

第三十一條第二項第一号中「三分の一」を「三分の二（その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数）」に改める。

第三十一條第二項第一号中「三分の一」を「三分の二（その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数）」に改める。

第三十一條第二項第一号中「三分の一」を「三分の二（その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数）」に改める。

第三十一條第二項第一号中「三分の一」を「三分の二（その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数）」に改める。

ては、三分の一に改め、同項第二号中「三分の一」を「三分の二」(その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数とを合算した年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項の場合において、遺族年金を受ける者が、八十歳以上である場合におけるその者に對する同項の規定の適用については、同項各号中「五年」とあるのは、「十年」とする。  
第三十二条の三第一項中「二十五万四千四百円」を「四十三万二千円」に改め、同条の次に次の一条を加える。  
(特別による遺族年金に係る加算)  
第三十二条の四 新法第八十八条の五の規定は、第三十一条の二、第三十二条又は前条の場合について準用する。  
第三十三条を次のように改める。  
(公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障)  
第三十三条 新法第八十八条第一号の規定による遺族年金の額(第三十一条の規定の適用がある場合には、同条の規定を適用して算定した額)が当該年金を受ける者について次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる額より少ないときは、当分の間、これらの額を当該遺族年金の額とする。

一 当該遺族年金を受ける遺族につきその者の収入により生計を維持する遺族で遺族年金の支給を受けるべき要件に該当するもの(以下「扶養遺族」という。)がない場合又は扶養遺族が一人である場合 六十万二千円  
二 扶養遺族が二人以上である場合 六十二万四千二百円

2 前項の遺族年金を受ける者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法による扶助料、旧法による遺族年金その他の年金たる給付の支給を受ける場合であつて、政令で定める場合に該当すると

きは、その該当する間は、同項中「六十万二千円」とあり、及び「六十二万四千二百円」とあるのは、「五十六万四千二百円」として、同項の規定を適用する。  
3 新法第八十八条第一号の規定による遺族年金を受ける者に扶養遺族があるときは、第一項各号に掲げる額(前項の規定の適用を受けた場合)に、扶養遺族一人につき四千八百円(そのうち二人までについては、一人につき二万四千円)を加えた額を当該各号に掲げる額として、第一項の規定を適用する。  
第四十一条第三項中「及び第四十一条の三」を「、第四十一条の三及び第四十一条の四」に改める。  
第四十一条の二第三項中「、第三十二条の三又は第三十三条」を「又は第三十二条の三」に改める。  
第七章第四十一条の三の次に次の一条を加える。  
(再就職者に係る遺族年金の額に関する経過措置)  
第四十一条の四 第四十一条第一項各号に掲げる者に対する新法第九十二条の二の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「その死亡した者の遺族」とあるのは「その死亡した者(施行法第四十一条第一項において準用する施行法第八條又は第九條の規定による退職年金を受ける権利を有していた者若しくはその死亡した者の死亡による退職年金を受ける権利を有することとなる者を除く)の遺族」と、

「同号及び第八十八条の二から第八十八条の五まで」とあるのは「同号及び施行法第四十一条第一項において準用する施行法第三十一条の二から第三十二条の四まで」と、「その死亡した者の組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の一」とあるのは「施行法第四十一条第一項において準用する施行法第四十一条

項の規定により算定した金額(その死亡した者が退職一時金の額の算定につき施行法第九條の規定の適用を受けた場合又は施行法第四十一条第一項において準用する施行法第十二條第二項第一項各号に掲げる者である場合には、その算定した金額から施行法第四十一条の二第一項各号に掲げる金額又は施行法第四十一条第一項において準用する施行法第十二條第一項各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額)の百分の五十」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「施行法第四十一条の四において読み替えられた第一項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「施行法第四十一条の四において読み替えられた前三項」と、「第一項」とあるのは「同条において読み替えられた第一項」とする。  
第四十五條第二項中「三分の一」を「三分の二(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)」に改め、同条第三項中「三分の一」とあるのは、「三分の二(その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)」を「五年」とあるのは、「十年」に改める。  
第四十五條の三第二項中「三十二万六千六百円」を「五十五万二千円」に改める。  
第四十七條の二第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。  
3 新法第八十八条の五の規定は、前二項の場合について準用する。  
第四十八條中「衛視等の恩給法の俸給年額」との下に、「同条第三項中「同項各号」とあるのは「同項第一号」とを加え、「第三十三條中「第十二條第一項各号」とあるのは「第十二條第一項第一号」と、「当該各号」とあるのは「同号」とを削る。  
第四十八條の二第一項中「第八項まで」を「第四項まで及び同条第五項から第八項まで」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項

の次に次の一項を加える。  
3 新法第八十八条の五の規定は、前二項の場合について準用する。  
第八章第二節中第四十八條の四の次に次の一条を加える。  
(再就職者に係る衛視等の公務によらない遺族年金に関する経過措置)  
第四十八條の五 第四十一条の四の規定は、前条に規定する者について準用する。この場合において、第四十一条の四中「施行法第四十一条第一項において準用する施行法第八條又は第九條」とあるのは「施行法第四十八條の四において準用する施行法第四十一条第一項又は第二項」と、「施行法第四十一条第一項において準用する施行法第三十一条の二から第三十二条の四まで」とあるのは「施行法第四十八條の四において準用する施行法第四十一条第一項」とあるのは「施行法第四十一条第一項」と、  
「施行法第四十一条の四において準用する施行法第四十一条第一項」とあるのは「施行法第四十一条第一項」と、  
「施行法第四十一条の四」とあるのは「施行法第四十一条の五」と読み替えるものとする。  
別表中一、九八四、〇〇〇円を「二、二二一、二〇〇円」に、「一、二八三、〇〇〇円」を「一、四二九、二〇〇円」に、「八四四、〇〇〇円」を「九四〇、二〇〇円」に改め、同表の備考三中「六万四千円」を「七万二千円」に、「一万八千円」を「二万四千円」に、「四万二千円」を「四万八千円」に改める。  
第四條 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百

の次に次の一項を加える。  
3 新法第八十八条の五の規定は、前二項の場合について準用する。  
第八章第二節中第四十八條の四の次に次の一条を加える。  
(再就職者に係る衛視等の公務によらない遺族年金に関する経過措置)  
第四十八條の五 第四十一条の四の規定は、前条に規定する者について準用する。この場合において、第四十一条の四中「施行法第四十一条第一項において準用する施行法第八條又は第九條」とあるのは「施行法第四十八條の四において準用する施行法第四十一条第一項又は第二項」と、「施行法第四十一条第一項において準用する施行法第三十一条の二から第三十二条の四まで」とあるのは「施行法第四十八條の四において準用する施行法第四十一条第一項」とあるのは「施行法第四十一条第一項」と、  
「施行法第四十一条の四において準用する施行法第四十一条第一項」とあるのは「施行法第四十一条第一項」と、  
「施行法第四十一条の四」とあるのは「施行法第四十一条の五」と読み替えるものとする。  
別表中一、九八四、〇〇〇円を「二、二二一、二〇〇円」に、「一、二八三、〇〇〇円」を「一、四二九、二〇〇円」に、「八四四、〇〇〇円」を「九四〇、二〇〇円」に改め、同表の備考三中「六万四千円」を「七万二千円」に、「一万八千円」を「二万四千円」に、「四万二千円」を「四万八千円」に改める。  
第四條 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百

五十六号の一部を次のように改正する。

第七條第一項第十号中「第二條の八」を「第二條の九」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二條中国公務員共済組合法附則第三條の二及び附則第十四條の二の改正規定 公布の日

二 第二條中国公務員共済組合法第七十六條第二項ただし書、第七十六條の二、第七十八條第二項から第四項まで、第七十九條第四項及び第五項、第七十九條の二第三項第一号、第八十二條、第八十二條の二、第八十五條第四項から第八項まで、第八十八條の二第一号、第八十八條の三第一項並びに第八十八條の四第一項及び第二項第二号の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定並びに附則第十三條の二第三項、附則第十三條の六第一項、附則第十三條の七第一項及び別表第三の改正規定、第三條中国公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十一條の二第一項、第十三條第二項及び第三十二條の三第一項の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、第四十五條の三第二項、第四十七條の二並びに第四十八條の二の改正規定並びに附則第二條の規定 昭和五十一年八月一日

三 第二條中国公務員共済組合法目次、第二條、第十九條第二項、第四十一條第一項、第四十三條第一項、第四十五條、第七十二條第一項、第七十四條、第八十一條第一項第二号及び第二項、第八十三條第五項並びに第八十七條第一項及び第二項の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、第八十八條第三号及び第九十二條の見出しの改正規定、同條の次に二條を加える改正規定、第九十三條第一項にただし書を加える改正規定、同條の次に

一條を加える改正規定並びに別表第二ノ二の改正規定、第三條中国公務員共済組合法の長期給付に関する施行法目次及び第四十一條第三項の改正規定、第四十一條の三の次に一條を加える改正規定、第四十八條の四の次に一條を加える改正規定並びに附則第三條から附則第五條までの規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(退職年金等の額に関する経過措置)

第二條 第二條の規定による改正後の国家公務員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第七十六條第二項ただし書、第七十六條の二、第七十八條第二項から第四項まで、第七十九條第四項及び第五項、第八十二條、第八十二條の二、第八十五條第四項から第八項まで、第八十八條の二、第八十八條の三第一項、第八十八條の四、第八十八條の五、附則第十三條の二第三項、附則第十三條の六第一項並びに附則第十三條の七第一項の規定並びに第三條の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)第十一條の二第一項、第十三條第二項、第三十二條の三第一項、第三十二條の四、第四十五條の二の規定は、昭和五十一年七月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年八月分以後適用する。

2 改正後の法第七十九條の二第三項第一号の規定は、昭和五十年四月一日から昭和五十一年七月三十一日までの間に給付事由が生じた給付についても、同年八月分以後適用する。

(廃疾年金及び廢疾一時金に関する経過措置)

第三條 第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法(以下「改正前の法」という。)第八十一條第一項第二号又は第八十七條第一項若しくは第二項の規定は、公務によらない病氣又は負傷及びこれらにより生じた病氣(以下「傷病」という。)について附則第一條第三号に定める日

(以下「一部施行日」という。)前に療養の給付又は療養費の支給を受けたことがある者の当該傷病による廢疾については、一部施行日以後も、なおその効力を有する。

2

一部施行日の前日において廢疾年金を受ける権利を有しない者について、一部施行日の一年六月前の日から改正後の法第八十一條第二項の規定が適用されたとしたならば、一部施行日前にその者が廢疾年金を受ける権利を有することとなるときは、その者には一部施行日の属する月から改正後の法第八十一條第一項の規定による廢疾年金を支給する。

(他の公的年金制度から遺族年金が支給される場合の経過措置)

第四條 改正後の法第九十二條の二の規定は、一部施行日の前日において現に改正前の法の規定による遺族年金を受ける権利を有する者の当該遺族年金については、適用しない。

(通算遺族年金に関する経過措置)

第五條 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号)附則第十九條第一項又は第二項に規定する者は、改正後の法第九十二條の三の規定の適用については、改正後の法第七十九條の二第二項第一号に該当するものとみなす。

(掛金の標準となる俸給に関する経過措置)

第六條 改正後の法第百條第三項の規定は、昭和五十一年七月分以後の掛金の標準となる俸給について適用し、同年六月分以前の掛金の標準となる俸給については、なお従前の例による。

(端数処理に関する経過措置)

第七條 改正後の法第百十五條の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に生じた事由に基づいて行う長期給付を受ける権利の決定又は長期給付の額の改定について適用し、施行日前に生じた事由に基づいて行う長期給付を受ける権利の決定又は長期給付の額の改定については、なお従前の例による。

第八條 改正後の法第百二十六條の五第一項の規定は、施行日以後に退職した組合員であつた者について適用し、施行日前に退職した組合員であつた者については、なお従前の例による。

(長期在職者の老齢加算等に関する経過措置)

第九條 改正後の施行法第十一條第二項及び第三項、第二十二條第二項、第三十一條第二項及び第三十二條並びに第四十五條第二項及び第三項の規定は、施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十一年七月分以後適用する。

(公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第十條 改正後の施行法第三十三條及び別表の規定は、施行日前に給付事由が生じた遺族年金及び廢疾年金についても、昭和五十一年七月分以後適用する。

(長期在職者等の退職年金等の最低保障)

第十一條 組合員又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「施行法」という。)第二條第一項第七号に規定する更新組合員(施行法第四十一條第一項各号に掲げる者及び施行法第四十二條第一項に規定する恩給更新組合員を含む。)が施行日以後に退職し、又は死亡した場合において、これらの者又はその遺族に係る国家公務員共済組合法(以下「法」という。)の規定による退職年金、廢疾年金又は遺族年金(施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。)以下同じ。で次の各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。

一 法の規定による退職年金のうちイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が当該退職年金

を受ける最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)に達しているものに係る年金 五十五万円

六十五歳以上の者で法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた実在職の期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)に達しているものに係る年金 四十一万二千五百円

六十五歳以上の者で実在職の期間が九年未満のものに係る年金 二十七万五千円

法の規定による廃疾年金 次イからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

六十五歳以上の者で法の規定による廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)に達しているものに係る年金 四十一万二千五百円

イ及びロに掲げる年金以外の年金 二十七万五千円

法の規定による遺族年金 次イからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

妻、子又は孫が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもに(イに掲げる年金を除く)並びに六十五歳未満の者(妻、子及び孫を除く)が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)に達しているものに係る年金 二十万六千三百円

ハイ及びロに掲げる年金以外の年金 十三万七千五百円

前項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、前項の規定により算定した額に、当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法(大正十二年法律第四十八号)による扶助料、法による改正前の国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)による遺族年金その他の年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する額は、この限りでない。

遺族である子が一人いる場合 三万六千円  
遺族である子が二人以上いる場合 六万円  
六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 二万四千元

第一項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。

第一項各号に掲げる年金で施行日以後に給付事由が生じたものを受ける者が六十五歳に達した場合(同項第三号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達した場合を除く)において、これらの年金の額が同項各号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を当該各号に掲げる額に改定する。

第一項又は前項の場合において、第一項第三号に掲げる年金を受ける者又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。(政令への委任)

第十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関し必要な事項は、政令で定める。

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の七第二項中「並びに次条第三項、第五項及び第七項」を、「次条第三項、第五項及び第七項並びに第一条の九第二項、第四項及び第六項」に改める。

第一条の八の次に次の一条を加える。  
(昭和五十一年度における旧法による退職年金等の額の改定)  
第一条の九 前条第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の十一の仮定俸給(同条第四項若しくは第六項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とし

た年金又は前条第七項若しくは第八項の規定により同条第七項の表の下欄に掲げる金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第二項の規定により年金額を改定したものとした場合においてその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給、同条第五項の規定により改定された年金については、その改定年金額の算定の基礎となつて別表第一の十二の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を準用して算定した額に改定する。

前条第二項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)に達している年金に限る)で、七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対する前項の規定の適用については、同項中「算定した額」とあるのは、「算定した額に、その額の計算の基礎となつた組合員期間の年数と最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)との差年数のうち、五年(当該年金が八十歳以上の者に係る年金である場合にあつては、十年。以下この項において同じ)に達するまでの年数についてはその差年数一年につきその俸給とみなされた同表の仮定俸給の額の三分の二(旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、六百分の二)、五年を超える年数については、その差年数一年につきその俸給とみなされた同表の仮定俸給の額の三分の一(旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、六百分の一)に相当する金額の十二倍に相当する金額を加えた額」とする。この場合において、第一条第四項後段の規定を準用する。

第一条第六項の規定は、第一項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

第一項又は前項の規定の適用を受ける年金

第一項又は前項の規定の適用を受ける年金

5 (その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期年金年限に達している年金に限る。)については、その年金を受け取る者が七十歳に達したとき(旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受け取る妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。)、又は八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第二項の規定により読み替えて適用する第一項の規定に準じてその額を改定する。

6 年金の額を改定する場合について準用する。次の表の上欄に掲げる年金については、第一項又は第四項の規定により改定された額が、同表の中欄に掲げるその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間の区分に対応する同表の下欄に掲げる額に満たないときは、その額を当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

年 金	実在職した期間	金 額
旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金で六十五歳以上の者が受けるもの	最短期年金年限以上 九年以上最短期年金年限未満 九年末満	五十五万円 四十二万二千五百円 二十七万五千元
旧法の規定による退職年金に相当する年金で六十五歳未満の者が受けるもの	最短期年金年限以上	四十二万二千五百円
旧法の規定による廃疾年金に相当する年金で六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受けるもの	最短期年金年限以上 最短期年金年限未満 九年以上最短期年金年限未満 九年末満	二十七万五千元 二十七万五千元 二十七万五千元 二十万六千三百円
旧法の規定による遺族年金に相当する年金で六十五歳未満の者(妻、子及び孫を除く)が受けるもの	最短期年金年限以上 最短期年金年限未満	二十万六千三百円 十三万七千五百円

7 第一項、第三項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受け取る者が六十五歳に達したとき(旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受け取る妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。)は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

8 第一項又は第三項から前項までの規定の適用を受ける年金については、その年金を受け取る者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受け取る妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、これらの規定により算定した年金の額に、当該各号に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。ただ

し、その者が当該年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定による扶助料、次条第一項に規定する殉職年金若しくは障害遺族年金若しくはこれらに類する年金又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金に類する年金の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

2 第一項の規定は、前条第二項の規定の適用を受ける年金(旧法の規定による退職年金に相当する年金を受け取ることができた組合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受け取る最短期年金に達しているもの)に係る年金に限る。で、七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受け取る七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対して前項の規定を適用する場合について準用する。

9 第一項、第三項又は第六項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受け取る者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受け取る六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

3 次の各号に掲げる年金については、第一項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十一年七月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円  
三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 二万四千元

1 障害年金 別表第四の十二に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十万円を加えた額)  
二 殉職年金 五十六万四千二百円  
三 障害遺族年金 四十二万三千二百円

第二條の九 前条第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の十一の仮定俸給(同条第五項の規定により改定された年金又は同条第九項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定した年金)に改定する。ただし、前条第二項の規定により年金額を改定したものとした場合においてその改定した年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給、同条第八項の規定により改定された年金については、その改定された年金額の算定の基礎となつてい

4 前三項の場合において、これらの規定による年金を受け取る権利を有する者が殉職年金又は障害遺族年金を受け取る権利を有する者であるときは、これらの規定により算定した年金の額に、二万四千元(その者に扶養遺族が一人ある場合にあつては三万六千元、扶養遺族が二人以上ある場合にあつては六万円)を加えた額を、その改定する額とする。ただし、その改定する額が次の各号に掲げる年金の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる額に満たないときは、その額を当該年金の額とする。

5 前項の規定は、同項の規定による殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者がこれらの年金に係る当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法の規定による扶助料若しくはこれに類する年金又は殉職年金若しくは障害遺族年金に類する年金の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、適用しない。

6 第三項の場合において、障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族があるときは、同項第一号に掲げる額に、配偶者である扶養親族については七万二千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき四万八千円（そのうち二人までは、一人につき二万四千円）（配偶者である扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人に限り四万八千円）を加えた額を、それぞれその改定する額とする。

7 第三項の場合において、殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者に扶養遺族があるときは、同項第二号に掲げる額（第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額）に第一号に掲げる額を加えた額又は第三項第三号に掲げる額（第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額）に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。

8 第一項又は第三項の規定の適用を受ける年金（旧法の規定による退職年金に相当する年金）を受けることができた組合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限に達しているも

のに係る年金に限る。）については、その年金を受ける者が七十歳に達したとき（殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く）、又は八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第二項の規定により読み替えて適用する第一項の規定に準じてその額を改定する。

9 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

第三条第一項中「第三条の八」を「第三条の九」に改める。

第三条の八の次に次の一条を加える。

第三條の九 昭和四十九年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、前条第一項、第三項又は第四項の規定により改定された年金額（法第五十九条、第五十九条の二又は附則第六條の四（法附則第十七條の二及び第二十六條第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用があつたときは、これらの規定の適用がないものとした場合の年金額）の算定の基礎となつて算定する第一條第六項又は第五項において準用する第一條第六項の規定により従前の年金額をもつて改定した年金額とした年金については前条第一項又は第四項の規定により、同条第六項又は第八項の規定により同条第六項の表の下欄に掲げる額（減額退職年金にあつては、その掲げる額から、その掲げる額の百分の四に相当する額に五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する時のその者の年齢との差年数を乗じて得た額を減じて得た額）をもつて改定した年金額とした年金については同条第一項、第三項又は第四項の規定により、それぞれ年金額を改定し

たものとした場合において、その改定年金額（法第五十九条、第五十九条の二又は附則第六條の四の規定の適用があつたときは、これらの規定の適用がないものとした場合の改定年金額）の算定の基礎となるべき俸給年額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その額に一月未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額とし、当該俸給年額が六万五千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の中欄に掲げる額をその乗じて得た額に加えて得た額）を法第十七條第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

3 昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、当該組合員の法の退職当時の法第十七條第一項に規定する俸給年額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その額に一月未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額とし、当該俸給年額が六万五千円以上であるときは、その属する同表の上

欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加えて得た額とする。）を同項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

4 次の表の上欄に掲げる年金については、第一項又は前項の規定により改定された額（遺族年金については、その額につき法第五十九条の三の規定の適用がある場合（同条の規定が昭和五十一年七月一日から適用されるとするならば同条の規定が適用されることとなる場合を含む。）には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）が、同表の中欄に掲げるその年金に係る組合員であつた者の組合員期間のうち実在職した期間（組合員であつた者が船員である組合員であつた期間）について法第七十七條第二項の規定の適用があつた場合においては、同項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間とする。）の区分に対応する同表の下欄に掲げる額（減額退職年金にあつては、その掲げる額から、その掲げる額の百分の四に相当する額に五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する時のその者の年齢との差年数を乗じて得た額を減じて得た額。以下この項において同じ。）に満たないときは、その額を当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額に改定する。この場合においては、第一條第四項後段の規定を準用する。

年	金	実在職した期間	金	額
法の規定による退職年金、減額退職年金又は廃疾年金で六十五歳以上の者が受けるもの		法の規定による退職年金を受ける最短期間年限（以下「最短期間年限」という。）以上	五十五万円	
		九年以上最短期間年限未満	四十一万二千五百円	
		九年未満	二十七万五千円	

法の規定による退職年金又は減額退職年金で六十五歳未満の者が受けるもの	最短年金年限以上	四十一万二千五百円
法の規定による廃疾年金で六十五歳未満の者が受けるもの	最短年金年限以上	四十一万二千五百円
法の規定による遺族年金で六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受けるもの	最短年金年限未満	二十七万五千円
法の規定による遺族年金で六十五歳未満の者が受けるもの	最短年金年限以上	二十七万五千円
法の規定による遺族年金で六十五歳未満の者が受けるもの	九年以上最短年金年限未満	二十万六千三百円
法の規定による遺族年金で六十五歳未満の者が受けるもの	九年未満	十三万七千五百円
法の規定による遺族年金で六十五歳未満の者が受けるもの	最短年金年限以上	二十万六千三百円
法の規定による遺族年金で六十五歳未満の者が受けるもの	最短年金年限未満	十三万七千五百円

5 昭和五十年四月一日から昭和五十一年六月三十日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、前項の規定に準じてその額を改定する。

6 前各項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が六十五歳に達したとき（遺族年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第四項の規定に準じてその額を改定する。

7 前三項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が遺族年金を受ける妻であり、かつ、次の各号に掲げた年金の額に、これらの規定により算定した年金の額に、当該各号に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であった者の死亡について、恩給法の規定による扶助料、旧法の規定による遺族年金に相当する年金その他の年金の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 二万四千元

8 第四項又は第五項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が遺族年金を受ける六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

第四條第一項中「前二條」を「前三條」に改める。

第四條の三の次に次の一條を加える。  
（昭和五十一年度における法による通算退職年金の額の改定）

第四條の四 昭和四十九年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金（法第六十一條の二第五項の規定の適用を受けるものを除く。次項において同じ。）については、昭和五十一年七月分以後、その額を、前條第一項若しくは第二項、同條第三項において準用する第四條の二第三項、前條第六項又は同條第七項において準用

する第四條の二第三項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつている通算退職年金の仮定俸給（前條第四項又は第八項において準用する第一條第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、前條第三項又は第七項において準用する第四條の二第三項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいづれの区分に属するかに応じて同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その十二を乗じて得た額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を当該中欄に掲げる率を乗じて得た額に加えて得た額）を十二で除して得た額（その額に円未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額）を第四條第一項第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、当該組合員の法の退職当時の法第十七條第一項に規定する俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいづれの区分に属するかに応じて同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その十二を乗じて得た額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に

3 第四條の二第三項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金について準用する。この場合において、同條第三項中「昭和四十九年九月分以後」とあるのは、「昭和五十一年七月分以後」と、「前二項の規定により」とあるのは、「第四條の四第一項又は第二項の規定により」と読み替へるものとする。

4 第一條第六項の規定は、前項において準用する第四條の二第三項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

5 法第六十一條の二第五項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、前後の退職のそれぞれについて前各項の規定の例により算定した額の合算額に改定する。

6 前各項の規定の適用を受ける通算退職年金の額の算定については、昭和五十一年八月分以後、第四條第一項第一号及び第四條の二第三項第二号中「千円」とあるのは、「千六百五十円」とする。

第七條第一項中「第二條の八」を「第二條の九」に改め、同條第二項中「第四條の三」を「第四條の四」に改める。

別表第一の十一の次に次の一表を加える。

別表第一の十二（第一條の九、第二條の九関係）

別表第一の十一の仮定俸給	四三、七八〇円	四八、八一〇円
	四五、七六〇	五一、〇二〇
	四七、七九〇	五三、二九〇
仮定俸給		

四九、八一〇  
五一、八六〇  
五三、一四〇  
五四、四三〇  
五五、九二〇  
五八、〇三〇  
五九、八六〇  
六一、五五〇  
六三、六二〇  
六五、六九〇  
六七、九七〇  
七〇、二六〇  
七三、一〇〇  
七四、九〇〇  
七七、二三〇  
七九、四九〇  
八四、〇一〇  
八五、二一〇  
八八、六八〇  
九三、二八〇  
九八、三八〇  
一〇〇、九八〇  
一〇三、四五〇  
一〇六、九九〇  
一〇九、〇八〇  
一一五、一三〇  
一一八、一三〇  
一二一、二七〇  
一二七、三一〇  
一三三、四二〇  
一三四、九九〇  
一四〇、〇三〇  
一四七、一八〇  
一五四、二七〇  
一五八、六三〇  
一六二、九〇〇  
一七一、五六〇  
一八〇、二一〇  
一八一、九三〇

五五、五三〇  
五七、八三〇  
五九、二五〇  
六〇、六八〇  
六二、三一〇  
六四、六一〇  
六六、六〇〇  
六八、四五〇  
七〇、七〇〇  
七二、九六〇  
七五、四四〇  
七七、九四〇  
八一、〇六〇  
八三、〇四〇  
八五、六二〇  
八八、一一〇  
九三、〇八〇  
九四、四一〇  
九八、二二〇  
一〇三、三二〇  
一〇八、九三〇  
一一一、八〇〇  
一一四、五三〇  
一一八、四三〇  
一二〇、七三〇  
一二七、四二〇  
一三〇、七二〇  
一三四、一八〇  
一四〇、八五〇  
一四七、五八〇  
一四九、三二〇  
一五四、八八〇  
一六二、七七〇  
一七〇、五八〇  
一七五、四〇〇  
一八〇、一〇〇  
一八九、六五〇  
一九八、九九〇  
二〇〇、八二〇

一八八、八二〇  
一九七、五一〇  
二〇六、一八〇  
二一四、七八〇  
二二〇、一九〇  
二二五、九九〇  
二三七、一三〇  
二四八、四一〇  
二五四、〇八〇  
二五九、五七〇  
二七〇、七七〇  
二七五、八七〇  
二八一、九六〇  
二九三、一一〇  
三〇五、三二〇  
三一七、五九〇  
三一七、五三〇  
三二二、七五〇  
三二九、七八〇  
三四一、九三〇  
三五四、一一〇  
三六〇、一三〇  
三六六、三〇〇  
三七九、八二〇  
三九三、三六〇  
四〇〇、〇三〇  
四〇六、八八〇

二〇八、一三〇  
二一七、三六〇  
二二六、五七〇  
二三五、七一〇  
二四一、四五〇  
二四七、六一〇  
二五九、四四〇  
二七一、四二〇  
二七七、四四〇  
二八三、一五〇  
二九四、八三〇  
三〇〇、一三〇  
三〇六、二九〇  
三一七、四四〇  
三二九、六五〇  
三三五、九三〇  
三四一、八六〇  
三四八、〇八〇  
三五四、一一〇  
三五六、二七〇  
三七八、四四〇  
三八四、四七〇  
三九〇、六三〇  
四〇四、一五〇  
四一七、六九〇  
四二四、三六〇  
四三一、二一〇

別表第三の十一の次に次の一表を加える。

別表第三の十二(第二条の九関係)

別表第一の十二の下欄に掲げる仮定俸給	率
二三五、七一〇円以上のもの	二三・〇割
二一七、三六〇円を超え二三五、七一〇円未満のもの	二三・八割
二〇八、一三〇円を超え二一七、三六〇円以下のもの	二四・五割
二〇〇、八二〇円を超え二〇八、一三〇円以下のもの	二四・八割
一四〇、八五〇円を超え二〇〇、八二〇円以下のもの	二五・〇割
一三四、一八〇円を超え一四〇、八五〇円以下のもの	二五・五割
一二〇、七三〇円を超え一三四、一八〇円以下のもの	二六・一割



九八、二三〇円を超え一、二〇、七三〇円以下のもの  
 九四、四一〇円を超え九八、二三〇円以下のもの  
 八八、一一〇円を超え九四、四一〇円以下のもの  
 八五、六二〇円を超え八八、一一〇円以下のもの  
 八三、〇四〇円を超え八五、六二〇円以下のもの  
 七二、九六〇円を超え八三、〇四〇円以下のもの  
 六四、六一〇円を超え七二、九六〇円以下のもの  
 六二、三一〇円を超え六四、六一〇円以下のもの  
 六〇、六八〇円を超え六二、三一〇円以下のもの  
 五九、二五〇円を超え六〇、六八〇円以下のもの  
 五七、八三〇円を超え五九、二五〇円以下のもの  
 五五、五三〇円を超え五七、八三〇円以下のもの  
 五三、〇〇〇円以下のもの

二六・九割  
 二七・四割  
 二七・八割  
 二九・〇割  
 二九・三割  
 二九・八割  
 三〇・二割  
 三〇・九割  
 三一・九割  
 三二・七割  
 三三・〇割  
 三三・四割  
 三四・五割

別表第四の備考二中「(大正十二年法律第四十八号)」を削る。

別表第四の十一の次に次の一表を加える。  
 別表第四の十二(第二条の九関係)

障害の等級	年	金	額
一級		二、四四五、〇〇〇円	
二級		一、九八〇、〇〇〇円	
三級		一、五八九、〇〇〇円	
四級		一、一九八、〇〇〇円	
五級		九二九、〇〇〇円	
六級		七〇九、〇〇〇円	

備考  
 別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは、「一九八、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは、「一九三、五〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第七の次に次の一表を加える。

別表第八(第三条の九、第四条の四関係)

俸給	年額	率	金額
六五二、〇〇〇円未満のもの		一・一一五	一六、三〇〇円
六五二、〇〇〇円以上八六一、五三八円未満のもの		一・〇九〇	五、一〇〇円
八六一、五三八円以上二、一〇二、四三九円未満のもの		一・一〇三	九一、三〇〇円
二、一〇二、四三九円以上三、〇四五、〇〇〇円未満のもの		一・〇六二	

三、〇四五、〇〇〇円以上三、三二八、五七一円未満のもの	一・〇四二	一五二、二〇〇円
三、三二八、五七一円以上のもの	一・〇〇〇	二九二、〇〇〇円

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)  
 第二条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

2 短期給付の額について、一円未満の端数があるときはこれを一円に切り上げ、長期給付の額について、五十円未満の端数があるときはこれを五十円に切り上げ、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。

第十八条第二項及び第二十三条前段中「遺族年金」を「遺族年金、通算遺族年金」に改める。  
 第二十五条第一項中「次に掲げる者」の下に「第六十一条の四の場合にあつては、組合員又は組合員であつた者の親族で厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五号)第五十九条の規定により同法の遺族年金を受けることができる者に相当するもの」を加える。

第二十六条第一項中「給付」の下に「通算遺族年金を除く。次条において同じ。」を加える。  
 第四十八条第七号から第九号までを次のように改める。

七 通算退職年金  
 八 返還一時金  
 九 通算遺族年金

第五十条第二項に次のただし書を加える。  
 ただし、その年額が五十五万二千円に満たないときは、五十五万二千円とする。

第五十条第三項第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に、「十年」を「十五年」に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に改める。

第五十条の二第三項中「同条第二項の規定又

は同項」を「同条第二項本文の規定又は同項本文」に、「年額」を「年額とし、改定前の退職年金の年額に於ては、同条第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の年額とする。」に改め、同条第四項第一号中「三十年」を「三十五年」に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に改める。  
 第五十三条の二第二項中「同条第二項の規定又は同項」を「同条第二項本文の規定又は同項本文」に、「年額」を「年額とし、改定後の退職年金の年額に於ては、同条第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の年額とする。」に改め、同条第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の年額とする。」に改める。  
 第五十四条第四項中「千円」を「千六百五十円」に改める。

第五十五条第一項中「組合員となつて二年以上経過した」を「組合員期間(通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)第四条第一項各号に掲げる期間(組合員期間以外の期間で政令で定めるものに限る。以下「公的年金期間」という。)を有する組合員で組合員期間が二年未満であるものにあつては、当該公的年金期間と組合員期間とを合算した期間(以下「公的年金合算期間」という。))が二年となつた」に、「三年」を「二年六月」に、「なかつた時又はなほならない」を「治つた時又は治らない」に、「第五十七條」を「次条」に改め、「状態にあるとき」の下に「、又はその退職の時から五年以内と同表に掲げる程度の廃疾の状態になつた場合において、その期

間内にその者の請求があつたとき」を加え、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該金額が、第一号の場合にあつては六十六万九千円、第二号の場合にあつては五十五万二千円、第三号の場合にあつては三十九万六千円に満たないときは、それぞれその金額を廃疾年金の年額とする。

第五十五条第三項第一号中「年数が」の下に「二年以上」を加え、「場合」を「場合及び組合員期間が二年未満であり、かつ、公的年金合算期間が二年以上である場合」に、「二十四万円」を「三十九万六千円」に改め、同項第三号中「三十年」を「三十五年」に改め、同項第四号中「三十年」を「三十五年」に、「十年」を「五年」に改める。

第五十六条第一項中「軽減したとき」の下に「、又は退職の時から五年以内に増進した場合において、その期間内にその者の請求があつたとき」を加える。

第五十七条第一項中「退職の時」の下に「(療養又は療養費の支給開始後三年を経過しない組合員がその資格を喪失した後第三十六条第一項の規定により継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後三年を経過するまでの間に治つた時又は治らないがその期間を経過した時。次項において同じ。)」を加え、同条第二項中「組合員となつた後二年を経過しない間」を「組合員期間(公的年金期間を有する組合員で組合員期間が二年未満であるものにあつては、公的年金合算期間)が二年となる前」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(廃疾年金と退職一時金等との調整)

第五十七条の二 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者(その後再びもとの組合の組合員となつた者を除く。)でその後廃疾年金を支給すべき事由が生じたものに廃疾年金を支給するときは、その者に、政令で定めるところにより、第五十五条第二項又は第三項の規定により算定した額からその支給を受けた退

職一時金又は廃疾一時金の額を基準として算定した額を控除した額に相当する金額を支給する。

(公的年金合算期間を有する組合員に係る廃疾年金等)

第五十七条の三 組合員期間が二年未満であり、かつ、公的年金合算期間が二年以上である組合員であつた者に係る廃疾年金又は廃疾一時金については、第五十五条から前条までに定めるもののほか、政令で定めるところによる。

第五十八条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「死亡したとき」の下に「、又は組合員期間が一年未満であり、かつ、公的年金合算期間が一年以上である組合員が死亡したとき(その者の遺族が同一の事由により一の公的年金制度から遺族年金(政令で定めるものに限る。))又はその遺族年金に相当するものとして政令で定める年金を受ける権利を有するときを除く。)」を加え、同条第二項第二号中「一年以上」を削り、同条第三項中「一万二千円」を「一万九千八百円」に改める。

第五十九条第一項中「九千六百円」を「二万四千円」に改める。

第五十九条の二中「三十五万四千円」を「四十三万二千円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第五十九条の三 前三条の場合において、遺族年金を受ける妻が次の各号の一に該当する場合には、これらの規定により算定した金額に当該各号に掲げる額を加えた額を当該遺族年金の年額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定による扶助料、旧国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の法律による改正前の日本専売公社法第五十一条第一項、日本国有鉄道法第五十七条第一項及び日本電信電話公社法第八十条第一項に

おいて準用する場合を含む。以下「旧法」という。の規定による遺族年金その他の年金の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する額は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 六万六千円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。) 二万四千円

2 遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。

(遺族年金の額の調整)

第五十九条の四 組合員期間一年以上十年未満の組合員が死亡した場合において、その者の遺族が同一の事由により一の公的年金制度から遺族年金(政令で定めるものに限る。))又はその遺族年金に相当する年金として政令で定める年金の支給を受けるときは、遺族年金の額は、第五十八条第二項第二号及び第三項並びに第五十九条から前条までの規定にかかわらず、当該支給を受けることができる間、その死亡した者の俸給年額の百分の一に相当する額に組合員期間の年数を乗じて得た金額(退職一時金の支給を受けるべき者で再びもとの組合の組合員となつたものが死亡した場合にあっては、その金額から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額)に満たないときは、その金額を遺族年金の年額とする。

第六十一条の二第一項中(昭和三十六年法律第八十一号)を削り、同条第三項中「千円」を「千六百五十円」に改める。

第六十一条の四第一項に次のただし書を加える。

ただし、その者の死亡に係る通算遺族年金の支給を受ける権利を有する者があるときは、この限りでない。

第六十一条の四第二項中「前条」を「第六十一条の三」に改め、同条を第六十一条の五とし、第六十一条の三の次に次の一条を加える。

(通算遺族年金)

第六十一条の四 第六十一条の二第二項の規定により通算遺族年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、政令で定めるところにより、その者の遺族に通算遺族年金を支給する。ただし、その遺族が、同一の事由により

一の公的年金制度から遺族年金(政令で定めるものに限る。)又はその遺族年金に相当する年金として政令で定める年金を受ける権利を有する者(厚生年金保険法第三十八条第一項その他政令で定める法令の規定により当該年金の全部が停止されている場合における当該年金を受ける権利を有する者を除く。)であるときは、この限りでない。

2 通算遺族年金の年額は、その死亡した者に係る第六十一条の二第三項から第五項までの規定による通算退職年金の年額の百分の五十に相当する金額とする。

3 厚生年金保険法第五十九条、第五十九条の二、第六十条第三項、第六十一条、第六十三条条、第六十四条及び第六十六条から第六十八条まで並びに通算年金通則法第四条から第十条までの規定は、通算遺族年金について準用する。

第六十二条の前に次の一条を加える。  
(公的年金期間を有していた組合員等に係る遺族年金等)

第六十一条の六 公的年金期間を有していた組合員又は組合員であつた者に係る遺族年金、通算遺族年金又は死亡一時金については、第五十八条から第六十一条まで、第六十一条の四及び前条に定めるもののほか、政令で定めるところによる。

第七十三条第二項中(昭和二十九年法律第十五号)を削る。

第八十二条の三第一項中「十日」を「二十日」に改め、同条第二項中「に相当するもの」を「を基礎」に改め、同条第四項第一号中「一年」を「二年」に改める。

附則第二条中「旧国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号。この法律による改正前の日本専売公社法第五十一条第一項、日本国有鉄道法第五十七条第一項及び日本電信電話公社法第八十条第一項において準用する場合を含む。以下附則第二十九条までにおいて「旧法」という。)を「旧法」に改める。  
附則第三条の二中「二年」を「四年」に改める。  
附則第四条第二項中(大正十二年法律第四十八号)を削る。  
附則第六条第四項中「組合員期間一年以上二十年未満の更新組合員が死亡した場合におけるその者」を「第五十八条第一項の場合において、当該組合員が組合員期間二十年未満の更新組合員であるときにおける当該更新組合員」に、「第五十八条第二項第二号」を「同条第二項第二号」に改める。  
附則第六条の二第一項第一号中「三分の一」を「三分の二」の超える期間の年数が五年を超え、三分の一の二に改め、同項第二号中「三分の一」を「三分の二」の超える期間の年数が五年を超え、三分の二の超える部分の年数については、三分の一の二に改め、同条第三項を次のように改める。  
3 八十歳以上の更新組合員が退職した場合において、その者の組合員期間のうち第一項各号に掲げる期間があるときにおけるその者に対する同項の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「五年」とあるのは、「十年」と読み替えるものとする。  
附則第六条の二第七項第一号中「六百分の一」を「六百分の二」の超える期間の年数が五年を超え、六百分の二の超える部分の年数については、六百分の一の二に改め、同項第二号中「六百分の一」を「六百分の二」の超える期間の年数と前号の超える期間の年数とを合算した年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、六百分の一の二に改め、同条第九項を次のように改める。  
9 更新組合員又は更新組合員であつた者が死亡した場合において、その者の組合員期間のうち第一項各号に掲げる期間があるときは、その者に係る遺族年金を受ける者が八十

歳以上の者である場合における同項の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「五年」とあるのは、「十年」と読み替えるものとする。  
附則第六条の四第一項中「四十二万二千二百円」を「五十五万二千円」に改め、同条第二項中「二十五万四千円」を「四十三万二千円」に改める。  
附則第十七条の二の次に次の一条を加える。  
(再就職者に係る遺族年金の特例)  
第十七条の三 更新組合員であつた者で再びもとの組合の組合員となつたものに対する第五十九条の四の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「その者の遺族」とあるのは「その者(附則第十七条の二において準用する附則第九条から第十一条までの規定による退職年金若しくはこれに基づく減額退職年金を受ける権利を有していた者又はその者の死亡を退職とみなしたならばこれらの規定による退職年金を受けた権利を有することとなる者を除く。)の遺族」と、「第五十八条第二項第二号及び第三項並びに第五十九条から前条まで」とあるのは「第五十九条、第五十九条の三並びに附則第十七条の二において準用する附則第六条第四項及び第五項、第六条の三第二項、第六条の四第二項並びに第十四条の三」と、「組合員期間の年数を乗じて得た金額」とあるのは「組合員期間の年数を乗じて得た金額から、その者に係る附則第五条第一項各号に掲げる期間につき、附則第六条第一項の規定の例により算定した減算すべき金額の二分の一に相当する額を減じて得た金額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「附則第十七条の三において読み替えられた前二項」と読み替えるものとする。  
附則第二十四条第七項中「第八十八条第一項第一号」を「第八十八条第一号」に改め、同条第十一項中「第六十一条の四第二項」を「第六十一条の五第二項」に改める。  
別表第一中「別表第一」を「別表第一(第四十三条関係)」に改める。  
別表第二中「別表第二」を「別表第二(第五十二条関係)」に改める。  
別表第三中「別表第三」を「別表第三(第五十四条、附則第七条の二、附則第八条関係)」に改める。  
別表第三の二を次のように改める。  
別表第三の二(第五十四条関係)

則第六条第四項及び第五項、第六条の三第二項、第六条の四第二項並びに第十四条の三」と、「組合員期間の年数を乗じて得た金額」とあるのは「組合員期間の年数を乗じて得た金額から、その者に係る附則第五条第一項各号に掲げる期間につき、附則第六条第一項の規定の例により算定した減算すべき金額の二分の一に相当する額を減じて得た金額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「附則第十七条の三において読み替えられた前二項」と読み替えるものとする。  
附則第二十四条第七項中「第八十八条第一項第一号」を「第八十八条第一号」に改め、同条第十一項中「第六十一条の四第二項」を「第六十一条の五第二項」に改める。  
別表第一中「別表第一」を「別表第一(第四十三条関係)」に改める。  
別表第二中「別表第二」を「別表第二(第五十二条関係)」に改める。  
別表第三中「別表第三」を「別表第三(第五十四条、附則第七条の二、附則第八条関係)」に改める。  
別表第三の二を次のように改める。  
別表第三の二(第五十四条関係)

退職時の年齢	率
十八歳未満	一・〇九
十八歳以上二十三歳未満	一・三五
二十三歳以上二十八歳未満	一・七七
二十八歳以上三十三歳未満	二・三一
三十三歳以上三十八歳未満	三・〇二
三十八歳以上四十三歳未満	三・九四
四十三歳以上四十八歳未満	五・一二
四十八歳以上五十三歳未満	六・六七
五十三歳以上五十八歳未満	八・八一
五十八歳以上六十三歳未満	一〇・九六
六十三歳以上六十八歳未満	九・九〇
六十八歳以上七十三歳未満	八・三三

七十三歳以上

六・二四

別表第四中「別表第四」を「別表第四(第二十五  
条、第五十一条、第五十五条―第五十七条、第  
六十条、第六十一条関係)」に改める。  
別表第五中「別表第五」を「別表第五(第五十七  
条関係)」に改める。

別表第六中「別表第六」を「別表第六(附則第八  
条、附則第十八条関係)」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中公共企業体職員等共済組合法附則  
第三条の二の改正規定 公布の日

二 第二条中公共企業体職員等共済組合法第五  
十条第二項にただし書を加える改正規定、同  
条第三項第一号、同法第五十条の二第三項及  
び第四項第一号、第五十三條の二第二項並び  
に第五十四條第四項の改正規定、同法第五十  
五条第二項にただし書を加える改正規定、同  
条第三項第一号の改正規定(次号に掲げるも  
のを除く)、同項第三号及び第四号、同法第五  
十八條第三項、第五十九條第一項並びに第五  
十九條の二の改正規定、同条の次に二条を加  
える改正規定(次号に掲げるものを除く)、  
同法第六十一条の二第三項、附則第二条、附  
則第四条第二項及び附則第六条の四の改正規  
定並びに附則第三条 昭和五十一年八月一日

三 第二条中公共企業体職員等共済組合法第十  
八條第二項、第二十三條前段、第二十五條第  
一項、第二十六條第一項、第四十八條第七号  
から第九号まで及び第五十五條第一項の改正  
規定(次号に掲げるものを除く)、同条第三  
項第一号の改正規定(年数が「二」に「二年以  
上」を加え、「場合」を「場合及び組合員期間が  
二年未満であり、かつ、公的年金合算期間が  
二年以上である場合」に改める部分に限

る)、同法第五十七條第二項の改正規定、同  
条の次に二条を加える改正規定(次号に掲げ  
るものを除く)、同法第五十八條第一項及び  
第二項第二号の改正規定、同法第五十九條の  
二の次に二条を加える改正規定(同法第五十  
九條の四に係る部分に限る)、同法第六十一  
條の二第一項の改正規定、同法第六十一条の  
四第一項にただし書を加える改正規定、同条  
第二項の改正規定、同条を第六十一条の五と  
し、第六十一条の三の次に二条を加える改正  
規定、同法第六十二条の次に二条を加える改  
正規定、同法第七十三條第二項及び附則第六  
條第四項の改正規定、同法附則第十七條の二  
の次に二条を加える改正規定、同法附則第二  
十四條第十一項及び別表第三の二の改正規定  
並びに附則第四条第一項、第五條、第六條及  
び第十條 公布の日から起算して一年を超え  
ない範囲内において政令で定める日

四 第二条中公共企業体職員等共済組合法第五  
十五條第一項の改正規定(「三年」を「一年六  
月」に、「第五十七條」を「次条」に改め、「状態  
にあるとき」の下に「又はその退職の時から  
五年以内」に同表に掲げる程度の廃疾の状態に  
なつた場合において、その期間内にその者の  
請求があつたとき)を加える部分に限る、  
同法第五十六條第一項及び第五十七條第一項  
の改正規定、同条の次に二条を加える改正規  
定(同法第五十七條の二に係る部分に限る)、  
並びに附則第四条第二項及び第三項 公布の  
日から起算して一年六月を超えない範囲内  
において政令で定める日

(端数処理に関する経過措置)  
第二条 第二条の規定による改正後の公共企業体  
職員等共済組合法(以下「改正後の法」という)  
第十七條第二項の規定は、この法律の施行の日  
(以下「施行日」という)以後に給付事由又は改  
定すべき事由が生じた長期給付について適用

し、同日前に給付事由又は改定すべき事由が生  
じた長期給付については、なお従前の例による。  
(退職年金等の額に関する経過措置)  
第三条 改正後の法第五十条第二項ただし書及び  
第三項、第五十条の二第三項及び第四項、第五  
十三條の二第二項、第五十五條第二項ただし書  
及び第三項、第五十八條第三項、第五十九條第  
一項、第五十九條の二、第五十九條の三、第六  
十一条の二第三項並びに改正後の法附則第六條  
の四(改正後の法附則第十七條の二及び第二十  
六條第一項において準用する場合を含む)の規  
定は、昭和五十一年七月三十一日以前に給付事  
由が生じた給付についても、同年八月分以後適  
用する。

(廃疾年金及び廃疾一時金に関する経過措置)  
第四条 第二条の規定による改正前の公共企業体  
職員等共済組合法(以下「改正前の法」という)  
第五十五條第一項又は第五十七條第二項の規定  
は、業務によらない病気又は負傷及びこれらに  
より生じた病気(以下「傷病」という)について  
附則第一条第三号に定める日以前に療養又は療養  
費の支給を受けたことがある者の当該傷病によ  
る廃疾については、その日以後も、なおその効  
力を有する。

2 前項に規定する者の当該傷病による廃疾につ  
いては、同項の規定によりなお効力を有するも  
とされた改正前の法第五十五條第一項中「三年」  
とあるのは「一年六月」と、「第五十七條」とある  
のは「第五十六條」と、「あるとき」とあるのは  
「あるとき、又はその退職の時から五年以内」に  
同表に掲げる程度の廃疾の状態になつた場合に  
おいて、その期間内にその者の請求があつたと  
き」とする。

3 附則第一条第四号に定める日(以下「一部施行  
日」という)の前日において廃疾年金を受ける  
権利を有しない者について、一部施行日の一年  
六月前日から改正後の法第五十五條第一項の  
規定が適用されていたとしたならば、一部施行  
日前にその者が廃疾年金を受ける権利を有する

こととなるときは、その者(組合員となつて二  
年以上経過した後に業務によらないで病気に  
かかり、又は負傷した者に限る)には一部施行日  
の属する月から同項の規定による廃疾年金を支  
給する。  
(一の公的年金制度から遺族年金が支給される  
場合の経過措置)  
第五条 改正後の法第五十九條の四の規定は、附  
則第一条第三号に定める日の前日において現に  
改正前の法の規定による遺族年金を受ける権利  
を有する者の当該遺族年金については、適用し  
ない。  
(通算遺族年金に関する経過措置)  
第六条 通算年金制度を創設するための関係法律  
の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百  
八十二号)附則第三十八條第一項に規定する者  
は、改正後の法第六十一条の四の規定の適用に  
ついては、改正後の法第六十一条の二第二項第  
一号に該当するものとみなす。  
(任意継続組合員に関する経過措置)  
第七条 改正後の法第八十二條の三第一項の規定  
は、施行日以後に退職した組合員であつた者に  
ついて適用し、同日前に退職した組合員であつ  
た者については、なお従前の例による。

(長期在職者の老齢加算等に関する経過措置)  
第八条 改正後の法附則第六條の二(改正後の法  
附則第十七條の二及び第二十六條第一項におい  
て準用する場合を含む)の規定は、施行日以前に  
給付事由が生じた給付についても、昭和五十一年  
七月分以後適用する。  
(長期在職者の退職年金等の年額の最低保障)  
第九条 施行日以後の退職(死亡を含む)に係る  
改正後の法第五十九條の四の規定の適用  
がある遺族年金を除く)については、その年金  
の額(遺族年金については、その額につき改正  
後の法第五十九條の三の規定の適用がある場合  
には、その額から同条の規定により加算される  
べき額に相当する額を控除した額)が、同表の

中欄に掲げるその年金に係る組合員であつた者の組合員期間のうち実在職した期間（組合員であつた者が船員である組合員であつた期間について改正後の法第七十七条第二項の規定の適用があつた場合においては、同項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間とする。）の区分に対応する同表の下欄に掲げる額（減額退

職年金にあつては、その掲げる額から、その掲げる額の百分の四に相当する額に五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する時のその者の年齢との差年数を乗じて得た額を減じて得た額。以下この項において同じ。）に満たないときは、当分の間、その年金の額は、当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額とする。

年	金	実在職した期間	金	額
退職年金、減額退職年金又は廃疾年金で六十五歳以上の者が受けるもの		改正後の法の規定による退職年金を受取る最短年金年限（以下この表において単に「最短年金年限」という。）以上		五十五万円
退職年金又は減額退職年金で六十五歳未満の者が受けるもの		九年以上最短年金年限未満		四十一万二千五百円
		九年末満		二十七万五千元
廃疾年金で六十五歳未満の者が受けるもの		最短年金年限以上		四十一万二千五百円
		最短年金年限未満		二十七万五千元
遺族年金で六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受けるもの		最短年金年限以上		二十七万五千元
		九年以上最短年金年限未満		二十万六千三百円
		九年末満		十三万七千五百円
遺族年金で六十五歳未満の者（妻子及び孫を除く。）が受けるもの		最短年金年限以上		二十万六千三百円
		最短年金年限未満		十三万七千五百円

2 前項の場合において、同項の規定の適用を受ける遺族年金を受取る者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用するものとする。

3 第一項に規定する年金については、その年金を受取る者が六十五歳に達したとき（遺族年金を受取る妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

4 この場合においては、前項の規定を準用する。

4 前三項の場合において、遺族年金を受取る妻が次の各号の一に該当する場合には、これらの規定により算定した金額に当該各号に掲げる額を加えた額を当該遺族年金の年額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定による扶助料、旧法（国家公務員共済組合法の長期給付に関する

る施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第二條第一項第二号に規定する旧法をいう。）の規定による遺族年金その他の年金の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円  
 二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円  
 三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 二万四千元

5 第一項の規定による遺族年金を受取る者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正）

第十條 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第三十五條第三項及び第三十六條中「第六十一條の四第一項」を「第六十一條の五第一項」に改める。

（政令への委任）  
 第十一條 附則第二條から第九條までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。





昭和五十一年五月二十九日印刷

昭和五十一年五月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局